

令和4年度

包括外部監査の結果報告書

「補助金に係る事務の執行について」

一宮市包括外部監査人

大島 嘉秋

目次

第1	外部監査の概要	1
1	監査の種類	2
2	監査の対象	2
	(1) 監査対象期間	2
	(2) 選定した特定の事件（テーマ）	2
	(3) 選定した理由	2
3	監査の方法	2
	(1) 監査の実施期間	2
	(2) 監査の要点	2
	(3) 監査の手続	4
4	包括外部監査人及び補助者	6
	(1) 包括外部監査人	6
	(2) 包括外部監査人を補助した者	6
	(3) 利害関係	6
第2	監査対象の概要及び監査の結果（総論）	7
1	一宮市の補助金の状況	8
	(1) 補助金の定義	8
	(2) 補助金の一覧	9
2	補助金の概要理解及び現状整理	11
	(1) 補助金に関する管理規則	11
	(2) 補助金に関する運用体制	11
	(3) 補助金に関するPDCAサイクル	12
	(4) アンケート実施概要	13
	(5) アンケート実施結果	17
3	監査の結果（全体及びアンケート分析結果）	24
	(1) 管理状況に関する全体意見	24
	(2) アンケート結果による分析結果	25
第3	監査対象の概要及び監査の結果（各論）	37
1	個別の監査対象とする補助金	38
	(1) 個別の監査対象とする補助金の母集団	38
	(2) 個別の監査対象とする補助金の抽出手順	38
	(3) 個別の監査対象とする補助金の抽出結果	38
2	個別の監査対象に共通する指摘・意見	43

3	監査の結果（総合政策部）	48
	（1）地域集会施設建設補助金	48
	（2）防犯灯補助金	50
	（3）防犯カメラ補助金	52
	（4）市民活動補助金	54
	（5）市民チャレンジ事業補助金	57
4	監査の結果（福祉部）	61
	（1）社会福祉協議会補助金	61
	（2）共同生活援助支援事業補助金	64
	（3）社会福祉施設整備事業補助金	66
	（4）グループホームいずみ運営費補助金	67
	（5）軽費老人ホーム利用料補助金	69
	（6）シルバー人材センター補助金	73
	（7）老人クラブ事業補助金	75
	（8）老人クラブ連合会補助金	79
	（9）社会福祉施設建設補助金	82
	（10）介護施設等防災対策事業補助金	84
	（11）介護職員宿舎施設整備事業補助金	87
	（12）介護サービス提供体制確保事業金	89
5	監査の結果（子ども家庭部）	92
	（1）私立保育園運営補助金	92
	（2）私立保育園障害児保育事業補助金	94
	（3）私立保育園一時預かり事業補助金補助	96
	（4）テナント型保育所改修費等支援事業補助金	99
	（5）1歳児保育事業補助金	102
	（6）延長保育事業補助金	104
	（7）認定こども園運営補助金	109
	（8）小規模保育改修費等支援事業補助金	111
	（9）小規模保育事業運営補助金	114
	（10）地域青少年育成会活動補助金	117
	（11）結婚新生活支援補助金	119
6	監査の結果（市民健康部）	122
	（1）医療保健関係事業補助金	122
	（2）不妊治療費補助金	125
	（3）公衆浴場確保対策補助金	127

7	監査の結果（環境部）	129
	（1）住宅用地球温暖化対策設備設置補助金	129
	（2）浄化槽設置補助金	133
8	監査の結果（活力創造部）	135
	（1）水田農業構造改革対策促進事業補助金	135
	（2）移住促進支援補助金	136
	（3）商工団体等事業補助金	138
	（4）商工会運営費補助金	139
	（5）新産業技術開発支援補助金	142
	（6）空き店舗解消リフォーム補助金	144
	（7）企業立地奨励補助金	147
	（8）中小企業振興融資補助金	150
	（9）中小企業振興融資利子補給補助金	151
	（10）中小企業相談所補助金	153
	（11）一宮市国際交流協会補助金	156
	（12）東京2020米国ホストタウン運営補助金	158
9	監査の結果（建設部）	161
	（1）土地改良事業補助金	161
	（2）農業農村多面的機能支払事業（農地維持及び資源向上）補助金	162
10	監査の結果（まちづくり部）	165
	（1）バス路線維持対策補助金	165
11	監査の結果（建築部）	170
	（1）民間木造住宅耐震改修補助金	170
	（2）民間木造住宅解体補助金	171
	（3）要安全確認計画記載建築物耐震改修費等補助金	172
12	監査の結果（教育部）	175
	（1）一宮市学校給食会補助金	175
	（2）修学旅行キャンセル料等補助金	177
	（3）体育大会等出場経費補助金	180
	（4）連区女性団体等活動補助金	182
	参考	187
	指摘意見まとめ一覧	187

第 1 外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 監査の対象

(1) 監査対象期間

令和 3 年度（自：令和 3 年 4 月 1 日 至：令和 4 年 3 月 31 日）

(2) 選定した特定の事件（テーマ）

補助金に係る事務の執行について

(3) 選定した理由

一宮市（以下「市」という。）では、「一宮市行財政改革大綱」（令和 3 年度～5 年度）において「行政改革大綱を策定し、定員と給与の適正化や民間委託の推進、補助金の整理・合理化などを行ってきました」とあり、改革実行を行っている。

補助金は、地方自治法第 232 条の 2 において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」ものとされており、地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に交付するものであり、これにより効率的に公益上の行政目標を達成することが目的となる。

一方で、補助金は一度交付が決まると毎年継続的に支出される傾向にあり、財政を硬直化させる性質もある。近年では感染症拡大等を原因とした対策費等の支出が増加することもあり、財源確保の重要性が増す中、このような性格を持つ補助金について監査を行う必要性は高いものと判断し、包括外部監査のテーマに選定した。

3 監査の方法

(1) 監査の実施期間

自：令和 4 年 6 月 1 日 至：令和 5 年 2 月 10 日

(2) 監査の要点

補助金に係る事務の執行について、合規性、経済性、効率性、有効性、の視点に着目し、以下を主な監査要点とした。

なお、合規性の視点としては、「一宮市補助金等交付規則」において、条例、規則等に別段の定めがあるもののほか、市が交付する補助金等の交付の申請、決定等に関

する事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の決定の適正化を図ることが意図されている。そこで、当該規則等に照らして、定めに従って補助金に係る事務が執行されているか評価を行った。

主な監査要点	
補助金交付の目的、必要性について	補助金の交付について、その目的は公益に寄与するもので正当なものか。
	運営費補助金の場合、繰越金の有無や財務状況などを確認し、補助金がなくても運営可能な団体かどうか毎期確認しているか。
補助金の規定について	対応する個別の交付要綱はあるか。
	交付目的が明確に規定されているか。
	補助対象事業の内容が明確に規定されているか。
	補助金対象経費の範囲は明確に規定されているか。
	補助率や補助上限額が規定されているか。
	暴力団員等の排除について明記されているか。
	補助事業者が課税事業者である場合、消費税仕入税額控除の取扱いについて明記されているか。
補助金の交付決定について	申請書に記入漏れなどは発見されていないか。
	申請書は期限内に提出されているか。
	補助事業の計画について、具体的に実行可能か、補助金の目的に照らして適正かを確認しているか。
	提出された予算書を、過年度の実績と比較するなどして異常な項目がないかチェックしているか。
	規定で求められている必要な添付書類はそろっているか。
	交付決定の通知について、時期は適切であるか。
	交付決定より前に、事業を開始しているものはないか。
	補助先と市の関係で不適切なものはないか。
	施設設備補助については、工事金額について適切な金額であることを確認しているか。
	暴力団員等でないことの確認は適切に行われているか。
補助金の交付について	概算での前払いが生じている場合、要綱に規定されており、それに沿った交付がなされているか。また概算払いが必要な理由が明確にされているか。
	定額補助の場合、同額を補助金とする根拠は明確になされているか。
	概算払いより前に事業が着手されていないか。
実績報告・精算について	実績報告書に記載されている事業の完了日は、年度内の適切な時期となっているか。
	実績報告書は提出期限までに提出されているか。
	規定で求められている必要な添付書類はそろっているか。
	補助対象経費の内訳が把握できる書類は添付されているか。

主な監査要点	
	市からの補助金収入は、収支計算書上適切に計上されているか。
	補助対象経費を裏付ける領収書等の確認を行っているか、必要な場合には実地調査を行っているか。
	過大な繰越金が発生していないか。
	実績報告として提出された決算書の収支差額に異常はないか。
	補助金の精算を行っているか。
その他	
	市として補助金の管理が行われているか。
	補助金の予算管理について適宜見直しが行われているか。

(3) 監査の手続

監査の手続として「(2) 監査の要点」に示した事項を確認するため、以下の手続を実施した。

なお、主な手続の構成として、基本的には、概括的な確認を行った後に個別の補助金に対する確認を行っているが、個別の補助金を確認した結果、総論的な確認を要する論点も識別されるため、総括的評価として共通意見の記載を行っている。

主な手続	実施時期
ア アンケート実施	2022 年 6 月
イ アンケート結果の分析	2022 年 7 ～ 8 月
ウ 個別の監査対象抽出	2022 年 7 月
エ 個別の書面・証憑閲覧及びヒアリング	2022 年 8 ～ 11 月
オ 概括的ヒアリング	2022 年 9 月
カ 総括的評価	2022 年 9 ～ 11 月
キ 報告書の作成	2022 年 7 月～2023 年 1 月

ア アンケート実施

監査対象期間において市が交付した補助金の全てに関して、補助金の管理運用等に係る実態を把握するため及び個別の監査対象を抽出するための基礎的情報の収集を目的としてアンケートを実施した。

なお、詳細は「第2 監査対象の概要及び監査の結果（総論）」に記述している。

イ アンケート結果の分析

市における補助金の管理運用等の実態を把握するため、上記ア（アンケート実施）により得られたアンケート結果に対して定量的な分析を行った。

なお、詳細は「第2 監査対象の概要及び監査の結果（総論）」に記述している。

る。

ウ 個別の監査対象抽出

市における補助金の中から個別に監査対象とする補助金を抽出した。上記ア（アンケート実施）により得られたアンケート結果に基づいて、一定の条件を満たす補助金を抽出するとともに、補助金の内容等に基づく特性等を考慮して追加的に抽出を行った。

なお、詳細は「第3 監査対象の概要及び監査の結果（各論）」に記述している。

エ 個別の書面・証憑閲覧及びヒアリング

上記ウ（個別の監査対象抽出）で抽出した補助金について、「（2）監査の要点」で示した事項の理解に資すると監査人が判断した書面・証憑を閲覧するとともに、必要に応じて該当する補助金の担当部署へヒアリングを実施した。

なお、詳細は「第3 監査対象の概要及び監査の結果（各論）」に記述している。

オ 概括的ヒアリング

補助金に関する市の現状を理解するために、補助金を所管する部署等へのヒアリングを実施するとともに、必要に応じて資料閲覧を行い、概要の理解を行った。

なお、補助金の所管部署については、予算査定を行っている財政課を主な所管部署としてヒアリングを実施した。

カ 総括的評価

上記エ（個別の書面・証憑閲覧及びヒアリング）の実施を通じて、市における補助金の全体に共通する事項又は他の補助金に共通する事項については、必要に応じて追加的な資料閲覧及びヒアリングを実施することにより、実態の把握を行った。

キ 報告書の作成

包括外部監査を通じて監査人が発見した事項について、指摘すべき事項、意見を付すべき事項に大別して記述した。なお、指摘すべき事項、意見を付すべき事項、それぞれの内容は以下のとおりである。

表記	区分	内容
【指摘】	指摘すべき事項	法令や規則等に違反している事項、不当な事項等
【意見】	意見を付すべき事項	自治体運営の経済性・効率性・有効性、公平性、正確性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項

なお、報告書中の数値について、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

4 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

大 島 嘉 秋 (公 認 会 計 士)

(2) 包括外部監査人を補助した者

利 行 淳 (公 認 会 計 士)

城 野 沙 織 (公 認 会 計 士)

宮 崎 翼 (公 認 会 計 士)

大 竹 理 子 (公 認 会 計 士)

堀 健 太 朗 (公 認 会 計 士 試 験 合 格 者)

山 口 麻 未

(3) 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 監査対象の概要及び監査の結果（総論）

1 一宮市の補助金の状況

(1) 補助金の定義

「補助金、助成金及び交付金」について、一般的な考えをもとに以下のように定義する。

区分	定義
補助金	特定の事業、研究等を育成、助長するために、地方公共団体が、公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出する経費
助成金	地方公共団体が、条件を満たした事業に対して交付する支援金の性質をもつ支出
交付金	法令又は条例、規則等により、団体又は組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理に対する報償として支出するもの

また、「補助金、助成金及び交付金」について、定義に基づいて基本的な事項を整理すると、下表のとおりである。

区分	目的	根拠	交付決定
補助金	公益性寄与	交付要綱等	申請内容の審査
助成金	事業支援	法令又は契約等	根拠法令等に基づく認定
交付金	対価	法令又は契約等	根拠法令等に基づく認定

一宮市では、補助金に関して「一宮市補助金等交付規則」において次のように記載されている。

この規則において、「補助金等」とは、市が市以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金、助成金及び交付金

(2) 前号に掲げるもののほか、相当の反対給付を受けない給付金で、市長が定めるもの

今回は、「補助金」部分について、包括外部監査のテーマとして選定している。「補助金、助成金及び交付金」の基本的な事項を比較すると、包括外部監査のテーマに選定した補助金は、公益性及び要綱等への準拠性が特徴的な要件であると考えられる。

(2) 補助金の一覧

監査対象となる補助金を特定するため、監査対象期間における補助金の一覧情報を市から入手した。当該補助金の一覧情報の要約は、図表 2-1-1 のとおりである。

当該補助金の一覧情報は予算書及び決算書を作成する財務会計システムから出力されたデータを元に、市が加工したものである。財務会計システムの出力データには、所属名称、細節名称及び予算額が掲載されており、細節名称欄において「補助金」の表記が含まれている補助金を絞り込むことで、補助金の一覧情報としている。なお、当該補助金の一覧情報において、細節名称欄には補助金の具体的名称が、予算額欄には補正後予算の金額が表示されている。

また、補助金の一覧情報においては、同一所属名称かつ同一細節名称を有するデータが含まれている。これは、補助金が単一であっても、交付先の種別が複数ある場合には予算データ上、別個に登録を行う運用としていることに起因している。例えば、保育課における延長保育事業補助金について、補助金の一覧情報においては同一名称のデータが3つ重複しているが、交付先が3種類（私立保育園、認定こども園、地域型保育事業所）あることにより別個に登録された結果として複数表示されている場合が該当する。

【図表 2-1-1】 補助金の要約（令和3年度）

部局名	所属名称	補助金数	予算額合計（円）
総合政策部	100周年推進室	1	19,396,000
	市民協働課	9	80,208,000
	危機管理課	2	5,097,000
福祉部	福祉総務課	6	135,372,000
	障害福祉課	13	132,511,000
	高年福祉課	6	272,899,000
	介護保険課	5	171,809,000
子ども家庭部	子育て支援課	3	4,277,000
	子ども家庭相談課	1	450,000
	保育課	25	287,606,000
	青少年課	4	21,868,000
市民健康部	保健総務課	3	200,116,000
	健康支援課	3	9,671,000
	保健予防課	2	3,596,000
	保健衛生課	1	1,980,000
環境部	環境政策課	1	26,330,000
	廃棄物対策課	2	24,516,000
活力創造部	商工観光課	16	206,864,000
	農業振興課	18	17,889,000
	企業立地推進課	1	446,600,000

部局名	所属名称	補助金数	予算額合計（円）
	博物館	3	4,274,000
	スポーツ課	1	21,728,000
建設部	治水課	3	33,960,000
まちづくり部	公園緑地課	2	8,030,000
	地域交通課	2	31,974,000
	住宅政策課	6	68,925,000
	建築指導課	1	7,000,000
消防本部	消防本部総務課	1	1,700,000
教育部	学校給食課	2	48,781,446
	学校教育課	2	48,471,000
	生涯学習課	2	1,219,000
財務部	財政課	1	1,534,848,000
合計		148	3,879,965,446

（出所：補助金の一覧情報より監査人が作成）

なお、財務部財政課で交付されている 1,534,848,000 円が、補助金全体の 40%弱を占めているが、これは下水道補助金である。下水道補助金は、一宮市の下水道事業会計に対して拡張事業に要する資本費の一部について利用者負担の軽減を目的として負担しているものであり、今回の補助金の趣旨とは外れるものであることから、以降の監査では下水道補助金については対象外とし、147 件の補助金を対象としている。

また、令和 4 年度の組織変更により一部の部・課名が変更されているため、令和 4 年度も存続している補助金の所管課名について、「第 3 監査対象の概要及び監査の結果（各論）」以降は、現所管課名で記載している。

2 補助金の概要理解及び現状整理

(1) 補助金に関する管理規則

市では、補助金に関する規則として、一宮市補助金等交付規則を設けている。

ア 一宮市補助金等交付規則

名称	一宮市補助金等交付規則（昭和 37 年 8 月 30 日規則第 18 号）
施行日（最新）	令和 3 年 4 月 1 日施行
目的	この規則は、条例、規則等に別段の定めがあるもののほか、市が交付する補助金等の交付の申請、決定等に関する事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の決定の適正化を図ることを目的とする。

(2) 補助金に関する運用体制

ア 補助金に係る予算承認プロセス

財政課主導のもと、予算策定時に、市が補助金を交付する補助事業も含めた全ての事業について、各担当部局に対して優先順位の見直し、優先順位の低いものについて事業継続の有無の検討を依頼する。

それらの結果に基づいて、各補助金を含む事業の予算が策定される。

イ 補助金に係る支出プロセス

補助金も含めた全ての支出負担行為について、担当部署で支出伺いを作成し、それに従い、会計課で支出する。

補助金は、基本的に各担当部署で交付を決定し、補助事業が完了したとき、交付金額を確定する。交付の時期は交付確定後としているが、補助事業の性質によっては、補助金等の全部又は一部を前渡（概算払又は前金払）することができる。

なお、補助金に関連する支出負担行為専決区分は図表 2-2-1 のとおりである。

【図表 2-2-1】支出負担行為専決区分及び合議先

（単位：万円）

支出負担行為専決区分及び合議先					
区分	副市長	部長等	部等の次長等	課長等	合議先
補助金	1,500 以上	500 以上 1,500 未満	10 以上 500 未満	10 未満	10 以上 財政課長

（出所：予算の編成及び執行に関する規則 別表第 1 を監査人が加工）

ウ 担当部署と主たる所管部署

市においては、各々の補助金については、それぞれの補助金の担当部署が所管部署・責任部署となっており、全ての補助金を統一的に所管している部署はない。予算については、各部局で事業の優先順位を判断しており、予算査定については、財政課が主たる所管部署となっている。

(3) 補助金に関するPDCAサイクル

ア 補助事業の行政評価

市では行政評価として、「第7次一宮市総合計画」の進捗管理を行い、計画の目標を達成することを主な目的として、計画に掲げられた施策及び施策に関連する事業の評価を行っている。この中で、第7次一宮市総合計画の施策に関連する補助事業について、事業評価を行い、評価結果に基づき、必要な場合には改善策を検討・実施し、PDCAサイクルを運用している。

【図表 2-2-2】事業評価の観点

観点	内容
必要性	・事業の性質からみて、市が関与する必要があるか ・社会環境や市民ニーズ等から、事業を実施することが妥当か ・施策目的から、事業を実施することが妥当か
有効性	・事業活動の状況からみて、事業の目的を達成しているか
効率性	・コストの状況からみて、前年度と比較して、効率的に事業を進めているか

(出所：一宮市ウェブサイト「令和3年度行政評価結果報告書」)

ただし、第7次一宮市総合計画の施策に関係しない補助金については、当該行政評価の対象とはならない。

イ 事業評価以外の補助金のPDCAサイクル

市では、補助金の見直しに関する規定や、PDCAサイクルに関する一律の取り決めはない。

(4) アンケート実施概要

市から入手した補助金の一覧情報に掲載された監査対象期間における補助金の全てに関して、担当部署に対するアンケートを実施した。

なお、補助金の一覧情報については、「1 一宮市の補助金の状況 (2) 補助金の一覧」において記述したとおりである。

アンケートは、補助金の実態を把握するため及び個別の監査対象を抽出するための基礎的情報の収集を目的として下表にある質問項目について回答を求めた。

質問項目	回答選択肢
ア 補助金の区分	① 義務的・制度的補助金 ② 団体運営費補助金 ③ 事業費補助金（設備補助金・事業運営費補助金） ④ 奨励的補助金 ⑤ その他
イ 根拠法令	〇〇法、〇〇に関する法律、〇〇条例、無 等
ウ 国県からの財源補助	有、無
エ 市独自の補助	有、無
オ 概算による前払い	有、無
カ 交付年度内の精算	有、無
キ ウェブサイトでの公表	公表している、公表していない（未公表である場合には理由）
ク 開始からの経過年数	〇〇年、令和3年度のみ、不明 等
ケ 直近の見直し年度	〇〇年度、不明、無 等
コ 補助件数（令和3年度）	〇〇件 等
サ 予算額変動（直近3年間）	有、無、令和3年度のみ 等
シ 対象先への関与	有、無（該当ある場合には内容）

また、アンケートにおける各質問項目に関する内容及び趣旨は以下に示すとおりである。

ア 補助金の区分

内容	補助金の内容について、次の中から該当する区分を選択する。	
	区分	内容
	① 義務的・制度的補助金	法令等により補助の実施が義務付けられているもの、市の条例により定められているもの
	② 団体運営費補助金	公益性のある団体等に対して、団体の運営費に必要な経費に対して補助するもの
	③ 事業費補助金 (設備補助金・事業運営費補助金)	団体等が行う公益性のある事業に対して、その事業に必要な経費を補助するもの
	④ 奨励的補助金	市の特定の施策を奨励・推進するために個人が行う特定の行動に対して補助するもの
趣旨	⑤ その他	上記のどれにも当たらないもの
	補助金を監査するに当たって前提となる基本的性質について把握することを意図している。	

イ 根拠法令

内容	補助金の根拠法令に該当がある場合に、当該根拠法令を回答する。
趣旨	補助金の存続が必要であるとする根拠について把握することを意図している。また、補助金の交付手続等において、遵守が必要とされる法令等について把握することも意図している。

ウ 財源

内容	補助金の財源として、国又は県からの補助があるか、あるいは市の一般財源のみであるかを回答する。
趣旨	補助金の支出事務等に関して前提となる資金の流れについて把握することを意図している。

エ 市独自の補助

内容	補助金に関する定めとして、市の共通的な規則である「一宮市補助金等交付規則」以外に、特定の補助金に対する、市独自の交付規則、交付要綱等があるか否かを回答する。
趣旨	「一宮市補助金等交付規則」第1条（目的）に謳われている「別段の定め」を把握することにより、補助金の交付手続等で個別に遵守や留意が必要な事項等について認識することを意図している。

オ 概算による前払い

内容	交付される補助金額が確定する前に概算払いによる前払いがあるか否かを回答する。
趣旨	補助金の交付手続において留意が必要な事項、支出事務に関して前提となる資金の流れ等について把握することを意図している。

カ 交付年度内の精算

内容	概算で補助金が交付された場合に、その後において年度末までの間に交付変更手続が実施されているか否かを回答する。
趣旨	補助金の交付手続及び支出事務等について、概算での補助金の交付が行われている場合において、適切に交付の変更手続が行われているか否かを把握することを意図している。

キ 公表

内容	補助金の制度内容について、市のウェブサイトにおいて公表しているか否か、さらに、公表していない場合にはその理由を回答する。
趣旨	補助金としての制度趣旨に含まれる公益性に照らした運用状況について把握することを意図している。

ク 開始からの経過年数

内容	包括外部監査の対象期間である令和3年度において、補助金の制度開始から何年目になるかを回答する。
趣旨	補助金に関する定着度合い、成熟度合い等の裏付け情報について把握することを意図している。

ケ 直近の見直し年度

内容	補助金の制度継続、制度内容等に関して、直近で見直しを行った年度を回答する。
趣旨	補助金に関する安定度合い、硬直度合い等の裏付け情報について把握することを意図している。

コ 補助件数（令和３年度）

内容	補助金の令和３年度の補助件数について回答する。
趣旨	補助金額、補助件数の把握により、１補助当たりの補助金額を把握することを意図している。

サ 補助金予算額の変動（直近３年間）

内容	補助金の予算額について、過去３年間における変動状況を回答する。
趣旨	補助金に関する要求度合い、硬直度合い等の裏付け情報について把握することを意図している。

シ 対象先への関与

内容	補助対象先に対して、市が職員派遣以外の形による関与状況を回答する。
趣旨	補助対象先への関与に伴う職務管理体制、補助金交付決定の審査状況に及ぼす影響等の裏付け情報について把握することを意図している。

(5) アンケート実施結果

ア 質問①補助金の区分

質問①補助金の区分についての全回答の集計結果は、図表 2-2-3 のとおりである。

【図表 2-2-3】質問①に対するアンケート集計結果

回答	回答件数	割合
① 義務的・制度的補助金	8 件	5.4%
② 団体運営費補助金	22 件	15.0%
③ 事業費補助金	76 件	51.7%
④ 奨励的補助金	38 件	25.9%
⑤ その他	3 件	2.0%
合計	147 件	100.0%

(出所：アンケート結果より監査人が集計)

事業費補助金が最も多く、147 件中 76 件 (51.7%) と半数以上を占めており、次いで奨励的補助金の 38 件 (25.9%) となっている。その他と回答したのは、農業経営基盤強化資金利子補給補助金、修学旅行キャンセル料等補助金、体育大会等出場経費補助金である。

イ 質問②根拠法令

質問②根拠法令についての全回答の集計結果は、図表 2-2-4 のとおりである。なお、ここでの根拠法令は、要綱を除いている。

【図表 2-2-4】質問②に対するアンケート結果集計

回答	回答件数	割合
有	13 件	8.8%
無	134 件	91.2%
合計	147 件	100.0%

(出所：アンケート結果より監査人が集計)

国の法律や、市の条例に従っている補助金は 13 件 (全体の 9 %弱) となっている。その他 134 件については、独自の要綱等に基づいている補助金である。

ウ 質問③財源 (国県補助の有無)

質問③財源 (国県補助の有無) についての全回答の集計結果は、図表 2-2-5

のとおりである。

【図表 2-2-5】 質問③に対するアンケート集計結果

回答	回答件数	割合
有	60 件	40.8%
無	87 件	59.2%
合計	147 件	100.0%

(出所：アンケート結果より監査人が集計)

国県補助の有無について、回答が無であった補助金が 147 件中 87 件 (59.2%) となり、有であった補助金が 60 件 (40.8%) であった。市の補助金の 60%弱が、一般財源のみを財源として補助金を拠出している。

エ 質問④独自の交付規則・要綱の有無

質問④独自の交付規則・要綱の有無についての全回答の集計結果は、図表 2-2-6 のとおりである。

【図表 2-2-6】 質問④に対するアンケート集計結果

回答	回答件数	割合
有	147 件	100.0%
無	0 件	0.0%
合計	147 件	100.0%

(出所：アンケート結果より監査人が集計)

独自の交付規則・要綱の有無については、全ての補助金で有と回答している。

オ 質問⑤前払いの有無

質問⑤前払いの有無についての全回答の集計結果は、図表 2-2-7 のとおりである。

【図表 2-2-7】 質問⑤に対するアンケート集計結果

回答	回答件数	割合
有	44 件	29.9%
無	103 件	70.1%
合計	147 件	100.0%

(出所：アンケート結果より監査人が集計)

前払いについては、無と回答した補助金が 147 件中 103 件となっており、市の補助金のうちおよそ 70%の補助金については、前払いを行っていないことがわかる。

カ 質問⑥精算の有無

質問⑥精算の有無についての全回答の集計結果は、図表 2-2-8 のとおりである。

【図表 2-2-8】質問⑥に対するアンケート集計結果

回答	回答件数	割合
有	74 件	50.3%
無	73 件	49.7%
合計	147 件	100.0%

(出所：アンケート結果より監査人が集計)

精算については、約半数の補助金が有と回答している。

キ 質問⑦ウェブサイト上で公表されているか

質問⑦ウェブサイト上で公表されているかについての全回答の集計結果は、図表 2-2-9 のとおりである。

【図表 2-2-9】質問⑦に対するアンケート集計結果

回答	回答件数	割合
公表している	51 件	34.7%
公表していない	96 件	65.3%
合計	147 件	100.0%

(出所：アンケート結果より監査人が集計)

ウェブサイト上で一般に公表されていると回答した補助金は 51 件であり、30%程度となっている。そのため、市の補助金の過半数が、ウェブサイト上で一般には公表されていないことがわかる。

ク 質問⑧公表されていない場合の理由

質問⑦で公表していないと回答した 96 件について、公表されていない理由の回答は、図表 2-2-10 のとおりである。

【図表 2-2-10】 質問⑧に対するアンケート集計結果

回答	件数
・対象先が限定されている ・特定の団体のみ適用される	96 件

(出所：アンケート結果より監査人が集計)

ウェブサイトで公表していないと回答した補助金の全てが、対象先が限定されている（特定の団体・事業所に対して交付する、対象団体が決まっている等の回答も含む）ことを理由として挙げている。

ケ 質問⑨開始からの年数

質問⑨開始からの年数についての全回答の集計結果は、図表 2-2-11 のとおりである。

【図表 2-2-11】 質問⑨に関するアンケート集計結果

回答	回答件数	割合
～5 年	35 件	23.8%
6 年～10 年	12 件	8.2%
11 年～30 年	54 件	36.7%
31 年～	35 件	23.8%
令和 3 年度のみ（単年度）	11 件	7.5%
合計	147 件	100.0%

(出所：アンケート結果より監査人が集計)

開始からの年数としては、11 年～30 年のものが最も多く、54 件（36.7%）となっている。開始から 5 年という新しい補助金も 35 件（23.8%）となっている一方で、開始から 31 年以上となるような、長期間にわたって交付されている補助金も 35 件（23.8%）にのぼる。

なお、令和 3 年度は、一宮市市政 100 周年であったこともあり、記念事業の一環として交付された補助金（ステアールレース開催補助金、市民チャレンジ事業補助金など）があり、これら令和 3 年度（単年度）の補助金は 11 件（7.5%）となっている。

コ 質問⑩直近見直し年度

質問⑩直近見直し年度についての全回答の集計結果は、図表 2-2-12 のとおりである。

【図表 2-2-12】 質問⑩に対するアンケート集計結果

回答	回答件数	割合
過去 3 年以内	79 件	53.7%
過去 10 年以内	20 件	13.6%
過去 11 年以上前	6 件	4.1%
なし	42 件	28.6%
合計	147 件	100.0%

(出所：アンケート結果より監査人が集計)

全回答のうち、過去に見直したことがない、と回答した補助金が 40 件あった。この中には、令和 3 年度に開始した 13 件、令和 3 年度のみ補助金 11 件も含まれている。また、過去 3 年以内に見直しを行っている補助金について、見直し内容が、補助金の内容そのものに関するものだけではなく、要綱の文言修正などの軽微な修正も含まれていた。

サ 質問⑪令和 3 年度の補助件数

質問⑪令和 3 年度の補助件数についての全回答の集計結果は、図表 2-2-13 のとおりである。

【図表 2-2-13】 質問⑪に対するアンケート集計結果

回答	回答件数	割合
0 件	8 件	5.4%
1 件	57 件	38.8%
2～10 件	39 件	26.5%
11～100 件	32 件	21.8%
101 件～	11 件	7.5%
合計	147 件	100.0%

(出所：アンケート結果より監査人が集計)

令和 3 年度の補助件数については、最も多い件数となったのは 1 件である。これは 1 施設、1 団体に対する運営費補助金等が該当すると考えられる。また、令和 3 年度については実績がなく 0 件と回答した補助金も 8 件ある。これは、連区自主防災組織育成補助金、児童養護施設新型コロナウイルス感染症対策臨時補助金、ひとり親福祉推進事業補助金、食と緑の地域コミュニティ事業補助金、農業後継者支援事業補助金、繊維新商品開発補助金、民間非木造住宅等耐震診断補助金及び耐震シェルター設置補助金である。最大の補助件数となったのは、自転車ヘルメット購入補助金の 4,026 件であった。

シ 質問⑫直近３年間の補助金額の予算額の変動の有無

質問⑫直近３年間の補助金額の予算額の変動の有無についての全回答の集計結果は、図表２-２-14 のとおりである。

【図表２-２-14】質問⑫に対するアンケート集計結果

回答	回答件数	割合
有	96 件	65.3%
無	27 件	18.4%
令和３年度のみ補助金 又は 令和３年度より開始の補助金	24 件	16.3%
合計	147 件	100.0%

(出所：アンケート結果より監査人が集計)

全体の 60%強が、補助金の予算額について変動有と回答している一方で、20%弱の補助金が、毎年同額の予算を計上している。

ス 質問⑬対象先への関与の有無

質問⑬対象先への関与の有無についての全回答の集計結果は、図表２-２-15 のとおりである。

【図表２-２-15】質問⑬に対するアンケート集計結果

回答	回答件数	割合
有	7 件	4.8%
無	140 件	95.2%
合計	147 件	100.0%

(出所：アンケート結果より監査人が集計)

対象先への関与については、ほとんどが無と回答している。有と回答した 7 件は、遺族会連合会補助金、更生保護女性会補助金、水田農業経営所得安定対策推進費補助金、一宮市国際交流協会補助金、ステアーレース開催補助金、連区女性団体等活動補助金、東京 2020 米国ホストタウン運営補助金である。

セ 質問⑭対象先への関与の内容

質問⑬で、対象先への関与が有と回答した 7 件について、関与の内容は、図表 2-2-16 のとおりである。

【図表 2-2-16】 質問⑭に対するアンケート集計結果

補助金名	回答（関与の内容）
遺族会連合会補助金	事務の代理を行っている
更生保護女性会補助金	事務の代理を行っている
水田農業経営所得安定対策推進費補助金	団体事務局
一宮市国際交流会補助金	事務局が市の所管課内
ステアーレース開催補助金	所管課内に事業主体である実行委員会が組織されている
連区女性団体等活動補助金	事務局が市教育委員会の所管課内
東京 2020 米国ホストタウン運営補助金	事務を職員が行っている

（出所：アンケート結果より監査人が加工）

関与の内容としては、ほとんどが、代理で事務を行っているという内容であった。その他、そもそも事務局を市の職員で構成されている、という回答もある。

3 監査の結果（全体及びアンケート分析結果）

（１） 管理状況に関する全体意見

ア 補助金を一元的に管理する所管部署について【意見１】

（現状）

補助金を一元的に把握している部署としては、補助事業を含む庁内の事業に関する予算を管理する財政課がある。財政課は、補助事業も含めて、全ての事業について、各部局に事業の有効性についてアンケートを実施し、それに基づき各事業の予算配分を検討している。また、新規の補助事業を行う際は、作成した要綱を財政課長が承認することとなっている。ただし、財政課はあくまでも予算管理の財政的な観点から他の事業も含めて補助金を把握しているにすぎず、政策的な観点から補助金を一括で把握し、管理している所管部署が存在しない。

（意見）

現状、予算の策定の観点から、補助金を一元的に把握している部署は財政課である。ただし、財政課はあくまでも予算の策定執行の管理の観点から把握しているものであり、予算見積時に各部局に対して、「補助の見直し、目標とする効果、達成年度」を求めているものの、予算策定のために行われているものであることから、補助金の抜本的な見直しにはつながっていない。補助事業は、他の事業と比較して、対価性を求める事業ではなく、また補助対象事業が補助の必要性がなくなった時点で終了すべき事業であることから、他の事業と比べて、見直しや効果測定の必要性がより強いものである。そのため、補助事業を一元的に管理し、先導する部署の必要性も強くなる。現時点では、補助事業の見直しや効果測定など、全庁的に足並みそろえて行われている状況になく、統一的な基準等もない。

今後は、財政課が行っている予算管理の観点だけではなく、政策的な観点から一元的に管理する部署について、あるべき市全体の組織体制を整えた上で、どの部署が管理するのかを明確にすることが望まれる。その上で、全庁的に補助金全体の状況を把握し、管理することが望まれる。なお、一元的に管理する部署の選定を含め、補助金全体に対する組織体制の整備などは、上位組織が主導しトップダウン型で行うことが望まれる。

(2) アンケート結果による分析結果

I. 補助金の分類に基づく分析（公表状況）

ア 補助金に関する情報の公開について【意見2】

（現状）

アンケートにおける、補助金のウェブサイトでの公表状況について、補助金の区分ごとに集計した結果が、図表2-3-1である。

【図表2-3-1】ウェブサイトでの公表状況（補助金の区分ごとの集計結果）

	公表している	公表していない
義務的・制度的補助金	6	2
団体運営費補助金	0	22
事業費補助金	16	60
奨励的補助金	28	10
その他	1	2
合計	51	96

（出所：アンケート結果より監査人が集計）

団体運営費補助金は公表件数が0件であり、各担当部署に質問したところ、全ての補助金が「補助対象先が限定されているため、対象先には補助金の交付要綱や申請書の情報を公表しているがウェブサイト上では公表していない」旨の回答であった。また、奨励的補助金のうち、10件については公表されていないが、これについても、「奨励的」ではあるものの、対象は市民など不特定多数ではなく、対象先が限定されているため、公表していないという回答であった。

また、市では、補助金が一覧となって公表されていないため、正確な補助金の情報にたどり着くまでに複数の段階が必要となる。例えば「住宅用地球温暖化対策設備設置補助金」について、初見でウェブサイトから情報を得るためには、「暮らし・手続き＞ごみ・環境＞環境＞補助金の情報」と4つの選択が必要となる。

暮らし・手続きトップから、ごみ・環境を選択する



その中から、「環境」を選択する



環境の中の1つに補助金に関する情報がある



(出所：一宮市ウェブサイト（令和4年9月13日時点）)

(意見)

補助金の財源の多くは、市民からの税金も含まれる一般財源によるものである。そのため、市民に対して市税の使途を公表する観点から、広くウェブサイト上で公表することが必要である。また、市民に対して、補助金の存在について公平に情報を与え、市民が広く補助金を活用するための情報を提供する必要がある。

他の自治体のウェブサイトでの公表例として、例えば、蒲郡市では、助成・手当一覧のページがあり、補助金に関する新着情報を1つのページでカテゴリごとに知ることができる。市においても、これら他の自治体の例を参考に、ウェブサイト上で、市民に対する情報公開の観点からも、市民に対してより明確に補助金の情報提供を行うことが望まれる。

【図表 2-3-2】ウェブサイト上での補助金一覧（例：蒲郡市）

手当・助成（補助金）・制度

新着情報

2022年8月29日更新 [【貨物運送車向け】「10/14日」「令和4年度貨物自動車運送事業費助成金等助成金」の概要](#)

2022年8月25日更新 [後継業助成金等助成金の概要\(令和4年度助成\)](#)

2022年8月25日更新 [新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の後継業助成金等助成金の減免について](#)

2022年8月22日更新 [第2期「住環境整備促進事業費補助金（住宅リフォーム工事費補助）」](#)

2022年8月19日更新 [【新型コロナウイルス感染症関連】国民健康保険・国民年金について](#)

新着情報の一覧 新着情報のRSS

補助金の新着情報が集められている。

カテゴリメニュー

手当・助成（補助金）・制度に関する情報を検索できます。下記のカテゴリより選択してください。

緊急・救急・防災	新型コロナウイルス関連情報
健康・医療	教育
福祉	ごみ・衛生・動物
自然・環境・緑化	税金
保険・年金	住民票・戸籍・印鑑登録
住宅・土地	道路・河川・交通
消費	まちづくり
雇用	施設案内

全てのカテゴリの補助金の情報が集められている。

（出所：蒲郡市ウェブサイト（令和4年9月13日付））

Ⅱ. 補助金の開始年度に基づく分析（見直し年度）

イ 補助金に関する定期的な見直しについて【意見3】

（現状）

補助金の見直し年度について、補助金開始からの年数の区分ごとに集計すると、図表2-3-3のとおりとなる。

【図表2-3-3】見直し年度（開始からの年数ごとの集計結果）

開始からの年数	過去 3年以内	過去 10年以内	過去 11年以上	見直した ことがない	合計
～5年	17	0	0	18	35
6～10年	10	1	0	1	12
11～30年	32	12	5	5	54
31年～	20	7	1	7	35
令和3年度のみ (単年度)	0	0	0	11	11
合計	79	20	6	42	147

（出所：アンケート結果より監査人が集計）

このように、過去11年以上前見直しを行っていないと回答した補助金は6件、見直しを行ったことがないと回答した補助金は42件で合計48件となっている。そのうち、開始からの年数が11年以上（11年以上継続している補助金）は、18件にのぼる。

これら18件について、国・県からの財源があるかどうかを集計したものが、図表2-3-4である。

【図表2-3-4】国からの財源の有無

	有	無
国・県からの財源	2件	16件

（出所：アンケート結果より監査人が集計）

開始から11年以上経過、かつ見直しが行われていない18件について、2件は国・県からの財源があるものの、その他16件は、市民の税金を含む一般財源のみが交付の財源となっている。

ただし、今回のアンケートでは、見直し年度を質問したため、「見直した結果、「見直し不要」と判断した場合」に、見直していないと回答した補助金もあると想定される。

(意見)

一宮市では、平成 17 年に、一宮市行政改革大綱（平成 17－21 年度）における 8 つの重点項目の 1 つに、「事務・事業の再編・整理、廃止・統合の見直し」を掲げ、事業の見直しを行う一環として補助金の見直しも行われている。これは、一宮市が尾西市及び木曽川町と合併した際に、重複する補助金などについて一斉に見直しを行ったものである。しかし、その後今日に至るまで、補助金の一斉見直しは行われておらず、各担当部署がそれぞれ任意で見直しを行っている状況である。財政課が各課に通達している予算要求事務要領では、補助金に関する記載の中で、「基本的に、制度の実施期間は 3 年間を上限とし」との記載があるが、実際に 3 年以内に補助金の見直しが行われているかどうかについて、管理している部署はない。

補助金とは、地方自治法第 232 条の 2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる」を法的根拠として行っており、「公益上必要であるか」否かは、補助対象者の状況により変化すると考えられる。そのため、補助事業については、常に制度の見直しを行う必要があるといえる。

今後は、3 年や 5 年ごとなど、期間を決めた上で、定期的に補助金の見直しを行うことが望まれる。また、補助金の見直しに際しては、他の自治体例を参考に、見直しに関するガイドラインを作成することを検討されたい。

(参考) 令和 4 年度予算要求事務要領（抜粋）

(15) 補助金

～略～

・新規の補助金については、必ず目標とする効果及び達成年度を決めたうえで査定に臨んでください。

基本的に、制度の実施期間は、3 年間を上限とし、要綱等作成時には、附則等で制度の廃止時期を定めてください。

【図表 2-3-5】 補助金等見直しチェックシート（例：神戸市）

補助金等見直しチェックシート

(1) 補助内容

項目名					検証年度
所管	局名	部名	課名		
事業の目的・概要					
事業開始年度	支出先				
根拠規定等					
法令による義務付け	☐ 有 ☐ 無 ☐ 国・県補助状況 ☐ 国・県協議(市単なし) ☐ 国・県協議(市単あり) ☐ 市単独				
交付先選定方法					
年度	事業費	国庫支出金	県支出金	その他	一般財源
○年度予算額					0
○年度決算額					0
補助率	積算根拠				
上限額(千円)					
直近の見直し状況					
備考					

(2) 基本的視点

4段階評価 から選択 ・適格 ・やや適格 ・やや不適格 ・不適格	項目	評価
	公益性	
	有効性・効率性	
	妥当性	
	行政関与	
	公平性・透明性	

(3) 事業効果の検証

成果指標	
達成状況	

(4) チェックポイントの適合状況

適合状況について、次のA～Dから選択 A 適合している B 不適合であるが、改善予定である C 不適合であるが、合理的理由がある D 該当しない	項目	状況	項目	状況
	1 補助額・率は適切である		5 補助交付先の選定方法は適切である	
	2 団体運営費補助でない		6 補助交付先の財政状況を把握し勘案している	
	3 重複・類似の補助金はない		7 再補助は実施していない	
	4 補助金としての支出が適切である			

(5) 今後の方向性及び理由

方向性	具体的な内容及び理由
☐ 整理統合・廃止 ☐ 見直して継続 ☐ 現行のまま継続	

(出所：神戸市「補助金見直しガイドライン」から抜粋)

Ⅲ. 補助金の予算設定に基づく分析（補助金）

ウ 適切な予算の策定と事業評価について【意見４】

（現状）

予算額による、補助金の金額ごとの数を集計すると、図表２-３-６のとおりである。

【図表２-３-６】補助金額別の集計（年間予算額ごと）

	１百万円未満	１千万円未満	１億円未満	１億円以上	合計
補助金の数	59 件	48 件	36 件	4 件	147 件

（出所：アンケート結果より監査人が集計）

これによると、令和３年度の補助金のうち、59 件（全体の 40% 超）が 1 百万円未満の補助金である。また、過去３年間の予算の変動の有無について、補助金の金額ごとに集計すると図表２-３-７のとおりとなる。

【図表２-３-７】過去３年間の予算の変動の有無（補助金額ごと）

	有	無	令和３年度のみ
１百万円未満	33 件	23 件	3 件
１千万円未満	39 件	7 件	2 件
１億円未満	25 件	5 件	6 件
１億円以上	4 件	0 件	0 件
合計	101 件	35 件	11 件

（出所：アンケート結果より監査人が集計）

これにより、過去３年間予算の変動がないと回答したほとんどが、補助金額 1 百万円未満の少額な補助金であることがわかる。

また、過去３年間予算の変動の有無について、補助金開始からの年数ごとに集計した結果は、図表２-３-８のとおりである。

【図表２-３-８】過去３年間の予算の変動の有無（開始からの年数ごと）

	有	無	令和３年度のみ
～５年	23 件	12 件	0 件
６～１０年	12 件	0 件	0 件
１１～３０年	39 件	15 件	0 件
３１年～	27 件	8 件	0 件
令和３年度のみ	0 件	0 件	11 件
	101 件	35 件	11 件

（出所：アンケート結果より監査人が集計）

このことから、過去３年間の予算の変動がない補助金の半数以上が、開始からの年数が１１年以上経過している補助金であることがわかる。

（意見）

過去３年間、予算の変動がないことだけをもって、問題があるわけではない。ただし、アンケートからは予算の変動がない補助金の多くが、少額な補助金であること、開始から１１年以上経過している補助金であることがわかる。

市では、第７次一宮市総合計画の施策に関連する補助事業については、事業計画の達成状況の確認として事業評価を実施しているものの、施策に関連しないその他の補助金全てについて適切に事業評価を行っている状況とはいえない。事業の効果については、個々の実績報告書や事業完了報告書に、効果についてコメントしているものはあるものの、公益性や必要性、効果など個別具体的に評価し、公表しているものはない。他の自治体では、自治体独自の補助金の評価基準を設け、評価結果を公表している団体もある。

特に、少額な補助金や開始から一定年度の年数が経過している補助金については、予算の変動がない場合、適切な補助金の評価が行われていないと、惰性的に毎期継続した金額で補助を行っているのではないかと、という疑念が生じる。また少額な補助金については、補助金の交付に必要な事務コストと、補助事業を行うことによる効果について、より厳格に検討が必要であるといえる。

今後は、各補助金について、評価基準を算定するとともに、その評価の結果について検討することが望まれる。

【図表 2-3-9】補助金の評価結果（例：旭川市）

令和3年度補助金等評価表

1 補助金の概要

No. 1

補助金名称	中心市街地活性化協議会負担金												
補助金の性格	団体への事業費補助						始期	H22		終期	R9		
予算事業名	中心市街地活性化推進費						(事業コード)		071101				
所管部署	地域振興部		地域振興課				係	電話番号		内線 5642			
交付先(団体、個人等)	旭川市中心市街地活性化協議会												
交付目的	(対象)		中心市街地										
	誰、何に対して												
	(意図)		市民自ら考え、動き、来街の動機付けを行い活性化を図る。										
	どういう状態にしたい												
対象事業等の内容	・中心市街地活性化協議会の開催 ・中心市街地活性化協議会企画推進分科会の開催 ・中心市街地活性化協議会企画推進分科会提案事業の企画・実施												
積算方法	協議会の年間事業計画を踏まえ、予算の範囲内で積算する。												
事業量指標と過去5年間の実績	① 企画推進分科会提案事業の実施数					単位:件	② 活動回数(協議会及び分科会開催回数)						単位:回
	H29	H30	R01	R02	R03		H29	H30	R01	R02	R03		
	4	12	11	8	5		5	15	2	3	2		
成果指標と過去5年間の実績	① 買物公園歩行者通行量					単位:人	② まちなか居住人口						単位:人
	H29	H30	R01	R02	R03		H29	H30	R01	R02	R03		
	102,585	未実施	108,160	72,265	61,911		9,739	9,775	9,817	9,677	9,512		

2 収支状況等										単位:千円	
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(決算)			
		市補助金		900	2,159	1,178	1,196	693			
		協議会負担		100	239	131	133	77			
		その他									
		収入合計		1,000	2,398	1,309	1,329	770			
	市補助率(%)			90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%			
	支出合計			900	2,398	1,309	1,329	770			
	うち食糧費、交際費										
	次年度繰越										
	一般財源			900	659	328	1,196	693			
市負担額	特定財源				1,500	850					
	人件費	正職員	人工	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1			
		臨時・嘱託	金額	721	728	737	737	747			
		臨時・嘱託									
	その他事務費										
合計				1,621	2,887	1,915	1,933	1,440			
受益対象者数				341,335	338,558	335,323	332,610	329,822			
補助金単位コスト(単位:円)				5	9	6	6	4			
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている								
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である 総会において、監査報告が行われている。								

※人件費(正職員分)は平成29年度7,205千円、平成30年度7,282千円、令和元年度7,369千円、令和2年度7,390千円、令和3年度7,508千円で計算すること。

3 個別項目に対する評価

【No.1】

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	☒ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ☒ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ☒ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ☒ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	☒ 合致する ☐ 概ね合致する ☐ 合致しない ☐ 合致する
	(2)受益者負担	☒ 適正な負担を設定 ☒ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ☒ 上記以外	☐ 合致する ☒ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	☒ 団体 1/2以内 ☒ 個人 1/3以内 ☒ 個人等に対する利子補給 5%以内 ☒ 上記以外	☐ 合致する ☒ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	☒ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ☒ 奨励目的の補助、終期を設定 ☒ 終期未設定で、補助継続4年以上	☐ 有(4年未満) ☒ 有(4年以上) ☐ 継続4年未満 ☐ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) ☐ 同一団体補助だが、見直し設定していない ☐ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	☒ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ☒ 上記以外	☒ 合致する ☐ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	☒ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ☒ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ☒ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ☒ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ☒ 上記以外	☐ 合致する ☒ 合致する(※左欄2項目とも適合) ☒ 概ね合致する ☐ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 中心市街地活性化基本計画に基づき、市民等が中心となり事業を実施することで、不特定多数の市民等の来街を促進し、中心市街地の活性化に寄与している。	(左の内容を踏まえての評価) ☒ 公益性が高い ☐ 公益性が高いとは言えない
	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 中心市街地の活性化を図るため、中心市街地活性化基本計画において「まちなかに来る」、「まちなかの滞在時間を延ばす」、「まちなかに住む」という目標を設定し、「多様な主体が自ら行動する」という推進指針の下、市民等を中心に活動を実施しており、計画を推進する上で必要な取組である。	(左の内容を踏まえての評価) ☒ 必要性が高い ☐ 必要性が高いとは言えない
	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する) 新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度において、企画推進分科会で提案した集客事業「トワイライト旭橋」では3日間合計で354人、産学イベントの「Animal street ASAHIKAWA」では30人の市民が中心市街地に訪れるなど、日常的な来街促進のきっかけづくりに繋がった。また、令和3年度は集客を伴う事業の変更・中止を余儀なくされたが、写真ワークショップ事業「みとるかざる買物公園」では25人が参加したほか、「旭川家具まちなかショールームイメージ動画」や「まちなかカルチャー ～旭川の街路文化～」といった動画を作成し、SNSでの公開の他、イオンモール旭川駅前デジタルサイネージでの放映など、来街促進のきっかけづくりに取り組んだ。このように、中心市街地活性化基本計画に基づき事業を継続して実施することで、取組に賛同し共に活動する市民が現れるなど、市民が自ら考え行動し、中心市街地の活性化に寄与している。	(左の内容を踏まえての評価) ☒ 効果が高い ☐ 効果が高いとは言えない
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。 1(2)(3) 協議会は、中心市街地活性化のため、本市が策定した中心市街地活性化基本計画に基づき事業等を実施しているものであり、事業を行うことで協議会が利益を受けるものではないことから、受益に応じた負担を求めるものではなく、また、補助金交付基準における参考基準に馴染むものではない。	

(出所：旭川市「令和3年度 補助金評価」より抜粋)

IV. 補助金の対象先の関与に関する分析

エ 補助金の対象先の関与について【意見 5】

(現状)

各補助金対象先に関する、市の関与についてのアンケート結果は、図表 2-3-10 のとおりである。

【図表 2-3-10】 補助金の対象先へ市が関与する件数

	有	無
市の関与	7 件	140 件

(出所：アンケート結果より監査人が集計)

関与している内容は、事務の代理や事務局が市の所管課内にあるといったものであった。

(意見)

基本的に、補助対象者に対して、市が補助金を出している以上、事務については、補助対象者が行い、その状況を市がチェック・確認した上で補助金を出すことが原則である。そのため、市が補助対象先に関与することは望ましくない。ただし、補助事業者に対して、市が事業を委託する形で補助金を拠出している過去からの経緯がある場合もあり、一概に関与することが禁止されるわけではない。今後、市の関与内容について、補助金を拠出するに当たり、請求業務と支給業務が明確に区分され、客観的にみて公正にチェックできる体制になっているか、など各補助金で、市が事務を行うに当たり、不都合な部分はないか確認されることが望まれる。なお、監査対象となった補助金について、当該事由が発見されたものについては、各補助金の意見で詳細を記載している。(東京 2020 米国ホストタウン運営補助金【指摘 13】、一宮市学校給食会補助金【指摘 17】)

V. 補助金の前払規定に基づく分析（精算規定の有無）

オ その他の分析結果（前払いに関する精算規定について）

（現状）

アンケートでは、前払いの有無、精算の有無について確認を行った。その結果が、図表 2-3-11 である。

【図表 2-3-11】 前払規定と精算規定の有無

	精算あり	精算なし
前払いあり	38 件 (①)	6 件 (③)
前払いなし	36 件 (②)	67 件 (④)

（出所：アンケート結果より監査人が集計）

上記それぞれの状況について、ヒアリングを行い、次のように判断した。なお、いずれも問題ないと判断した。

【図表 2-3-12】 ヒアリング結果まとめ

前払規定と精算規定の状況	判断根拠
精算あり・前払いあり (①)	前払いを行っているが、精算も行っているため、問題なし。
前払いなし・精算あり (②)	「交付決定の後、必ず交付確定処理を行うため、交付確定＝精算と考えている」という理由での回答であった。監査人が想定した精算（前金払いし、事業完了後に金額変更を行った場合の精算）とは異なる意味合いのものであり、前払いなしで、事業完了後単純に交付確定が行われるものであるため、特段問題ではないと判断した。
前払いあり・精算なし (③)	前払いというものの、実際には、個人に対する奨励的補助金のように、交付金額が一律で決まっており（申請に対して 10 万円など）、申請時に交付要件をチェックし、支給を確定しているものであることを確認した。そのため、前払いと回答されているものの、申請受付＝交付確定となっており、実際には精算が発生し得ない状況である。したがって、これについても、問題はないものと判断した。
精算なし・前払いなし (④)	前払いも精算もおこなっておらず、問題なし。

（出所：ヒアリングの結果を監査人がまとめたもの）

第3 監査対象の概要及び監査の結果（各論）

1 個別の監査対象とする補助金

(1) 個別の監査対象とする補助金の母集団

監査対象期間において市が交付した補助金の全てを母集団とした。

具体的には、「第2 監査対象の概要及び監査の結果（総論） 2 補助金の概要理解及び現状整理 （4）アンケート実施概要」においてアンケートを実施した補助金を母集団としており、当該補助金は、予算書及び決算書を作成する財務会計システムから出力されたデータである。

(2) 個別の監査対象とする補助金の抽出手順

上記（1）で母集団とした補助金の中から、以下の基準により個別の監査対象とする補助金の抽出を行った。

（抽出基準1）	令和3年度の当初予算額が1千万円以上のもの
（抽出基準2）	（抽出基準1）に該当しない補助金のうち、次の条件を2つ以上満たすもの ・直近の見直しから10年以上経過している ・直近3年間において予算額の変動がない ・補助金を交付した年度内に精算が行われていない ・補助金交付先に対して市が職員派遣以外の形で関与している
（抽出基準3）	（抽出基準1）及び（抽出基準2）に該当しない補助金のうち、次の事項等を勘案して監査人が判断したもの ・補助金交付先1件当たりの補助金額 ・補助金の内容及び性質 ・補助金の担当部署

(3) 個別の監査対象とする補助金の抽出結果

上記（2）の抽出手順により、母集団全体で147項目あるうち、55項目を個別の監査対象とする補助金に抽出した。

抽出した具体的な補助金は、図表3-1-1のとおりである。

なお、図表3-1-2に示すとおり、抽出した補助金の母集団全体に占める割合等を考慮すると、個別の監査対象に基づいて母集団全体の特性を評価するに足る水準にあると判断している。以って、包括外部監査テーマである補助金に係る事務の執行について、監査の手の続の範囲として十分なものと考え、以降において監査の手の続を実施した。

【図表 3-1-1】 個別の監査対象とする補助金の一覧

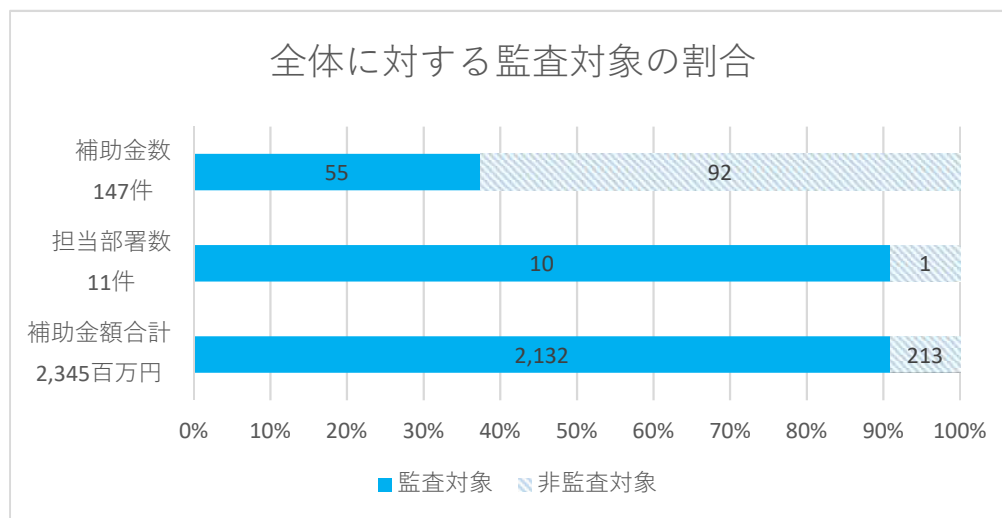
担当部署	本編 NO	補助金名
総合政策部		
市民協働課	3 (1)	地域集会施設建設補助金
	3 (2)	防犯灯補助金
	3 (3)	防犯カメラ補助金
	3 (4)	市民活動補助金
100 周年推進室	3 (5)	市民チャレンジ事業補助金
福祉部		
福祉総務課	4 (1)	社会福祉協議会補助金
障害福祉課	4 (2)	共同生活援助支援事業補助金
	4 (3)	社会福祉施設整備事業補助金
	4 (4)	グループホームいずみ運営費補助金
高年福祉課	4 (5)	軽費老人ホーム利用料補助金
	4 (6)	シルバー人材センター補助金
	4 (7)	老人クラブ事業補助金
	4 (8)	老人クラブ連合会補助金
介護保険課	4 (9)	社会福祉施設建設補助金
	4 (10)	介護施設等防災対策事業補助金
	4 (11)	介護職員宿舎施設整備事業補助金
	4 (12)	介護サービス提供体制確保事業補助金
子ども家庭部		
保育課	5 (1)	私立保育園運営補助金
	5 (2)	私立保育園障害児保育事業補助金
	5 (3)	私立保育園一時預かり事業補助金
	5 (4)	テナント型保育所改修費等支援事業補助金
	5 (5)	1 歳児保育事業補助金
	5 (6)	延長保育事業補助金
	5 (7)	認定こども園運営補助金
	5 (8)	小規模保育改修費等支援事業補助金
	5 (9)	小規模保育事業運営補助金
青少年課	5 (10)	地域青少年育成会活動補助金
	5 (11)	結婚新生活支援補助金
市民健康部		
保健総務課	6 (1)	医療保健関係事業補助金
	6 (2)	不妊治療費補助金
保健予防課	6 (3)	公衆浴場確保対策補助金
環境部		
環境政策課	7 (1)	住宅用地球温暖化対策設備設置補助金
廃棄物対策課	7 (2)	浄化槽設置補助金
活力創造部		
農業振興課	8 (1)	水田農業構造改革対策促進事業補助金
産業振興課	8 (2)	移住促進支援補助金
	8 (3)	商工団体等事業補助金

担当部署		本編 NO	補助金名
		8（4）	商工会運営費補助金
		8（5）	新産業技術開発支援補助金
		8（6）	空き店舗解消リフォーム補助金
		8（7）	企業立地奨励補助
		8（8）	中小企業振興融資補助金
		8（9）	中小企業振興融資利子補給補助金
		8（10）	中小企業相談所補助金
	観光交流課	8（11）	一宮市国際交流協会補助金
	スポーツ課	8（12）	東京 2020 米国ホストタウン運営補助金
建設部			
	治水課	9（1）	土地改良事業補助金
		9（2）	農業農村多面的機能支払事業（農地維持及び資源向上）補助金
まちづくり部			
	地域交通課	10（1）	バス路線維持対策補助金
建築部			
	住宅政策課	11（1）	民間木造住宅耐震改修補助金
		11（2）	民間木造住宅解体補助金
		11（3）	要安全確認計画記載建築物耐震改修費等補助金
教育部			
	学校給食課	12（1）	一宮市学校給食会補助金
	学校教育課	12（2）	修学旅行キャンセル等補助金
		12（3）	体育大会等出場経費補助金
	生涯学習課	12（4）	連区女性団体等活動補助金

(出所：補助金の一覧情報より監査人が抽出した結果)

【図表 3-1-2】抽出した補助金の母集団に占める割合等

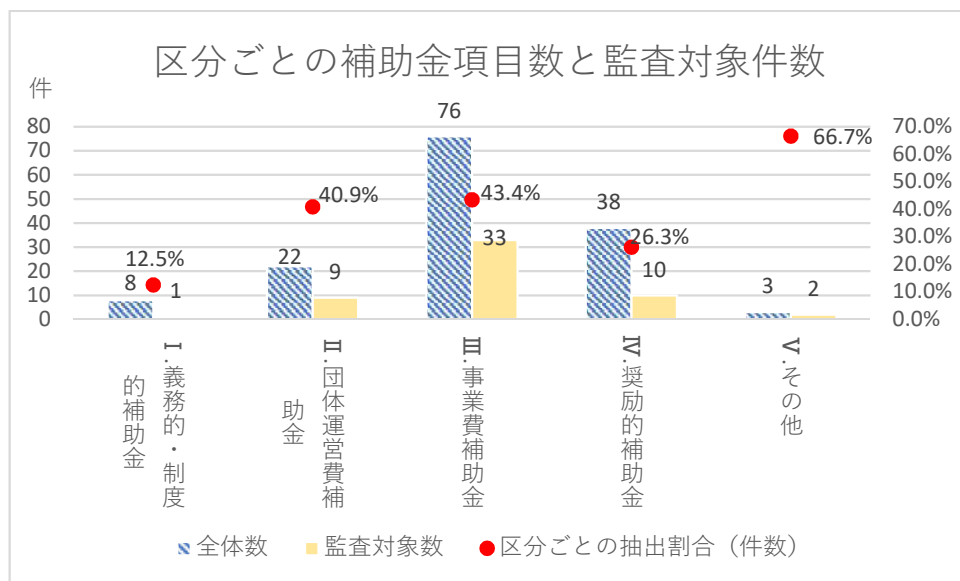
① 全体に対する監査対象の割合



(出所：監査人が作成)

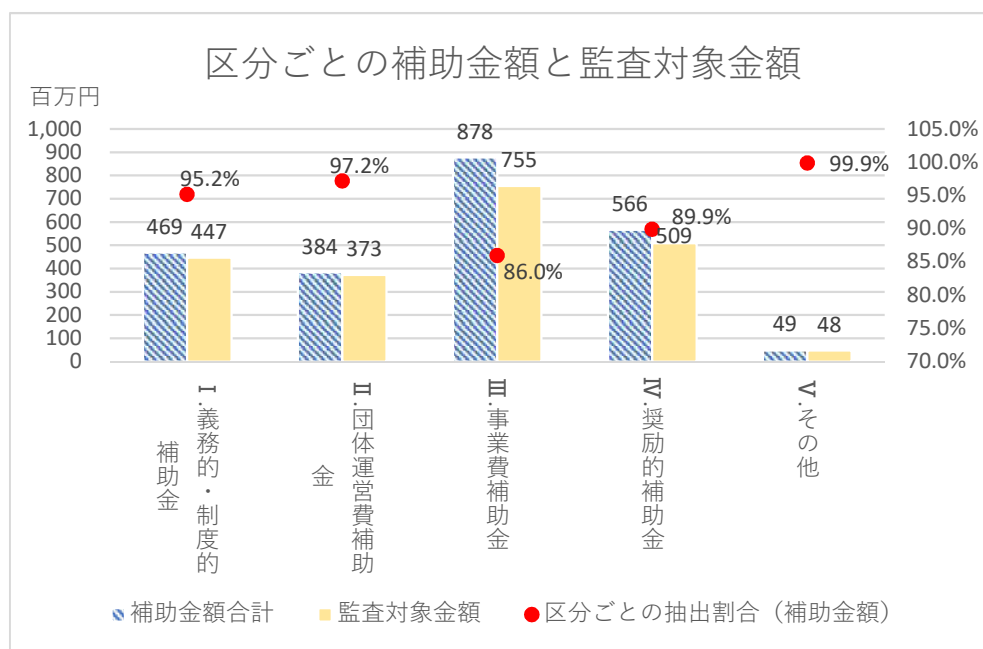
件数でみると、下水道補助金を除く 147 件の補助金のうち、40%弱の 55 件を個別の監査対象とした。件数としては過半数を超えていないが、補助金額としては 2,345 百万円のうち、90%を超える 2,132 百万円分を監査対象としている。なお、担当部署としては、ステアレース開催補助金 1 件のみ発生していた消防本部を除いて、補助金を交付している全ての部署の補助金を抽出している。消防本部に関しては、該当する補助金がステアレース開催補助金 1 件しかなかったこと、その 1 件の金額も僅少であり、令和 3 年度単年の補助金であったことから、抽出していない。

② 補助金の区分ごとの件数と監査抽出件数



(出所：監査人が作成)

③ 補助金の区分ごとの補助金額と監査対象金額



(出所：監査人が作成)

件数でみると、抽出割合にばらつきがあるように見えるが、③補助金の区分ごとの補助金額と監査対象金額からわかるように、金額的にみると、どの区分においても補助金額の抽出割合は80%を超えており、監査対象は十分に全体をカバーしていると判断した。

2 個別の監査対象に共通する指摘・意見

(1) 例外的処理である前払処理の可否について【意見 6】

(現状)

補助金の交付は、交付金額の確定後に行うものが原則とされ、市長が特に必要と認めた場合のみ前払いを例外的に許容するものである。

(参考) 一宮市補助金等交付規則

(交付時期)

第13条 補助金等の交付は、前条の規定により補助金等の交付金額が確定した後にこれを行うものとする。

2 補助事業者等の助成金等の交付目的を達成するため、市長において特に必要と認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を前渡（概算払又は前金払）することができる。

今回、個別の監査対象として抽出した補助金の中にも、前払処理しているものが多くみられた。先に述べたように、前払いすることはあくまでも例外的なものであり、前払いを行うことについて理由を詳細にし、検討時資料及び結果を添付した上で、支出命令等で承認されるべきであるといえる。しかし、サンプルで補助金を確認したところ、前払いしているもののうち、いくつかは決裁時に例外的な対応が必要である旨の記載や、根拠資料の添付が行われていたものの、多くは、記載がない又は根拠資料の添付がないものであった。

(意見)

今後は、例外的に前払いすることについて各補助金でその必要性を十分に検討する必要がある。その上で、支出命令書や決裁時の資料に判断した根拠とともに、例外的な対応を行う旨、その詳細な理由を記載した上で承認されることが望まれる。なお、監査対象となった補助金について、当該事由が発見されたものについては、各補助金の意見で詳細を記載している。（社会福祉協議会補助金【意見 14】、グループホームいずみ運営費補助金【意見 17】、シルバー人材センター補助金【意見 20】、老人クラブ事業補助金【意見 23】、老人クラブ連合会補助金【意見 25】、私立保育園運営補助金【意見 27】、私立保育園障害児保育事業補助金【意見 28】、私立保育園一時預かり事業補助金【意見 30】、テナント型保育所改修費等支援事業補助金【意見 31】、延長保育事業補助金【意見 32】、中小企業相談所補助金【意見 48】、一宮市国際交流協会補助金【意見 49】、連区女性団体等活動補助金【意見 57】）

(2) 提出される資料の確認について【意見 7】

(現状)

一宮市補助金等交付規則では、補助事業完了時に補助事業者は補助事業完了報告書、その他必要書類を提出しなければならないとしている。その後、完了報告書を受けたときは、その内容等を審査し、必要に応じて実地調査を行い、検討することを求めている。

(参考) 一宮市補助金等交付規則

(完了報告)

第11条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、完了した日から1か月以内に補助事業等完了報告書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績及び効果
- (2) 事業決算額調
- (3) その他市長が必要とする書類

(交付金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による完了報告書を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じ実地調査等を行い、補助事業等の実績及び効果が補助金等の交付の決定の目的及びこれに付した条件に適合しているか、否かを調査、検討し、適合すると認めたときは補助金等の交付金額を確定する。

補助金によっては、事業決算額調べの添付資料として、決算書を提出させている補助金もある。その際、決算書の数値の裏付けとなる領収書を提出させる、又は決算資料提出時に原本を持参し、市の担当者が確認した上で、原本を確認したことがわかるような印をつけている補助金があった。

その一方で、必要な場合には都度、補助金交付先の担当者に問い合わせを行っているなどの理由により、決算書の数値の根拠となった領収書等の確認を行っておらず、決算書数値の裏付けの確認が曖昧になっている補助金も多くみられた。

(意見)

運営費補助金や事業費補助金の場合、決算書の数値は、補助金の算定金額に大きく影響する。したがって、決算書の数値が適切に事実に基づいたものであるか否かの領収書等の証憑原本の確認は、補助金額の適切な算定に重要であるといえる。対応は、確認すべき実績報告書の内容や、提出させる領収書の量とそれを確認する事務手続き

との比較により程度の差はあると考えられるが、監査の結果発見された状況について図表3-2-1にまとめている。

【図表3-2-1】個別の監査対象補助金で発見された現状とそれに対する監査人の意見

現状	確認状況（理由）	監査人の意見
運営費補助金のため、団体の決算書を入手している。	領収書等の証憑原本は確認していない。 （理由） 監事として、市の職員が関与し、監事監査の結果報告を入手しているため。	監事として市の職員が、金額の妥当性を検討していることになるため、問題ではない。
	領収書等の証憑原本は確認していない。 （理由） 不明点があれば、担当者に確認している。 決算明細を提出させているため、内容は把握できている。	決算明細にて詳細は確認できるが、その金額の妥当性は確認できない。決算書全ての領収書を提出させることは、事務手続の量から現実的ではないが、 <u>サンプルで証憑原本を提出させることが望まれる。</u>
事業補助金のため、関連する事業の実績報告書（対象経費の報告書）を入手している。	全ての領収書の原本を確認又はコピーを提出させている。	問題ない。

（出所：監査人作成）

今後、実績報告書の裏付けとなる全部の証憑原本を確認することを原則とし、提出する資料が実績報告書ではなく、決算書であり、裏付けとなる証憑原本の量が膨大であるなどの例外の場合については、一部サンプルで確認することを検討することが望まれる。これは、補助金交付先に対して、適切な補助金の使用及び正確な決算書の作成について牽制を持たせることにつながる効果もある。

現時点で、実績報告書（決算書等）について原本の確認を行っていない全ての補助金について検討されたい。なお、監査対象となった補助金について、当該事由が発見されたものについては、各補助金の意見で詳細を記載している。（シルバー人材センター補助金【意見19】、老人クラブ連合会補助金【意見24】、商工会運営費補助金【意見41】、中小企業相談所補助金【意見47】）

(3) 暴力団構成員かどうかの確認について【指摘1】

(現状)

一宮市暴力団等の排除に関する条例では、第6条において、公共工事その他の市の事業を行う場合に、暴力団等及びこれらと密接な関係を有するものの排除について規定されている。愛知県一宮警察署長との「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」では、一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除の徹底について、事務又は事業の用語の意義において「補助金・交付金等の交付」が明記されている。

このような状況において、要綱に暴力団排除について規定されているものがあるが、交付対象者に対して口頭での確認等のみであり、誓約書など暴力団との関係がないことが明記されているものがない補助金が多くみられた。また、そもそも要綱に暴力団排除に関する規定がないものも存在した。

(参考) 一宮市暴力団等の排除に関する条例

第6条 市は公共工事その他の市の事業を行う場合は、暴力団等及びこれらと緊密な関係を有する者を公共工事の入札に参加させないこと等暴力団等の排除のために必要な措置を講じ、暴力団等の利益になることのないよう努めるものとする。

(参考) 一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事務又は事業 一宮市が行う次に掲げる契約その他の事務又は事業をいう。

ア 建設工事、設計・測量・建設コンサルタント、物件の製造請負又は買入れ、役務の提供等の調達契約

イ 公有財産の処分又は貸付けの契約

ウ 貸付金の貸付契約

エ **補助金・交付金等の交付**

オ 許認可及び登録

カ その他暴力団等を利することとなるおそれがある事務又は事業

(指摘)

愛知県一宮警察署長との合意書にも、補助金・交付金の交付に関する暴力団等の排除を明記しており、そもそも要綱に暴力団排除について記載がないものは、明記すべきである。また、要綱に明記されている場合において、申請書に暴力団の排除に関

する確認箇所を設けることや、誓約書の提出をさせるなどを行っていない場合には、今後明記したものを補助金交付対象者から入手すべきである。これについては、全庁的に一度要綱の確認を行い、暴力団排除に関する規定があるかどうかの確認を行うこと、規定されている場合には、何らか暴力団排除に関する意思を補助金交付対象者から入手しているかどうかを確認する必要がある。

(4) 終期の設定について【意見8】

(現状)

財政課が各課に配布している予算要求事務要領において、新規の補助金については制度の実施期間は3年間を上限として、要綱に廃止時期を定める旨が記載されている。今回監査対象となった55件について、要綱に終期の設定がなされているか確認したところ、終期設定されているのは令和3年度に終了した補助金4件を含む10件であった。

【図表3-2-2】 要綱における終期の規定状況

	件数
規定あり	10件
規定なし	45件
合計	55件

(出所：要綱より監査人が集計)

(参考) 予算要求事務要領

(15) 補助金

～略～

・新規の補助金については、必ず目標とする効果及び達成年度を決めたうえで査定に臨んでください。

基本的に、制度の実施期間は、**3年間を上限**とし、要綱等作成時には、附則等で制度の廃止時期を定めてください。

(意見)

終期の設定を行うことにより、定期的に補助金の見直しをする機会が設けられる。終期について要綱に規定されていない補助金については、今後財政課の予算要求事務要領にある3年を参考に、全庁的に終期設定することが望まれる。

3 監査の結果（総合政策部）

（1） 地域集会施設建設補助金

ア 補助金の概要

補助金名	地域集会施設建設補助金
所管課	市民協働課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市地域集会施設建設補助金交付要綱
補助金の目的	地域住民の集会の用に供する建築物の新築、増築、改築若しくは改造又は取得に対して、一宮市が行う他の助成と重複しない範囲で一宮市地域集会施設建設補助金を交付することにより、地域住民の連帯意識を培い、潤いのある地域社会を実現すること
交付対象者	町内会（市長が特に必要と認めた場合を除く）
開始年度	昭和 57 年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

（出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成）

イ 補助金の額

補助金の額は、事務費等間接経費を除いた町内会等が支出する集会施設の新築、増築、改築若しくは改造に必要な工事費又は取得費の 2 分の 1 に相当する額（1,000 円未満の端数は切り捨てる。）と、別表に規定する補助限度額とのいずれか高くない方の額とする。ただし、新築に係る工事費の額が、次の算式によって算出される基準工事額を超える場合における、新築に係る工事費の額は、基準工事額とする。

基準工事額＝200,000 円（基準補助単価）×延べ床面積（平方メートル）

備考 基準補助単価とは 1 平方メートル当たりの工事費をいう。

（出所：一宮市地域集会施設建設補助金交付要綱 第 5 条）

別表（第 5 条関係）

補助限度額			
世帯数	新築・取得	増築・改築	改造
200 世帯未満	700 万円	350 万円	200 万円
200～399 世帯	800 万円	400 万円	
400～799 世帯	900 万円	450 万円	
800 世帯以上	1,000 万円	500 万円	

（出所：一宮市地域集会施設建設補助金交付要綱 別表）

ウ 補助金額及び件数の推移

過去３年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表３－３－１のとおりである。

【図表３－３－１】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度
補助金額（予算）	27,442,000	35,175,000	5,418,000
補助金額（決算）	25,442,000	34,811,000	3,445,000
補助件数	7	7	5

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ．相見積りの必要性について【指摘２】

(現状)

地域集会施設建設補助金の要綱において、申請時に必要な書類として、以下のよう明記されている。要綱では見積書の提出は求めているが、相見積りの提出は求めている。

地域集会施設建設補助金交付要綱 一部抜粋

(手続等)

第７条 補助金の交付申請その他の手続については、一宮市補助金等交付規則（昭和３７年一宮市規則第１８号）に定めるほか、次の各号に定める書類の区分に応じ、当該各号に定める書類等（写しによることを妨げない。）を添付しなければならない。

(１) 申請書

ア 新築、増築、改築及び改造の場合

～略

(ウ) 工事明細書又は工事費の明細を記した見積書

(指摘)

所管課では、要綱の規定に沿って、見積書の提出は求めているが、相見積りの提出は求めている。この点、所管課に確認したところ、工事の実施主体は町内会であり、その町内会が選定した施工業者の見積金額は適正であると考えているため、相見積りの提出を求めているとのことであった。

しかしながら、別表で規定されている限度額と実際の工事費用の２分の１を比較して補助金額が決定されており、工事費用がより最適な見積りによって算

出されているか否かを比較検討することが必要であるといえる。例えば、町内会が施工業者と結託し、見積りを水増しした上で、過剰な補助金の交付を受ける可能性もある。今後は、2業者以上の見積書の提出を求めるべきである。

一宮市の空き店舗解消リフォーム費用補助金交付要綱については、2業者以上の相見積りの提出を求めており、要綱にもその旨が記載されていることから、参考にされたい。

(参考) 空き店舗解消リフォーム費用補助金交付要綱 抜粋

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとするものは、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

～略

(3) 2業者以上から徴収した見積書の写(代表者原本証明のもの)、カタログ及び設計図面

(2) 防犯灯補助金

ア 補助金の概要

補助金名	防犯灯補助金
所管課	市民協働課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市防犯灯等補助金交付要綱
補助金の目的	町内会が地域防犯のため必要な箇所に設置し、維持する照明灯の設置及び維持に要する費用に対して、当該団体の申請に基づき必要な補助を行うことにより、安全・安心なまちづくりを推進し、住民の安全確保を図ること
交付対象者	町内会
開始年度	昭和45年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

【新設等の補助金】

新設等の補助金の額は次のとおりとする。工事費が次の補助金額を下回る場合は、その金額(その金額に10円未満の端数金額がある場合は、これを切り捨てた額)を補助金額とする。

(1) LED 灯を設置するもの

補助金額は次の表のとおりとする。金額は1基についての補助金額とする。

器具の明るさ（カタログ表記）	電柱その他の 工作物に共架 するもの（円）	独立柱を新設 し設置する もの（円）
クラスBを満たす設置の間隔の表記が無いもの	12,000	18,000
クラスBを満たす設置の間隔～21m （蛍光灯 20W相当）		
クラスBを満たす設置の間隔 22m～29m （水銀ランプ 80W相当）	20,000	26,000
クラスBを満たす設置の間隔 30m～ （水銀ランプ 100W相当）	28,000	34,000

備考

- 1 クラスBは「防犯灯の照度基準 SES E1901-3」【（公社）日本防犯設備協会】の表記（「4m先の歩行者の挙動・姿勢などがわかる」レベル）による。
- 2 クラスBおよびクラスB＋両方の記録がカタログにある場合は、上記基準のクラスB＋の表記による。

(2) 独立柱を取り替えるもの

1 基につき 6,000 円

【維持費補助金】

維持費補助金の額は、防犯灯等の電気料金のうち当該年度の4月分として支払われた電気料金に1.2を乗じたものの1/2の額を年額とする。また、電気料金が明細から判明しない場合は防犯灯等のワット数に応じた電気料金に1.2を乗じたものの1/2の額を年額とする。これらの年額に1円未満の端数金額が生ずる場合は、これを切り捨てた額を補助金額とする。ただし、当該年度の9月末日までに撤去・廃止された防犯灯等については補助の対象外とする。

（出所：一宮市防犯灯等補助金交付要綱 第5条、8条）

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-3-2のとおりである。

【図表 3-3-2】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	45,262,000	39,070,000	36,299,000
補助金額（決算）	44,763,418	38,359,974	35,384,802
補助件数	865	895	851

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 事業完了報告書の記載漏れについて【指摘3】

(現状)

事業完了報告書の設置場所に関する情報について、形態やポール工事の有無について、記載漏れが発見された。

(指摘)

申請書には記載があったため、市としては情報を把握できてはいるが、完了報告書において、実際の工事はどうであったのか、形態やポール工事の有無を報告させることは重要である。今後は、完了報告書の提出時に記載必要事項の漏れがないか確認するべきであり、またもれなく記載するように申請者に指導するべきである。

(3) 防犯カメラ補助金

ア 補助金の概要

補助金名	防犯カメラ補助金
所管課	市民協働課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市防犯カメラ維持費補助金交付要綱 一宮市防犯カメラ設置補助金交付要綱
補助金の目的	地域防犯の目的で防犯カメラを設置する町内会またはマンション管理組合に対し、設置費用及び維持費の一部を補助することにより、安全・安心なまちづくりを推進し、住民の安全確保を図ること
交付対象者	防犯カメラを新たに設置する町内会等
開始年度	平成22年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

【設置補助金】

補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、年度ごとに1,000,000円を限度とする。前述の規定にかかわらず、設置費用の1/3以上2/3未満に相当する寄付等を受けた場合は設置費用の1/3を補助金の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし設置費用の2/3以上に相当する寄付等を受けた場合は設置費用から寄付等を受けた額を差し引いた残額を補助金の額とし、年度ごとに1,000,000円を限度とする。

（出所：一宮市防犯カメラ設置補助金交付要綱 第5条）

【維持費補助金】

補助金の額は、各年度の4月1日において現に設置され、かつ、稼働し続けている防犯カメラ一台につき年額1,800円とする。なお、そのうちその年度の9月末日までに認定の申請をし、認定を受けた防犯カメラについても同様とする。

（出所：一宮市防犯カメラ維持費補助金交付要綱 第5条）

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-3-3のとおりである。

【図表3-3-3】 補助金額及び補助件数

（単位：円、件）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	11,931,000	13,132,000	12,469,000
補助金額（決算）	11,856,600	12,203,400	12,376,800
補助件数	160	176	195

（出所：市から提供）

エ 監査の結果

あ. 維持費補助金の申請時の提出書類について【意見9】

（現状）

維持費補助金の交付を受ける際は、防犯カメラ維持費補助金交付申請書を提出することとなっている。また、維持費補助金は、一宮市防犯カメラ設置補助金の交付を受けたものだけでなく、一宮市から認定を受け町内会等が設置している防犯カメラも対象となっており、認定を受ける際は、別途防犯カメラ認定

申請書の提出が必要である。

(参考) 一宮市防犯カメラ維持費補助金交付要綱

第4条 この要綱の補助対象となる経費は、一宮市防犯カメラ設置補助金を受け町内会等が設置している防犯カメラもしくは一宮市から認定を受け町内会等が設置している防犯カメラに係る維持費とする。

2 防犯カメラの認定を受けようとするものは、防犯カメラ認定申請書（様式第4）を市長に提出するものとする。

～略～

第6条 維持費補助金の交付を受けようとするときは、防犯カメラ維持費補助金交付申請書（様式第1）を提出するものとする。

この際、防犯カメラ認定申請書には、4月時点で稼働しているかどうか把握するために、4月分の電気料金の明細等の資料の添付が必須であるのに対して、防犯カメラ維持費補助金交付申請書には添付資料がないため、防犯カメラ認定申請書の提出が不要な防犯カメラ（一宮市防犯カメラ補助金の申請を受けたもの）については、4月時点で間違いなく稼働しているかどうかの確認が行われていない。

(意見)

防犯カメラ維持費補助金交付申請書を提出する際に、合わせて全ての申請する防犯カメラについて、4月分の電気料金の明細等、4月時点で稼働していることがわかる資料の提出が望まれる。

(4) 市民活動補助金

ア 補助金の概要

補助金名	市民活動補助金
所管課	市民協働課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市市民活動サポート補助金交付要綱
補助金の目的	市民活動団体が行う公益的な社会貢献活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、多様化する地域社会の課題解決に向けた活動を推進すること
交付対象者	(1) スタート支援部門：新規又は設立2年未満の市民活動団体

	(2) 若者支援部門：概ね 30 歳未満の者で構成された市民活動団体 (3) ステップアップ部門：設立後 2 年以上で、(2) に該当しない市民活動団体、又は設立後 2 年未満ですでに (1) (2) の補助金の交付を受けている市民活動団体
開始年度	令和 3 年度
前払いの有無	有り
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金の交付対象となる経費は、要綱別表第 1 で定められている。

別表第 1 (第 5 条第 1 項関係)

費目	説明
報償費	講師・専門家等への謝礼その他これらに類するもの
旅費	交通費、通行料その他これらに類するもの
印刷製本・消耗品費	チラシ・ポスター等の印刷代、文具等の消耗品その他これらに類するもの
食糧費	外部講師の食事・お茶代
通信費・手数料	切手等の郵便料、ボランティア保険等の保険料、振込手数料その他これらに類するもの
備品費	申請事業に必要不可欠な備品費に限る。
人件費	申請事業に必要不可欠な人件費に限る。
使用料・賃借料	会場使用料、車両・機器等の賃借料その他これらに類するもの
その他	上記以外の経費で市長が対象と認めるもの

(出所：一宮市市民活動サポート補助金交付要綱 別表第 1)

なお、交付申請をすることができる補助金の額は、図表 3-3-4 のとおり定められている。

【図表 3-3-4】各補助金の額

区分	補助金の額
スタート支援部門	100,000 円又は対象経費の合計額に 10 分の 9 を乗じた額 (1,000 円未満の端数は切り捨てる。) のいずれか高くないほうの額
若者支援部門	100,000 円又は対象経費の合計額 (1,000 円未満の端数は切り捨てる。) のいずれか高くないほうの額
ステップアップ部門	300,000 円又は対象経費の合計額に次の率を乗じた額 (1,000 円未満の端数は切り捨てる。) のいずれか

区分	補助金の額
	高くないほうの額 ア 交付1回目 3分の2 イ 交付2回目 2分の1 ウ 交付3回目 3分の1 令和3年度の補助率は5分の4

(出所：一宮市市民活動サポート補助金交付要綱 第5条)

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-3-5のとおりである。

【図表3-3-5】補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	—	—	14,498,000
補助金額（決算）	—	—	13,381,000
補助件数	—	—	56

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 提出された領収書の妥当性について【意見10】

(現状)

一部の団体で、団体の構成員が代表を務める会社や、構成員個人に対して支払いを行っている領収書を経費の一部として提出しているものがあつた。このこと自体は問題ではないが、団体の構成員が経営する会社に対して10,000円を超えるコピー代金や車両リース代として年間400,000円以上など、その内容が妥当かどうか明確に確認できないような領収書が見受けられた。金額の妥当性の検討状況について所管課に確認したところ、事業を採択する際に妥当性（実施事業に対して、予算の金額や用途が妥当なものとなっているかどうか）という審査項目があり、高額と判断した場合、審査員により採択されるかどうか評価に反映される仕組みとなっているとの回答を得た。

(意見)

事業を採択されるかどうかの審査を行うに当たり、妥当性を検討することもちろん重要であるが、あくまでも事業が採択される前の話であり、対象経費として認められるか否かの事後のチェックの観点とは別である。団体の構成員に対して支払う経費については、他の外部の会社などに対する経費と比較すると、その金額が社会通念上必要となる金額かどうか、より慎重な検証が必要で

あるといえる。コピー代金であれば、補助活動と認められた事業に関する何（チラシやパンフレット等）について何枚程度コピーしたのか、提出させるべきであり、実際に、詳細を記載して提出している団体も一部見受けられた。車両リース代については、同様の活動をしている他の団体と比較して、金額がかなり高いものであった。保険料込みなど理由が考えられるが、その場合には保険料に関する保険契約書等を別で提出させるなど、妥当性について詳細な確認をすることが望ましい。

団体の経費が補助金算定の基礎となっており、領収書や請求書はその根拠となる重要な証憑である。市民の税金が財源となっていることの重要性を認識し、各金額の妥当性について、特に団体構成員個人又は経営している会社との取引によるものについて、領収書のみではその金額の妥当性が不明瞭なものがあれば、追加の資料の提出を求めることや、ヒアリングを行いその結果を記録するなど、市が金額を妥当と判断した記録が客観的に確認できるよう記載することが望まれる。

（５） 市民チャレンジ事業補助金

ア 補助金の概要

補助金名	市民チャレンジ事業補助金
所管課	100 周年推進室
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	いちのみや市 100 周年市民チャレンジ事業 実施要綱
補助金の目的	一宮市制施行 100 周年を記念して、市民活動団体が主体的に企画し、実施する「新しいチャレンジ」に対して市民チャレンジ事業支援金を交付することにより、一宮市の魅力を広く発信し、新たな出会いや交流を育むことを図り、健康・元気なまちづくりを推進すること
交付対象者	市民活動団体
開始年度	令和 3 年度のみ
前払いの有無	有り
精算の有無	有り

（出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成）

イ 補助金の額

支援金の交付対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、申請事業に要する経費のうち、別表第1で定める経費とする。

交付申請をすることができる支援金の額(以下「交付申請額」という。)は、500,000 円又は対象経費に5分の4を乗じた額(1,000 円未満の端数は切り捨てる)のいずれか高くないほうの額とする。

(出所：いちのみや市100周年市民チャレンジ事業実施要綱 第4条)

別表第1

費目	説明
報償費	講師謝礼、調査・研究の報償費その他これらに類するもの
旅費	交通費、通行料その他これらに類するもの
食糧費	申請事業に必要不可欠な食料費に限る。
需用費	文具費、印刷製本費その他これらに類するもの
役務費	郵便料、通信料、保険料その他これらに類するもの
使用料	会場使用料その他これらに類するもの
備品費	申請事業に必要不可欠な備品費に限る。
人件費	申請事業に必要不可欠な人件費に限る。
賃貸料	車両・機械、事務所等の賃借料その他これらに類するもの。ただし、事務所の賃借料については、当該事務所が申請事業に必要不可欠なサービスの提供場所となるものに限る。
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-3-6のとおりである。

【図表3-3-6】補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額(予算)	—	—	19,396,000
補助金額(決算)	—	—	17,230,000
補助件数	—	—	42

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 申請書類の不備について【指摘 4】

(現状)

補助金額確定の承認及び決裁を受けている申請書類に、形式的な不備が存在するものが複数見受けられた。具体的には、補助事業者 43 団体（補助事業が中止となった 1 団体を含む）から 15 団体をサンプル抽出にて検討したところ、担当者の記入箇所誤り 1 件、申請者の書類作成上の不備 3 件（添付書類間の数値不整合 1 件、記入漏れ 2 件）を確認した。

(指摘)

今回の不備については、補助金額の算定に影響のない形式的なものではあるものの、書類上の不備が是正されないまま承認、決裁がなされている。

所管課は、申請者の提出書類を漠然と確認するのではなく、記入すべき箇所、整合すべき箇所については慎重に確認を行うべきである。

い. 補助対象事業の完了期限を超過した際の対応について【意見 11】

(現状)

実施要綱第 3 条第 4 号にて、申請時の要件として交付申請事業は令和 4 年 2 月 28 日までに終了することが規定されている。しかしながら、期限内に事業を終了できていない申請者が 3 件見受けられた。遅延理由とその記録について所管課へ質問したところ、新型コロナウイルスの蔓延により事業進捗が遅れたものであり、内部で確認をとったうえで補助金を交付しているが、遅延の理由や承認の経過等についての記録はとっていないとの回答が得られた。

(参考) いちのみや市 100 周年市民チャレンジ事業実施要綱（抜粋）

第 3 条

（４）令和 3 年 4 月 1 日以後に事業を開始し、令和 4 年 2 月 28 日までに完了するものであること。

(意見)

事業完了期限以降に提出された場合は、遅延した理由及び受理した理由を記録として残すことが望ましい。

う．実施報告書の添付資料の添付方法について【意見 12】

（現状）

実施報告書には支出の根拠証憑となる領収書や納品書が添付される。申請者によっては根拠証憑が膨大な枚数となることに加え、整然としない状態で提出されている場合もあり、支出とその根拠証憑の紐づけに時間を要する状況となっており、効率性の改善の余地が伺えた。

（意見）

今後、同様の補助金を実施する場合は、提出書類を審査する際の効率性・正確性を確保するための対策を講じることが望ましい。一宮市連区女性団体等活動補助金の提出資料は、申請者が、支出項目とその根拠証憑が番号を用いて紐づけた状態に整理した上で提出しているので、参考にされたい。

4 監査の結果（福祉部）

（１） 社会福祉協議会補助金

ア 補助金の概要

補助金名	社会福祉協議会補助金
所管課	福祉総務課
補助金の区分	団体運営費補助金
要綱名	一宮市社会福祉協議会補助金交付要綱
補助金の目的	民間福祉事業の特性を生かし、住民主体による福祉事業を推進するために、社会福祉法人一宮市社会福祉協議会が実施する諸事業に要する経費に対し、補助金を交付し、もって福祉の向上を図ること
交付対象者	社会福祉法人一宮市社会福祉協議会
開始年度	昭和 32 年度
前払いの有無	有り
精算の有無	有り

（出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成）

イ 補助金の額

補助金の対象経費は、社協が実施する事業のうち市長が認める経費とし、次の各事業とする。ただし、対象経費は別表 1 のとおりとし、臨時的経費がある場合は別途協議する。

- （１） 法人運営事業
- （２） ふれあいのまちづくり推進事業
- （３） ボランティアセンター活動事業
- （４） 日常生活自立支援事業

補助金の額は、予算の範囲内とする。

（出所：一宮市社会福祉協議会補助金交付要綱 第 3 条）

別表

人件費	役員報酬支出、職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出、退職給付支出、法定福利費支出、福利厚生費支出
事務費	旅費交通費支出、事務消耗品費支出、印刷製本費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、業務委託費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、租税公課支出、保守料支出、渉外費支出、雑支出、負担金支出
事業費	諸謝金支出、給食費支出、消耗器具備品費支出、教育指導費支出、車輛費支出、雑費支出、助成金支出

ウ 補助金額及び件数の推移

過去３年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表３－４－１のとおりである。

【図表３－４－１】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度
補助金額（予算）	168,921,000	160,065,000	134,645,000
補助金額（決算）	164,800,992	140,149,983	130,119,094
補助件数	1	1	1

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ．補助対象経費の範囲について①【指摘５】

(現状)

補助対象経費は、一宮市社会福祉協議会補助金交付要綱において下記のように定められている。

第３条 補助金の対象経費は、社協が実施する事業のうち市長が認める経費とし、次のとおりとする。ただし、対象経費は、別表１のとおりとする。
(１) 法人運営事業
ア． 職員（ただし、市派遣職員、介護部門職員を除く）及び役員に係る人件費。ただし、会長、監事の報酬は別途協議する。
イ． 事務費 ただし、臨時的経費がある場合は別途協議する。
～略～

しかし、令和３年度の補助金のうち、法人運営事業補助金において、要綱規定外である、固定資産取得支出額が含まれていた。所管課にヒアリングを行ったところ、当該固定資産取得支出については、先方と協議を行い、内容が固定資産の修繕に近いものであり、臨時的要因もあるため、臨時的経費として補助対象経費としたものであるとのことであった。ただし、当該協議に関する資料は残されていなかった。

(指摘)

協議の上認められた経費であれば、補助金対象経費とすることは考えられる。ただし、その場合は経費として含める理由や協議内容が記録され、当該記録とともに補助金の承認が行われるべきである。

なお、補助金はあくまでも、交付要綱に定められたものが支給されるのが原則であり臨時的経費は例外的に認められるものであるため、その承認は慎重に行われるべきである点留意が必要である。

い．補助対象経費の範囲について②【意見 13】

(現状)

上記のほか、補助金交付要綱に定められる科目以外の項目が補助対象経費とされている科目が発見された。

これらについて所管課にヒアリングを行ったところ、補助対象団体の決算書における区分と補助金交付要綱における経費の区分が異なっていることによるものであり、実質的な内容は補助金交付要綱に従ったものであった。この違いは、平成28年において社会福祉法人会計基準が変更されたことにより齟齬がでたものである。

(意見)

令和4年度において、補助金交付要綱の内規を定め齟齬を是正している点が確認された。この点、今後はこの内規に従い処理していくことになる。一方で、会計基準は今後も必要に応じ変更がなされる可能性があり、これらの改定に合わせ、要綱を変える必要がないかは随時検討が求められる。

う．例外的処理である前払処理の必要性の検討について【意見 14】

(現状)

所管課では、事業運営にかかる補助金であり、従来から前払いが必要であることは確認しているとのことである。しかし、要綱においては、この点明示なく、一宮市補助金等交付規則の定めによるものとしている。これは、確定後の支払いを原則とし、市長が特に必要と認める場合には例外的に前払いとする旨の規定となっている。決裁時の書類において、このように例外的処理を行う必要性について明確な理由の記載及び根拠資料の添付がなかった。

(参考) 一宮市補助金等交付規則

(交付時期)

第 13 条 補助金等の交付は、前条の規定により補助金等の交付金額が確定した後これをを行うものとする。

2 補助事業者等の助成金等の交付目的を達成するため、市長において特に必要と認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を前渡(概算払又は前金払)することができる。

3 補助事業者等は、前 2 項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたものについては、別に定める請求書によることができる

(意見)

前払処理は例外的なものであることから、前払処理をする必要性について、慎重な検討を行うべきである。申請に対して、収支計画の検討を行う中で、繰越金の有無の確認も含め、例外的な処理を行う必要があるか否かの詳細な検討を行う必要がある。その結果を客観的に確認できる形で明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。なお、他の補助金でも確認されたため、共通する意見として意見⑥に記載している。

(2) 共同生活援助支援事業補助金

ア 補助金の概要

補助金名	共同生活援助支援事業補助金
所管課	障害福祉課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市障害者共同生活援助事業費補助金交付要綱
補助金の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 17 項に定める共同生活援助を実施する事業所に対して、経営の安定化及びその参入促進を図ること
交付対象者	次の条件を全て満たす事業所 (1) 運営主体が社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人であること (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 208 条第 1 項に規定する指定共同生活支援事業所であること (3) 事業所の所在地が県内にあり、事業所の利用定員が 20 人以下であること (4) 共同生活住居の所在地が県内にあり、その利用定員が 9 人以下であること
開始年度	平成 23 年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助基準額、補助対象日数、補助対象経費及び補助交付額の算定方法は別表のとおりとする。

(出所：一宮市障害者共同生活支援事業補助金交付要綱 第4条)

別表

区分	障害支援区分 4～6	障害支援区分 3 以下
補助基準額	利用者（福祉事務所長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項により支給決定をした者） 1人1日につき 2,240 円	利用者（福祉事務所長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項により支給決定をした者） 1人1日につき 1,265 円
補助対象日数	障害福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある対象休日等の日数 ただし、利用月ごとに当該月の土日休日数を上限とする。	
補助対象経費	本事業実施に要する経費（給料、諸手当、報酬、社会保険料、事業主負担金、賃金、委託費、旅費、需用費、役務費等）	
補助交付額の算定方法	運営主体の本事業に係る総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額と補助基準額を比較して、多くないほうの額とする。	

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-4-2のとおりである。

【図表3-4-2】補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	20,001,000	21,502,000	21,502,000
補助金額（決算）	19,006,015	21,035,718	20,604,050
補助件数	38	35	35

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 事務進捗を記録する書類について【意見15】

(現状)

事務進捗を記録する書類について、変更交付申請書の再提出が必要なため「×」と記載し、後日再提出を受けたにもかかわらず「×」のままとなっているものが

あった。

(意見)

該当の書類は、担当者が作業漏れを防ぐために備忘で作成していた書類であり、正式な書類ではない。ただし、万が一別の職員が急遽担当になった場合など、正しく更新されていないと再提出が必要かどうか正確な情報が不明瞭となる可能性もあるため、再提出を受けた場合など、事務手続きを行った場合には適時に進捗を記録することが望ましい。

(3) 社会福祉施設整備事業補助金

ア 補助金の概要

補助金名	社会福祉施設整備事業補助金
所管課	障害福祉課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	障害者に関する社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱
補助金の目的	社会福祉施設等の施設整備の振興を図ること
交付対象者	社会福祉施設等の施設整備を行う社会福祉法人等
開始年度	令和3年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金の額等は、厚生労働省発出の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に規定する中核市の負担額とし、施設整備補助要綱に定める国庫補助の交付決定を市が受けていることを交付の条件とする。ただし、補助金の額の算定において、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(出所：一宮市障害者に関する社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第3条)

ウ 補助金額及び件数の推移

過去３年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表３－４－３のとおりである。

【図表３－４－３】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度
補助金額（予算）	—	—	26,100,000
補助金額（決算）	—	—	26,100,000
補助件数	—	—	1

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 入札記録の入手について【意見 16】

(現状)

補助対象業者が当該補助金対象工事の契約を行う場合、要綱において入札が求められている。市はこれらに基づき、協議資料依頼時においては入札・工事の工程表の提出を受けているが、実際の入札手続の記録を入手していない。

(意見)

入札手続の記録は、補助対象業者が実際に入札を行った証拠書類であり、当該書面を確認することで、入札にかかる要件を満たしていることが確認できるものである。市は入札手続の記録についても入手することが望まれる。

(４) グループホームいずみ運営費補助金

ア 補助金の概要

補助金名	グループホームいずみ運営費補助金
所管課	障害福祉課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	障害者共同生活援助運営費補助金交付要綱
補助金の目的	障害者の日常生活及び社会を総合的に支援するための法律第５条第１７項に規定する共同生活援助を運営する社会福祉法人に対し、その事業に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付し、もって福祉の向上を図ること
交付対象者	グループホームを運営する社会福祉法人であって、社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増改築等のために基本

	財産等を取得すべきものとして指定された基本金に一宮市から全額出資を受けている者
開始年度	平成 28 年度
前払いの有無	有り
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

目的を達成するために必要な経費（入居者が負担する食材料費、家賃、光熱水費等を除く。）から国、県、その他の機関から交付された補助金その他の収入を控除した額について補助金を交付する。ただし、対象経費は、別表 1 のとおりとする。

補助金の額は、予算の範囲内とする。

(出所：一宮市障害者共同生活援助運営費補助金交付要綱 第 3 条)

別表 1

人件費	職員給料、職員賞与、非常勤職員給与、法定福利費
事務費	福利厚生費、旅費交通費、事務消耗品費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、業務委託費、手数料、保険料、賃借料、租税公課、保守料、雑支出、負担金
事業費	謝金、給食費、消耗器具備品費、教育指導費、車輛費、雑費
積立金	施設修繕積立金
固定資産取得費	長期未払金、備品購入費、その他の固定資産取得費

ウ 補助金額及び件数の推移

過去 3 年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表 3-4-4 のとおりである。

【図表 3-4-4】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金額（予算）	5,657,000	22,735,000	19,603,000
補助金額（決算）	4,673,612	22,724,402	18,281,584
補助件数	1	1	1

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 例外的処理である前払処理の必要性の検討について【意見 17】

(現状)

所管課では、事業運営にかかる補助金であり、従来から前払いが必要であることは確認しているとのことである。しかし、要綱においては、この点明示なく、一宮市補助金等交付規則の定めによるものとしている。これは、確定後の支払いを原則とし、市長が特に必要と認める場合には例外的に前払いとする旨の規定となっている。決裁時の書類において、このように例外的処理を行う必要性について明確な理由の記載及び根拠資料の添付がなかった。

(参考) 一宮市補助金等交付規則

(交付時期)

第 13 条 補助金等の交付は、前条の規定により補助金等の交付金額が確定した後これをを行うものとする。

2 補助事業者等の助成金等の交付目的を達成するため、市長において特に必要と認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を前渡(概算払又は前金払)することができる。

3 補助事業者等は、前 2 項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたものについては、別に定める請求書によることができる

(意見)

前払処理は例外的なものであることから、前払処理をする必要性について、慎重な検討を行うべきである。申請に対して、収支計画の検討を行う中で、繰越金の有無の確認も含め、例外的な処理を行う必要があるか否かの詳細な検討を行う必要がある。その結果を客観的に確認できる形で明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。なお、他の補助金でも確認されたため、共通する意見として意見⑥に記載している。

(5) 軽費老人ホーム利用料補助金

ア 補助金の概要

補助金名	軽費老人ホーム利用料補助金
所管課	高年福祉課
補助金の区分	奨励的補助金

要綱名	一宮市軽費老人ホーム利用料補助金交付要綱
補助金の目的	市内の軽費老人ホーム利用者の利用料負担を軽減するとともに、施設の健全な運営の助長を図ること
交付対象者	老人福祉法（昭和 38 年法律第 13 号）第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームで、一宮市養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づいて運営される市内の施設
開始年度	令和 3 年度
前払いの有無	有り
精算の有無	有り

（出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成）

イ 補助金の額

補助金の額は、サービスの提供に要する費用（※１）の実支出額の年額と、サービスの提供に要する費用基準額（※２）（別表Ⅰ）の年額とを比較し、いずれか少ないほうの額からサービスの提供に要する費用本人からの徴収額（別表Ⅱ）の年額を控除した額とする。

※１：施設を運営するために必要な、人件費及び事務費、固定資産取得支出のうち器具及び備品取得に要する経費である。

※２：サービスの提供に要する費用月額単価と各月初日の在所者数を乗じた額
（出所：一宮市軽費老人ホーム利用料補助金交付要綱 第 3 条）

ウ 補助金額及び件数の推移

過去 3 年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表 3-4-5 のとおりである。

【図表 3-4-5】 補助金額及び補助件数

（単位：円、件）

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金額（予算）	—	—	175,730,000
補助金額（決算）	—	—	170,679,900
補助件数	—	—	7

（出所：市から提供）

エ 監査の結果

あ. 申請書の記入漏れについて【指摘 6】

(現状)

申請書と同時に提出される軽費老人ホーム支出額内訳（様式第 2）の補助対象経費となる器具及び備品取得に係る費用について、備考欄が空欄となっており、支出内容が確認できない。

(指摘)

様式第 2 の下段の注として、備考欄に内容を記入する旨の記載がある。

(参考) 様式第 2（注 1）

「固定資産取得支出（器具及び備品取得）」の「左のうち補助対象経費」欄は、補助金・寄附等で購入するものを除いたサービスの提供に要する費用経費分のみを記入し、備考欄にその内容を記入すること。

備考欄に、何を購入した費用であるのか適切に記載いただくように、各施設へ指導し、器具及び備品取得に係る費用が、補助対象経費となるもので間違いないかどうか、漏れなく確認するべきである。

い. 補助対象経費の漏れについて【指摘 7】

(現状)

器具及び備品取得費用について、補助対象に含まれていないケースが発見された。内容を確認したところ、エアコンや居室電気温水器であり、補助対象として認められるものであった。

(指摘)

要綱に記載されている補助対象として認められるものについては、漏れなく補助対象に含まれているか確認するべきである。

(参考) 一宮市軽費老人ホーム利用料補助金交付要綱

(補助金額)

第 3 条 2 サービスの提供に要する費用とは、施設を運営するために必要な、人件費及び事務費、固定資産取得支出のうち器具及び備品取得に要する経費である。

今回発見された施設では、漏れていた器具及び備品取得費用を含めなくても

補助金上限額に達していたため、器具及び備品取得費用が漏れていたことで補助交付額が変わるわけではない。ただし、補助交付額に影響するケースが今後発生することも考えられることから、提出された申請書について、補助対象か否かについては、各補助先に対して適切な記載を求めるとともに、市側でも十分に検討すべきである。

う．補助金の交付時期について【意見 18】

（現状）

毎月、前月の状況に従い、各施設から申請書が提出され、毎月交付を行っている。ただし、月内での利用者の移動などにより、毎月の申請と交付に若干の差額が発生するため、3月の支給時に精算を行っている。

（意見）

補助金の交付が月ごとに行われているが、申請者・市それぞれの事務効率化の観点から、まとめて支給するなど支給タイミングを検討することが望まれる。

軽費老人ホーム利用料補助金については、一宮市が令和3年度に中核市になったことに伴い、従来県が交付事務を行っていたものを、市が担当することとなった補助金である。そのため、申請書の内容や、交付方法については、権限委譲が行われたばかりであるため、県の実施方法に合わせて行っているとのことであった。

現状で述べたとおり、当該補助金については、毎月申請され、毎月交付されている。しかし、状況を確認すると、定員を満たしている施設が多く、施設内容からしても、利用者が毎月大きく変動することは想定しにくい。実際に、4月に提出された年間予算額1/12の金額と、毎月の支給額を比較すると、各施設大きな差額はない。

【図表 3-4-6】 毎月の交付実績と、年間予算額の1/12との差額（1年間のうち最も差額が発生した月）の比較

（単位：円）

	支出額（実績）	当初申請の1/12	差額
施設 A	4,428,300	4,653,100	224,800
施設 B	1,167,000	1,218,400	51,400
施設 C	1,367,600	1,442,800	75,200
施設 D	1,877,400	1,937,000	59,600
施設 E	2,059,600	2,061,600	2,000
施設 F	2,250,700	2,250,700	0
施設 G	709,200	788,600	79,400

（出所：各施設の申請書等から監査人が集計）

そのため、月ごとにより正確な数値で支給する必要があるほど、各施設支給額に差は出ておらず、四半期ごとに年間の支給予定額の1/4の前払いであったとしても、施設運営に大きな支障がでるほどの影響があるとはいいいがたい。

施設側・市側それぞれの事務効率化のためにも、四半期ごとに当初申請額の1/4を支給にすることを、今後検討されたい。

(6) シルバー人材センター補助金

ア 補助金の概要

補助金名	シルバー人材センター補助金
所管課	高年福祉課
補助金の区分	団体運営費補助金
要綱名	一宮市高齢者能力活用推進事業費補助金交付要綱
補助金の目的	社団法人一宮市シルバー人材センターの行う高齢者能力活用推進事業を補助すること
交付対象者	社団法人一宮市シルバー人材センター
開始年度	昭和 56 年度
前払いの有無	有り
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金の交付額は、対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して、そのいずれか少ない方の額以内とする。

(出所：一宮市高齢者能力活用推進事業費補助金交付要綱 第3条)

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-4-7のとおりである。

【図表3-4-7】補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額(予算)	44,492,000	33,344,000	60,935,000
補助金額(決算)	36,839,566	27,396,409	56,044,454
補助件数	1	1	1

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 決算書の正確性の検討について【意見 19】

(現状)

完了時に、完了報告書の添付書類として、決算書・内訳書が提出されている。しかし、決算書の正確性について、その裏付けとなる領収書や請求書の確認は行われていない。

(意見)

内訳書によって決算書の金額の詳細な内容は確認できるものの、その正確性については確認できない。要綱第3条のとおり、経費に関する補助金であり、その決算書の金額は補助金額の算定の基礎となるものである。決算書の裏付けとなる全ての領収書・請求書を確認することは、その効果と効率性の比較の観点から求められるものではないものの、施設訪問時に一部サンプルで確認することや、毎年費目を変えて、サンプルで請求書や領収書を提出させるなどし、決算書の数字の正確性・妥当性について検討することが望まれる。

要綱第3条（補助金交付額）

この補助金の交付額は、別表の対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して、そのいずれか少ない方の額以内とする。

い. 例外的処理である前払処理の必要性の検討について【意見 20】

(現状)

所管課では、前払いがないとシルバー人材センターの事業が立ち行かない状況になることから前払いを行っている。しかし、要綱においては、この点明示なく、一宮市補助金等交付規則の定めによるものとしている。これは、確定後の支払いを原則とし、市長が特に必要と認める場合には例外的に前払いとする旨の規定となっている。決裁時の書類において、このように例外的処理を行う必要性について明確な理由の記載及び根拠資料の添付がなかった。

(参考) 一宮市補助金等交付規則

(交付時期)

第 13 条 補助金等の交付は、前条の規定により補助金等の交付金額が確定した後これをを行うものとする。

2 補助事業者等の助成金等の交付目的を達成するため、市長において特に必要

と認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を前渡(概算払又は前金払)することができる。

3 補助事業者等は、前 2 項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたものについては、別に定める請求書によることができる

(意見)

前払処理は例外的なものであることから、前払処理をする必要性について、慎重な検討を行うべきである。決裁時に収支計画書を添付しているものの、明確な理由（補助金が交付されないと、どの時点で事業の運営が不可能になる等）の記載は確認できなかった。今後は、検討した結果を客観的に確認できる形で明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。なお、他の補助金でも確認されたため、共通する意見として意見⑥に記載している。

(7) 老人クラブ事業補助金

ア 補助金の概要

補助金名	老人クラブ事業補助金
所管課	高年福祉課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市老人クラブ事業運営費補助金交付要綱
補助金の目的	老人クラブが高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資すること
交付対象者	補助の対象となるクラブは、次に掲げるクラブとする。 (1) クラブの会員は、クラブの活動が円滑に行うことができる程度の同一小地域内に居住する、おおむね 60 歳以上の者であること (2) クラブの会員は、おおむね 50 人以上であること。ただし、新たにクラブを発足するにあたり、住宅団地等で他の地域との併合が困難な地域にあり、かつ、今後とも会員増加が見込めないクラブ、又は退会等によりクラブの会員数が減少し、かつ、会員増加が困難と認められるクラブについては、30 人以上とする (3) 地域に根ざした組織的活動を実施していること (4) 一宮市老人クラブ連合会に加入していること
開始年度	昭和 52 年度
前払いの有無	有り
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金の額は、次の額の合計とする。

(1) 事業費補助金

1年間で第3条第2項に掲げる事業を6種類実施する場合にあつては4,000円に、4種類又は5種類実施する場合にあつては3,700円に、活動月数を乗じて得た額とする。

(2) 育成費補助金

180円に当該年度の4月1日現在の会員数を乗じて得た額とする。ただし、当該年度4月1日現在の会員数が50人に満たない場合は、100円に当該年度の4月1日現在の会員数を乗じて得た額とする。

(出所：一宮市老人クラブ事業運営費補助金交付要綱 第5条)

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-4-8のとおりである。

【図表3-4-8】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	26,062,020	24,547,000	22,569,000
補助金額（決算）	26,062,020	23,467,889	21,328,029
補助件数	447	430	394

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 食糧費の使途について【意見21】

(現状)

食糧費として、コーヒーチケットを購入しているケースが複数見受けられた。会合などに利用しているのであれば、購入自体に問題はないが、使用状況について詳細な提出を求めている。

(意見)

補助金の対象経費の中に食糧費が含まれているが、補助対象事業に要する費用のみが認められている。コーヒーチケットを購入している団体の中には、日付と人数、何のために利用したか（スポーツサークル活動のための会合、役員会等）を記載して提出している団体も見受けられた一方で、購入の際の領収

書のみを提出している団体もあった。補助金の財源は市民からの税金であり、補助金の使途は、要綱に定められた経費に限るべきである。そのため、コーヒーチケットのように、私的に使用することも可能な経費については、補助対象事業に対して利用されている状況が明確に把握できるよう、備考欄に記載を徹底するように指導することが望まれる。

い. 各費用の詳細な内容について【意見 22】

(現状)

領収書に金額のみが記載されている場合に、領収書添付用紙の備考欄が空欄となっており、詳細が把握できないものが複数発見された。

(意見)

食糧費のうち、補助対象経費となるのは、1 回当たり 1,000 円＋税までである。領収書のみで、人数や単価がわからない場合については、備考欄に記載することとなっている。(領収書添付用紙備考欄より)

消耗品等を買った場合は、その使用用途について備考欄に記載することとなっている。(領収書添付用紙備考欄より)

食糧費について、領収書に合計金額のみ記載されているものが複数枚あり、単価・人数がわからず、備考欄に詳細な記載がないものが発見された。消耗品費については、領収書に金額のみが記載されており、内容が不明なものが発見された。補助金の算定方法については、先に述べたとおり、事業費補助金は実施事業数ごとの単価×活動月数、育成費補助金は会員数×単価によるため、経費の金額そのものが補助金の算定に影響するわけではない。ただし、これらの補助金額は、補助対象経費の合計と比較して少ない方が支給されるものであり、補助対象経費の金額が適切であるかどうかは補助金額を決定する上でも重要となってくる。

今回発見された領収書等については、それらが補助対象経費でなかったとしても、補助対象経費が算定された当初の補助金額を上回るため、支給される補助金額が変動するものではなかったが、今後は、補助対象経費に該当するかどうかについて、詳細が不明なものは、備考欄等にその使用用途を明確に記載するよう求めることが望まれる。

【図表 3-4-9】 消耗品費の内訳が不明であったものの例

領収書(コピー)添付用紙 老人クラブ名 [REDACTED]

◎ 歳出区分

報償費	旅費	消耗品費	食糧費	印刷製本費	役務費	使用料及び賃借料	備品購入費
-----	----	------	-----	-------	-----	----------	-------

◎ 領収書(コピー)添付欄

領 収 証 No. [REDACTED]

[REDACTED] 様 〃 年 6 月

★ ¥ 9,500-

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 [REDACTED]

消費税額等(%) [REDACTED]

備考欄が空欄であり、内容が把握できない

青果店の領収書であったが、何のために何をいくら買ったか把握できない。

消耗品等を買った場合、その使用用途 など

(出所：令和 3 年度に提出された領収書)

う．例外的処理である前払処理の必要性の検討について【意見 23】

(現状)

所管課では、前払いがないと各老人クラブの事業が立ち行かない状況になることから前払いを行っている。しかし、要綱においては、この点明示なく、一宮市補助金等交付規則の定めによるものとしている。これは、確定後の支払いを原則とし、市長が特に必要と認める場合には例外的に前払いとする旨の規定となっている。決裁時の書類において、このように例外的処理を行う必要性について明確な理由の記載及び根拠資料の添付がなかった。

(参考) 一宮市補助金等交付規則

(交付時期)

第 13 条 補助金等の交付は、前条の規定により補助金等の交付金額が確定した後にこれを行うものとする。

2 補助事業者等の助成金等の交付目的を達成するため、市長において特に必要と認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を前渡(概算払又は前金払)することができる。

3 補助事業者等は、前 2 項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたものについては、別に定める請求書によることができる

(意見)

前払処理は例外的なものであることから、前払処理をする必要性について、慎重な検討を行うべきである。特に、老人クラブではコロナ禍において十分な活動ができず、繰越金が増加している団体も多い。申請に対して、収支計画の検討を行う中で、繰越金の残高の確認も含め、例外的な処理を行う必要があるか否か慎重な検討を行う必要がある。その結果を客観的に確認できる形で明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。なお、他の補助金でも確認されたため、共通する意見として意見⑥に記載している。

(8) 老人クラブ連合会補助金

ア 補助金の概要

補助金名	老人クラブ連合会補助金
所管課	高年福祉課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市老人クラブ連合会事業補助金交付要綱
補助金の目的	高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会作りに資すること
交付対象者	一宮市老人クラブ連合会
開始年度	平成 5 年度
前払いの有無	有り
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金の額は、72 円に当該年度の 4 月 1 日現在の会員数を乗じて得た金額に、次の (1) から (5) までの掲げる事業を 5 種類実施する場合にあっては 394,000 円を、3 種類又は 4 種類実施する場合にあっては 384,000 円をそれぞれ加えた額とする。

(1) 活動促進事業

老人クラブ及び愛知県老人クラブ連合会と連携した調査研究、啓発広報活動等老人クラブの活動促進に資する各種事業

(2) 健康づくり・介護予防支援事業

高齢者向けスポーツや体操の普及のための企画や活動及び体力づくり、低栄養予防につながる講習会等の健康づくり・介護予防に資する各種事業

(3) 地域支え合い事業

子どもを見守る活動や次世代育成支援、高齢者の孤立防止、防災など地域の支え合いに資する各種事業

(4) 若手高齢者組織化・活動支援事業

若手高齢者による組織の設置（委員会・部会等）や若手高齢者のサークル、グループ活動などの促進に資する各種事業

(5) 活動支援体制強化事業

前 (1) から (4) までの掲げる事業を円滑に実施するための企画立案等を行う推進員の設置、その他生きがいと健康づくりに資する各種事業

（出所：一宮市老人クラブ連合会事業補助金交付要綱 第 3 条）

ウ 補助金額及び件数の推移

過去 3 年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表 3-4-10 のとおりである。

【図表 3-4-10】 補助金額及び補助件数

（単位：円、件）

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金額（予算）	2,427,000	2,284,000	2,083,000
補助金額（決算）	2,404,968	2,283,144	2,082,048
補助件数	1	1	1

（出所：市から提供）

エ 監査の結果

あ. 決算書の正確性の検討について【意見 24】

(現状)

完了時に、完了報告書の添付書類として決算書・内訳書が提出されている。しかし、決算書の正確性について、その裏付けとなる領収書や請求書の確認は行われていない。

(意見)

内訳書によって決算書の金額の詳細な内容は確認できるものの、その正確性については確認できない。要綱第2条のとおり、経費に対する補助金であり、補助金の額は、「イ 補助金の額」で記載したとおり、72 円を会員数に乗じた金額＋事業数に応じた金額で決定されるものの、その上限は補助対象経費の金額である。そのため、決算書に記載された金額から算出される補助対象経費の金額が適切であるかどうかは補助金額を決定する上で重要となってくる。

決算書の裏付けとなる全ての領収書・請求書を確認することは、その効果と効率性の比較の観点から求められるものではないものの、事務所を訪問する際に一部サンプルで確認することや、毎年費目を変えて、サンプルで請求書や領収書を提出させるなどし、決算書の数字の正確性・妥当性について検討することが望まれる。

い. 例外的処理である前払処理の必要性の検討について【意見 25】

(現状)

所管課では、前払いがないと老人クラブ連合会における関連事業が立ち行かない状況になることから前払いを行っている。しかし、要綱においては、この点明示なく、一宮市補助金等交付規則の定めによるものとしている。これは、確定後の支払いを原則とし、市長が特に必要と認める場合には例外的に前払いとする旨の規定となっている。決裁時の書類において、このように例外的処理を行う必要性について明確な理由の記載及び根拠資料の添付がなかった。

(参考) 一宮市補助金等交付規則

(交付時期)

第 13 条 補助金等の交付は、前条の規定により補助金等の交付金額が確定した後これをを行うものとする。

2 補助事業者等の助成金等の交付目的を達成するため、市長において特に必要と認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を前渡(概算払又は前金払)することができる。

3 補助事業者等は、前 2 項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたものについては、別に定める請求書によることができる

(意見)

前払処理は例外的なものであることから、前払処理をする必要性について、慎重な検討を行うべきである。決裁時に収支計画書を添付しているものの、明確な理由（補助金が交付されないと、どの時点で事業の運営が不可能になる等）の記載は確認できなかった。今後は、検討した結果を客観的に確認できる形で明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。なお、他の補助金でも確認されたため、共通する意見として意見⑥に記載している。

(9) 社会福祉施設建設補助金

ア 補助金の概要

補助金名	社会福祉施設建設補助金
所管課	介護保険課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市社会福祉施設建設補助金交付要綱
補助金の目的	社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 48 年一宮市条例第 43 号）及び社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和 49 年一宮市規則第 53 号）の規定により社会福祉施設の整備を行う社会福祉法人に対し、当該施設整備に要する経費について、予算の範囲内において交付し、介護基盤の充実を図ること
交付対象者	一宮市高齢者福祉計画に基づき一宮市福祉施設整備検討委員会において選考された社会福祉法人
開始年度	平成 30 年度
前払いの有無	無し
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金の交付対象となる経費及び基準は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収、整地、造園、道路敷設及び外構工事に要する費用
- (2) 既存建物の買収に要する費用
- (3) 職員宿舍、車庫及び倉庫の建設に要する費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設整備費として適当と認められない費用

補助金の交付額は、別表の第1欄に定める施設種別ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数に乗じて得た交付基準額と、第4欄の定める対象経費の実支出額の合計額を比較して少ないほうの額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額の合計額を比較して、少ないほうの額を補助基本額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(出所：一宮市社会福祉施設建設補助金交付要綱 第5条)

別表

1 施設種別	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 補助率
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ※定員30人以上に限る。	3,150,000円	定員数	施設整備のために必要な工事費又は工事請負費。ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	定額
介護老人保健施設（老人保健施設） ※定員30人以上に限る。	25,000,000円	施設数		定額

(出所：一宮市社会福祉施設建設補助金交付要綱 別記)

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-4-11のとおりである。

【図表3-4-11】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	18,334,000	—	94,500,000
補助金額（決算）	18,334,000	—	94,500,000
補助件数	1	—	1

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見となる事項は発見されなかった。

(10) 介護施設等防災対策事業補助金

ア 補助金の概要

補助金名	介護施設等防災対策事業補助金
所管課	介護保険課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市介護施設等防災対策事業補助金交付要綱
補助金の目的	災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保すること
交付対象者	「防災・減災等事業支援特例交付金」の交付対象者として市長が認めた事業者
開始年度	令和元年度
前払いの有無	無し
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金の交付対象となる経費及び基準は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

(1) 既存小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業
ア 消防法施行令等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの
イ 年間、月間の両方ともに利用人数の実績（宿泊利用者/総数）が5%以下の宿泊を伴う地域密着型通所介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所
ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するもの
エ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない費用
(2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業
ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの
イ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの
ウ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの
エ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない費用
(3) 高齢者施設等の安全対策強化事業（ブロック塀等改修整備）
ア ブロック塀等の撤去のみを行うもの

イ 対象施設の目的以外の用途に使用するもの

ウ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない費用

補助金の交付額は、実施要綱の規定に基づき交付される交付金を限度として、別表の第1欄に定める区分ごとに、第5欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める単価に第3欄に定める単位を乗じて得た補助基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）以内の額とする。

（出所：一宮市介護施設等防災対策事業補助金交付要綱 第5条）

別表

1 区分	2 単価	3 単位	4 補助率	5 対象経費
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業				
スプリンクラー設備				
1,000 ㎡未満の場合	9,710 円	対象施設ごと 1 ㎡あたり	10/10	
1,000 ㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,710 円/1 ㎡と 2,440 千円の合計額	対象施設ごと		
300 ㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080 千円	施設数		
500 ㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325 千円			
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 (1) 耐震化分（耐震診断の結果、耐震改修が必要と認定されたものに限る） (2) 大規模修繕等分（利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業については、国が示す事業内容を対象とする。） (3) 非常用自家発電設備整備事業分				
地域密着型特別養護老人ホーム	15,400 千円（(1) (2) については、総事業費 800 千円を超える	施設数	10/10	

1 区分	2 単価	3 単位	4 補助率	5 対象経費
	ものに限る。)			
・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,730 千円 ((1) (2) については、総事業費が800 千円を超えるものに限る。)			
高齢者施設等の安全対策強化事業（ブロック塀等改修整備）				
・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模有料老人ホーム ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	市長が認めた額	施設数	3/4	

（出所：一宮市介護施設等防災対策事業補助金交付要綱 別表）

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-4-12のとおりである。

【図表3-4-12】 補助金額及び補助件数

（単位：円、件）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	11,929,000	6,160,000	22,302,000
補助金額（決算）	11,929,000	6,160,000	22,302,000
補助件数	2	1	3

（出所：市から提供）

エ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見となる事項は発見されなかった。

(11) 介護職員宿舎施設整備事業補助金

ア 補助金の概要

補助金名	介護職員宿舎施設整備事業補助金
所管課	介護保険課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市介護職員宿舎施設整備事業補助金交付要綱
補助金の目的	介護職員の宿舎施設を整備する事業者に整備費の一部を補助することにより、介護人材の確保及び介護職員が働きやすい環境の整備を図ること
交付対象者	介護施設等の事業者が当該介護施設等に勤務する職員の宿舎施設の整備を行う事業者であり、県交付要綱に基づき市長が認め、かつ県より交付の内示を受けた事業者
開始年度	令和3年度
前払いの有無	無し
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金の交付対象となる経費及び基準は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げるものについては、補助の対象としない。

ア 土地の買収又は整地に関する費用
イ 設備整備に関する費用
ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するもの
エ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない費用

補助金の交付額は、県交付要綱の規定に基づき交付される交付金を限度として、別表の第1欄に定める区分ごとに、第4欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める配分基準の方法によって得た補助基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）以内の額とする。

(出所：一宮市介護職員宿舎施設整備事業補助金交付要綱 第5条)

別表

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
介護職員宿舎整備事業 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問居宅介護事業 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	当該施設整備に必要な経費。ただし、介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡までの部分とする。	1/3	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と思われる購入費等を含む。

(出所：一宮市介護職員宿舎施設整備事業補助金交付要綱 別表)

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-4-13のとおりである。

【図表3-4-13】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	—	—	16,666,000
補助金額（決算）	—	—	16,666,000
補助件数	—	—	1

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見となる事項は発見されなかった。

(12) 介護サービス提供体制確保事業補助金

ア 補助金の概要

補助金名	介護サービス提供体制確保事業補助金
所管課	介護保険課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市介護サービス提供体制確保事業補助金交付要綱
補助金の目的	介護サービス事業所・施設において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合においても、緊急時のサービス提供に必要な人材を確保し、職場環境の復旧・改善を行う事業所・施設に対し補助を行うことにより事業の継続の支援を行うこと
交付対象者	国実施要項に定めるサービス種類の市内の事業者かつ市長が定めた事業者
開始年度	令和3年度
前払いの有無	無し
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

令和3年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症への対策において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成する。

①緊急時の介護人材確保に係る費用	職員の感染等による人員不足、通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保等の費用 ※緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当等
②職場環境の復旧・環境整備に係る費用	介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用、通所系サービスの代替サービス提供に伴う初動費用等
③連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用	感染が発生した施設等への介護人材の応援派遣等に伴う費用

(出所：厚生労働省（概要）介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業)

ウ 補助金額及び件数の推移

過去３年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表３－４－１４ のとおりである。

【図表３－４－１４】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度
補助金額（予算）	－	－	38,133,000
補助金額（決算）	－	－	31,872,000
補助件数	－	－	33

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 補助対象経費に対する証憑書類について【指摘８】

(現状)

交付申請書に添付する補助対象経費に係る根拠書類として、銀行の振込依頼完了の WEB 画面が添付されていた。当該画面で、振込実行日時、振込先、振込金額は確認できたが、購入した物品の内容は確認できなかった。また、取引内容についての聞き取りを行った証跡も確認できなかった。

取引内容の確認方法について所管課へ質問したところ、申請者の提出書類内の別の取引で確認できる取引先であるため、取引先名と金額から WEB 画面の取引内容を類推したとの回答を得た。

(指摘)

交付要綱第６条に交付申請書に添付する書類等としては「明細書又は購入費、手数料等の明細を明記した領収書、納品書」、「その他参考となる書類」と記載されている。

振込依頼完了画面は領収書又は納品書に該当せず、また、購入費の明細が確認できないことから補助対象経費となるかどうかの判断ができない。

今回は他の提出資料から推測したとのことであるが、推測を裏付ける根拠として領収書又は納品書等の明細がわかる書類の提出を求めるべきである。場合によっては聞き取り調査により確認することも考えられるが、聞き取り調査の際には責任の所在を明らかにするために、いつ・誰が・誰に・何を・どのように確認したのかを記録することが望ましい。

い. 申請書類の保管状況について【意見 26】

(現状)

利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等が市に感染者の発生を報告する場合は、対象者の状況を記載する別紙 3 を添付することが求められているが、当該別紙 3 の添付が確認できなかった。所管課に確認したところ、保管ファイルへの添付が漏れていたとの回答が得られた。

(意見)

申請者から受領した書類はもれなく保管ファイルへ格納されていることを確認し、提出書類の紛失につながらないように管理することが望まれる。

5 監査の結果（子ども家庭部）

（１） 私立保育園運営補助金

ア 補助金の概要

補助金名	私立保育園運営補助金
所管課	保育課
補助金の区分	団体運営費補助金
要綱名	一宮市私立保育園運営補助金交付基準
補助金の目的	児童福祉法第 35 条第 4 項により設置された私立保育園の運営の安定及び改善、公私立保育園の保育士の配置基準の格差是正及び児童福祉の向上を図ること
交付対象者	一宮市内の私立保育園
開始年度	昭和 54 年度
前払いの有無	有り
精算の有無	有り

（出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成）

イ 補助金の額

補助金の額は、別表のとおりとする。

（出所：一宮市私立保育園運営補助金交付基準 第 2 条）

別表

区分	補助金の交付額
運営費	当該補助年度の各月の初日の児童数を基に、一宮市の保育士配置基準（0 歳児 3 人に 1 人、1 歳児 4 人に 1 人、2 歳児 6 人に 1 人、3 歳児 20 人に 1 人、4 歳児 30 人に 1 人、5 歳児 30 人に 1 人の保育士をそれぞれ配置するものをいう。以下「市基準児童数」という。）による配置保育士数と、当該園に実際に配置された保育士数を比較し、少ないほうの数から児童福祉施設の整備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令 63 号）第 33 条の規定に基づく配置保育士数を差し引いた人数に 1 人当たり 229,167 円を乗じ、2 で除して得た額の合計額（千円未満の端数がある場合は切り捨て） なお、一宮市の基準による配置保育士数を算出する場合には、年齢区分ごとに各月初日の児童数を市基準児童数で除した数値を、0～2 歳児にあつてはそれぞれ小数第 2 位を切り捨てた数値の計を小数第 1 位で四捨五入し、3～5 歳児にあつてはそれぞれ小数第 1 位を切り上げし、その合計とする。
整備費	・独立行政法人福祉医療機構（旧名称 社会福祉・医療事

区分	補助金の交付額
	業団)からの借入金及び愛知県民間社会福祉施設振興資金の借入金で別に定める私立保育園運営補助金〔整備費(返済金)〕交付要領による。 ・小規模整備等については別に定める私立保育園運営補助金〔整備費(小規模整備費等)〕交付要領による。 ・独立行政法人福祉医療機構(旧名称 社会福祉・医療事業団)からの借入金及び愛知県民間社会福祉施設振興資金の借入金で別に定める私立保育園運営費補助金〔整備費(耐震化分)〕交付要領による。
耐震化促進事業費	・耐震診断については別に定める私立保育園運営補助金〔耐震化促進事業費(耐震診断・補強設計分)〕交付要領による。 ・耐震改修については別に定める私立保育園運営補助金〔耐震化促進事業費(耐震改修分)〕交付要領による。

ウ 補助金額及び件数の推移

過去３年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表３-５-１のとおりである。

【図表３-５-１】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度
補助金額(予算)	68,773,128	66,011,000	66,171,000
補助金額(決算)	62,160,000	63,147,000	62,964,000
補助件数	15	15	15

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 例外的処理である前払処理の必要性の検討について【意見 27】

(現状)

所管課では、運営費補助であるとして、前払いを行っている。しかし、要綱においては、この点明示なく、一宮市補助金等交付規則の定めによるものとしている。これは、確定後の支払いを原則とし、市長が特に必要と認める場合には例外的に前払いとする旨の規定となっている。決裁時の書類において、補助金等交付決定伺いに前払いを行う旨の文言があるものの、具体的に個々の内容に応じた文言ではなく、根拠資料の添付もなかった。

(参考) 一宮市補助金等交付規則

(交付時期)

第 13 条 補助金等の交付は、前条の規定により補助金等の交付金額が確定した後、これを行うものとする。

2 補助事業者等の助成金等の交付目的を達成するため、市長において特に必要と認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を前渡(概算払又は前金払)することができる。

3 補助事業者等は、前 2 項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたものについては、別に定める請求書によることができる

(意見)

前払処理は例外的なものであることから、前払処理をする必要性について、慎重な検討を行うべきである。申請に対して、収支計画の検討を行う中で、繰越金の残高の確認も含め、例外的な処理を行う必要があるか否か慎重な検討を行う必要がある。その結果を客観的に確認できる形で明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。なお、他の補助金でも確認されたため、共通する意見として意見⑥に記載している。

(2) 私立保育園障害児保育事業補助金

ア 補助金の概要

補助金名	私立保育園障害児保育事業補助金
所管課	保育課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市私立保育園障害児保育事業費補助金交付要綱
補助金の目的	障害児の受入れを円滑に推進し、もって障害児の福祉増進を図ること
交付対象者	児童福祉法第 35 条第 4 項の知事の認可を受けた私立保育園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 1 項により設置された私立保育所型認定こども園又は第 17 条第 1 項により設置された私立幼保連携型認定こども園で障害児保育実施基準に基づく障害児保育を実施する施設
開始年度	昭和 61 年度
前払いの有無	有り
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金の額は、別表のとおりとする。

(出所：一宮市障害児保育事業補助金交付要綱 第2条)

別表

補助対象経費	補助基準額	補助額
障害児保育に従事する保育士等の配置に要する経費 ・給料 ・職員手当等 ・共済費 ・負担金補助及び交付金	対象児童が1人から4人までにおいて、保育士等を1人以上加配した場合 229,000円(月額) 対象児童が5人から8人までにおいて、保育士等を1人加配した場合 229,000円(月額) 保育士等を2人以上加配した場合 458,000円(月額)	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額とする。

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-5-2のとおりである。

【図表3-5-2】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額(予算)	15,801,000	21,526,000	22,671,000
補助金額(決算)	11,819,929	17,997,887	22,437,201
補助件数	5	7	7

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 例外的処理である前払処理の必要性の検討について【意見28】

(現状)

所管課では、人件費に対する事業費補助であるとして、前払いを行っている。しかし、要綱においては、確定後の支払いを原則とし、市長が事業の性質上必要と認める場合には例外的に前払いとする旨の規定となっている。決裁時の書類において、補助金等交付決定伺に前払いを行う旨の記載と交付要綱の添付はあるものの、交付要綱はあくまでも例外的に容認する旨の規定であり、個々の事情に応じた例外的な判断であることがわかるような具体的な資料の添付は見受けられなかった。

(参考) 一宮市障害児保育事業費補助金交付要綱

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし市長が事業の性質上必要と認めるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第163条第2号の規定により、その全部又は一部を前金払いすることができる。

(意見)

前払処理は例外的なものであることから、前払処理をする必要性について、慎重な検討を行うべきである。申請に対して、収支計画の検討を行う中で、繰越金の残高の確認も含め、例外的な処理を行う必要があるか否か慎重な検討を行う必要がある。その結果を客観的に確認できる形で明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。なお、他の補助金でも確認されたため、共通する意見として意見⑥に記載している。

(3) 私立保育園一時預かり事業補助金

ア 補助金の概要

補助金名	私立保育園一時預かり事業補助金
所管課	保育課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市一時預かり事業補助金交付要綱
補助金の目的	日常生活上の突発的な事情や社会参加などに伴い一時的に家庭での保育が困難な場合や育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するために、一時預かり事業の実施に要する経費を予算の範囲内において補助することにより、安心して子育てができる環境の整備及び児童の福祉の向上を図ること
交付対象者	子ども・子育て支援交付金要綱に基づいて行われる一時預かり事業に該当する事業者
開始年度	平成7年度
前払いの有無	有り
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金の額は、別表のとおりとする。

(出所：一宮市一時預かり事業補助金交付要綱 第3条)

別表

【補助対象経費】

一時預かり事業の実施に必要な経費（飲食物費相当額を除く）

【補助基準額】

(1) 一般型

ア 一般型対象児童（イを除く）(1か所当たり年額)

① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下の施設において保育士とみなされた者が家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,676,000 円
300人以上 900人未満	3,024,000 円
900人以上 1,500人未満	3,240,000 円
1,500人以上 2,100人未満	4,680,000 円
2,100人以上 2,700人未満	6,120,000 円
2,700人以上 3,300人未満	7,560,000 円
3,300人以上 3,900人未満	9,000,000 円
3,900人以上	10,440,000 円

※特別利用保育等対象児童を除く

② 上記①以外（地域密着型Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,676,000 円
300人以上 900人未満	2,907,000 円
900人以上 1,500人未満	3,119,000 円
1,500人以上 2,100人未満	4,505,000 円
2,100人以上 2,700人未満	5,891,000 円
2,700人以上 3,300人未満	7,277,000 円
3,300人以上 3,900人未満	8,663,000 円
3,900人以上	10,049,000 円

イ 特別利用保育等対象児童（児童1人当たり日額）

（子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。）

(ア) 平日分 400 円

(イ) 長期休業日（8 時間未満） 400 円

(ウ) 長期休業日（8 時間以上） 800 円

(エ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800 円

(オ) 長時間加算

（（ア）（イ）については 4 時間（又は特別利用保育等として提供される時間との合計が 8 時間）、（ウ）（エ）については 8 時間を超えた利用）

- ・ 超えた利用時間が 2 時間未満 100 円

- ・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 200 円

- ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 300 円

ウ 補助金額及び件数の推移

過去 3 年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表 3-5-3 のとおりである。

【図表 3-5-3】 補助金額及び補助件数

（単位：円、件）

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金額（予算）	22,400,000	23,512,000	25,092,000
補助金額（決算）	20,312,000	20,820,502	22,212,000
補助件数	7	7	7

（出所：市から提供）

エ 監査の結果

あ. 補助金の算定の基礎となる人数の確認について【意見 29】

（現状）

各保育園から提出される人数について、その算定根拠となった資料を確認していない。

（意見）

補助金の算定の基礎となる一時預かりの利用児童数について、市は各保育園から提出される人数を用いているが、その根拠となった資料については、5 年間の保存を依頼しているものの、確認までは行っていない。

事務作業が膨大となることから、全施設の全ての年間利用児童数について根拠資料の確認を行うことは現実的ではないが、サンプルでも根拠資料を確認することは、提出される人数の適切性を確認するとともに、各施設に対して不正な人数の提出を牽制することにもつながると考えられる。今後は、サンプルで

各施設 1 か月分の利用児童数の根拠資料を確認するなど、何らかの形で、提出される利用児童数の確認を行うことが望まれる。

い. 例外的処理である前払処理の必要性の検討について【意見 30】

(現状)

所管課では、人件費に対する事業費補助であるとして、前払いを行っている。しかし、要綱においては、確定後の支払いを原則とし、市長が事業の性質上必要と認める場合には例外的に前払いとする旨の規定となっている。決裁時の書類において、補助金等交付決定伺に前払いを行う旨の記載と交付要綱の添付はあるものの、交付要綱はあくまでも例外的に容認する旨の規定であり、個々の事情に応じた例外的な判断であることがわかるような具体的な資料の添付は見受けられなかった。

(参考) 一宮市一時預かり事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第 7 条 この補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし市長が事業の性質上必要と認めるときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 163 条第 2 号の規定により、その全部又は一部を前金払いすることができる。

(意見)

前払処理は例外的なものであることから、前払処理をする必要性について、慎重な検討を行うべきである。申請に対して、収支計画の検討を行う中で、繰越金の残高の確認も含め、例外的な処理を行う必要があるか否か慎重な検討を行う必要がある。その結果を客観的に確認できる形で明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。なお、他の補助金でも確認されたため、共通する意見として意見⑥に記載している。

(4) テナント型保育所改修費等支援事業補助金

ア 補助金の概要

補助金名	テナント型保育所改修費等支援事業補助金
所管課	保育課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市小規模保育等改修費等支援事業補助金交付要綱
補助金の目的	市内において増加する 3 歳未満児を中心とした保育需要に対応するため、賃貸物件により新たに小規模保育事業所又

	は保育所を設置するための改修等に要する経費を予算の範囲内において補助することにより、待機児童の発生防止を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うこと
交付対象者	市の確認を受けた教育・保育施設又は確認を受けることが予定されている教育・保育施設が、厚生労働省発出「保育所等改修費等支援事業実施要綱」に基づいて行う「賃貸物件による保育所等改修費等」に該当するもの
開始年度	令和3年度
前払いの有無	有り
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金額の算定方法は別表2のとおりとする。

(出所：一宮市小規模保育等改修費等支援事業補助金交付要綱 第3条)

別表2

区分	補助基本額	補助対象経費	補助率	補助金額
「新子育て安心プラン」の実施方針に基づく「新子育て安心プラン実施計画」により実施する事業	本園で新設又は定員拡大の場合 利用（増加）定員19名以下 1施設当たり 1,500万円 利用（増加）定員20名以上59名以下 1施設当たり 2,700万円 利用（増加）定員60名以上 1施設当たり 5,500万円	賃貸物件による保育所を設置するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費、負担金、補助及び交付金のうち市	3/4 内訳： 国 2/3 市 1/12	補助基本額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じて得た額。ただし、当該事業に係る国の保育対策総合支援事業費補助金の額に8分の1を上乗せした額を上限とする。補助対象経費が補助基本額を上回る場合、賃借料を優先して補助対象経費として算定する。
上記以外の場合			3/4 内訳： 国 1/2 市 1/4	補助基本額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から

		長が認めたもの		寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じて得た額。ただし、当該事業に係る国の保育対策総合支援事業費補助金の額に2分の1を上乗せした額を上限とする。補助対象経費が補助基本額を上回る場合、賃借料を優先して補助対象経費として算定する。
--	--	---------	--	--

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-5-4のとおりである。

【図表3-5-4】補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	—	—	41,250,000
補助金額（決算）	—	—	41,249,250
補助件数	—	—	1

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 例外的処理である前払処理の必要性の検討について【意見31】

(現状)

所管課では、事業費補助であるとして、前払いを行っている。しかし、要綱においては、確定後の支払いを原則とし、市長が特に必要と認める場合には例外的に前払いとする旨の規定となっている。決裁時の書類において、補助金等交付決定伺に前払いを行う旨の記載と交付要綱の添付はあるものの、交付要綱はあくまでも例外的に容認する旨の規定であり、個々の事情に応じた例外的な判断であることがわかるような具体的な資料の添付は見受けられなかった。

(参考) 一宮市小規模保育等改修費等支援事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付金額が確定した後にこれを行うものとする。

2 補助事業者の補助金の交付目的を達成するため、市長において特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部または一部を前金払することができる。

(意見)

前払処理は例外的なものであることから、前払処理をする必要性について、慎重な検討を行うべきである。申請に対して、収支計画の検討を行う中で、繰越金の残高の確認も含め、例外的な処理を行う必要があるか否か慎重な検討を行う必要がある。その結果を客観的に確認できる形で明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。なお、他の補助金でも確認されたため、共通する意見として意見⑥に記載している。

(5) 1歳児保育事業補助金

ア 補助金の概要

補助金名	1歳児保育事業補助金
所管課	保育課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市1歳児保育事業補助金交付要綱
補助金の目的	児童福祉法第24条の規定により、同法第35条第4項の認可を受けた私立保育所又は認定こども園法第17条第1項により認可を受けた私立幼保連携型認定こども園において、1歳児保育を実施した場合、当該保育所等に対し、予算の範囲内において、1歳児保育事業補助金を交付することにより、保育実施児童の処遇向上と3歳未満児の受入促進を図ること
交付対象者	下記の条件を満たす施設 1歳児が5人以上入所していること。 施設型給付費交付基準等による必要保育士、保育教諭（以下「保育士等」という。）数を超えて、1歳児保育にかかる保育士等を配置していること。 ただし、通常保育に従事する保育士等数であり、低年齢児途中入所円滑化事業、延長保育事業、地域子育て支援拠点事業等の他の事業により配置される保育士等や施設型給付費上の加算対象の施設長や主任保育士専任加算対象の主任

	保育士を含まない。
開始年度	平成元年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金の算出は、別表のとおりとする。

(出所：1歳児保育事業補助金交付要綱 第3条)

別表 1

種類	補助対象基準	補助金の算出		
		補助対象経費	補助基準額	補助額
1歳児	対象施設 (1) 1歳児が5人以上入所していること。 (2) 施設型給付費交付基準等による必要保育士、保育教諭（以下「保育士等」という。）数を超えて、1歳児保育にかかる保育士等を配置していること。 ただし、通常保育に従事する保育士等数であり、低年齢児途中入所円滑化事業、延長保育事業、地域子育て支援拠点事業等の他の事業により配置される保育士等や施設型給付費上の加算対象の施設長や主任保育士専任加算対象の主任保育士を含まない。	施設型給付費基準等による必要数を超えて加配した1歳児保育に従事する保育士等の雇用に要する経費	1ヶ所当たりの各月初日現在の1歳児が5人以上の場合、その数から4人を控除した数の年間合計数に、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）別表第2にある保育所（保育認定）又は認定こども園（保育認定）の地域区分3/100地域の基本単価欄（月額調整部分は除く）合計額を各定員区分毎に乳児区分額から1、2歳児区分額を差し引いた額の平均額に3を乗じ、4で除した額を乗じた額（1円未満切捨て）ただし、3,303,000円を上限とする。	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか低い額 ただし、補助額は別表2補助限度額表により算出した額の範囲内とする。

別表 2（補助限度額表）

当該保育所等の年間人件費総支出額（A）
給付費交付基準による給付費に含まれる人件費年額（B）
給付費以外の補助金等（C） ・運営補助金（運営費） ・障害児保育事業 ・一時預かり事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・延長保育事業 ・低年齢児途中入所円滑化事業 ・嘱託医手当補助事業 ・病後児保育事業 ・産休・病休等代替職員費補助金
その他の人件費補助及び人件費へ充当する繰入金収入等（D）
保育士等以外の非常勤職員の給付費交付基準上の雇用費と支出額の差（E）
計（B + C + D + E）=（F）
補助限度額（A - F）

ウ 補助金額及び件数の推移

過去 3 年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表 3 - 5 - 5 のとおりである。

【図表 3 - 5 - 5】 補助金額及び補助件数

（単位：円、件）

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金額（予算）	7,616,872	9,040,000	8,256,000
補助金額（決算）	7,616,872	7,788,792	3,303,000
補助件数	3	2	1

（出所：市から提供）

エ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見となる事項は発見されなかった。

（6） 延長保育事業補助金

ア 補助金の概要

補助金名	延長保育事業補助金
所管課	保育課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市延長保育事業補助金交付要綱

補助金の目的	就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされており、このような需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することに要する経費を予算の範囲内において補助することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉向上を図ること
交付対象者	児童福祉法第 35 条第 4 項の認可を受けた私立保育園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律第 2 条第 6 項に規定する私立の認定こども園又は児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項に認可を受けた家庭的保育事業等が事業を実施するにあたり、子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づいて行われる延長保育事業に該当する場合とする
開始年度	平成 12 年度
前払いの有無	有り
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

この補助金の交付額は、別表に定める基準額と、対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(出所：一宮市延長保育事業補助金交付要綱 第 3 条)

別表

【基準額】

1 一般型

(1) 保育短時間認定（在籍児童 1 人当たり年額）

(ア) 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員 20 人以上）

延長時間区分	
1 時間	18,800 円
2 時間	37,600 円
3 時間	56,400 円

(イ) 小規模保育事業

延長時間区分	A 型・B 型	C 型
1 時間	13,100 円	16,600 円
2 時間	26,200 円	32,200 円
3 時間	39,300 円	49,800 円

(ウ) 事業所内保育事業（定員 19 人以下）

延長時間区分	
1 時間	12, 100 円
2 時間	24, 200 円
3 時間	36, 300 円

(エ) 家庭的保育事業

延長時間区分	
1 時間	83, 100 円
2 時間	166, 200 円
3 時間	249, 300 円

(2) 保育標準時間認定（1 事業当たり年額）

(ア) 保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30 分	300, 000 円
1 時間	1, 665, 000 円
2～3 時間	2, 617, 000 円
4～5 時間	5, 491, 000 円
6 時間以上	6, 465, 000 円

(イ) 小規模保育事業

	延長時間区分	A 型	B 型	C 型
自園調理等	30 分	300, 000 円	300, 000 円	300, 000 円
	1 時間	1, 336, 000 円	1, 336, 000 円	1, 336, 000 円
	2～3 時間	1, 656, 000 円	1, 656, 000 円	1, 656, 000 円
	4～5 時間	4, 244, 000 円	4, 244, 000 円	4, 221, 000 円
	6 時間以上	4, 931, 000 円	4, 931, 000 円	4, 909, 000 円
その他	30 分	300, 000 円	300, 000 円	300, 000 円
	1 時間	1, 290, 000 円	1, 290, 000 円	1, 290, 000 円
	2～3 時間	1, 505, 000 円	1, 505, 000 円	1, 505, 000 円
	4～5 時間	3, 448, 000 円	3, 448, 000 円	3, 426, 000 円
	6 時間以上	3, 849, 000 円	3, 849, 000 円	3, 826, 000 円

※「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ）

(ウ) 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員 20 人以上	定員 19 人以下	
			A 型	B 型
自園調理等	30 分	276,000 円	276,000 円	276,000 円
	1 時間	1,532,000 円	1,229,000 円	1,229,000 円
	2～3 時間	2,408,000 円	1,523,000 円	1,523,000 円
	4～5 時間	5,052,000 円	3,904,000 円	3,904,000 円
	6 時間以上	5,948,000 円	4,536,000 円	4,536,000 円
その他	30 分	276,000 円	276,000 円	276,000 円
	1 時間	1,318,000 円	1,187,000 円	1,187,000 円
	2～3 時間	1,714,000 円	1,384,000 円	1,384,000 円
	4～5 時間	3,765,000 円	3,172,000 円	3,172,000 円
	6 時間以上	4,397,000 円	3,540,000 円	3,540,000 円

(エ) 家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員 4 人以上	利用定員 3 人以下
自園調理等	30 分	200,000 円	150,000 円
	1 時間	589,000 円	302,000 円
	2～3 時間	1,054,000 円	552,000 円
	4～5 時間	2,643,000 円	1,798,000 円
	6 時間以上	4,248,000 円	3,059,000 円
その他	30 分	200,000 円	150,000 円
	1 時間	573,000 円	287,000 円
	2～3 時間	1,003,000 円	502,000 円
	4～5 時間	1,948,000 円	1,103,000 円
	6 時間以上	3,266,000 円	2,078,000 円

2 訪問型

(1) 保育短時間認定（児童 1 人当たり年額）

(ア) 居宅訪問型

延長時間区分	
1 時間	249,400 円
2 時間	498,800 円
3 時間	748,200 円

(イ) その他（保育所等の施設で利用児童が 1 名となった場合）

延長時間区分	
1 時間	249,400 円
2 時間	430,000 円
3 時間	430,000 円

(2) 保育標準時間認定 (1 事業当たり年額)

(ア) 居宅訪問型

延長時間区分	
30 分	150,000 円
1 時間	287,000 円
2～3 時間	502,000 円
4～5 時間	846,000 円
6 時間以上	1,189,000 円

(イ) その他 (保育所等の施設で利用児童が 1 名となった場合)

延長時間区分	
30 分	150,000 円
1 時間	287,000 円
2 時間以上	430,000 円

※1 及び 2 とともに事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、該当する 1 人 (1 事業) 当たり年額に 2 分の 1 を乗じて得た数を基準とする。

【対象経費】

延長保育事業の実施に必要な経費

ウ 補助金額及び件数の推移

過去 3 年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表 3-5-6 のとおりである。

【図表 3-5-6】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金額 (予算)	26,116,000	26,520,000	26,463,000
補助金額 (決算)	20,079,926	22,984,356	21,856,341
補助件数	18	17	16

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 例外的処理である前払処理の必要性の検討について【意見 32】

(現状)

所管課では、人件費に対する事業費補助であるとして、前払いを行っている。しかし、要綱においては、確定後の支払いを原則とし、市長が事業の性質上必

要と認める場合には例外的に前払いとする旨の規定となっている。決裁時の書類において、補助金等交付決定伺に前払いを行う旨の記載と交付要綱の添付はあるものの、交付要綱はあくまでも例外的に容認する旨の規定であり、個々の事情に応じた例外的な判断であることがわかるような具体的な資料の添付は見受けられなかった。

(参考) 一宮市延長保育事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、市長が事業の性質上必要と認めるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第163条第2号の規定により、その全部又は一部を前金払いすることができるものとする。

(意見)

前払処理は例外的なものであることから、前払処理をする必要性について、慎重な検討を行うべきである。申請に対して、収支計画の検討を行う中で、繰越金の残高の確認も含め、例外的な処理を行う必要があるか否か慎重な検討を行う必要がある。その結果を客観的に確認できる形で明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。なお、他の補助金でも確認されたため、共通する意見として意見⑥に記載している。

(7) 認定こども園運営補助金

ア 補助金の概要

補助金名	認定こども園運営補助金
所管課	保育課
補助金の区分	団体運営費補助金
要綱名	一宮市私立保育園運営補助金交付基準
補助金の目的	児童福祉法第35条第4項により設置された私立保育園の運営の安定及び改善、公私立保育園の保育士の配置基準の格差是正及び児童福祉の向上を図ること
交付対象者	一宮市内の認定こども園
開始年度	平成30年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

この補助金の交付額については、別表のとおりとする。

(出所：一宮市私立保育園運営補助金交付基準 第3条)

別表

区分	補助金の交付額	補助金の使途
運営費	当該補助年度の各月の初日の児童数を基に、一宮市の保育士配置基準（0歳児3人に1人、1歳児4人に1人、2歳児6人に1人、3歳児20人に1人、4歳児30人に1人、5歳児30人に1人の保育士をそれぞれ配置するものをいう。以下「市基準児童数」という。）による配置保育士数と、当該園に実際に配置された保育士数を比較し、少ないほうの数から児童福祉施設の整備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令63号）第33条の規定に基づく配置保育士数を差し引いた人数に1人当たり229,167円を乗じ、2で除して得た額の合計額（千円未満の端数がある場合は切り捨て） なお、一宮市の基準による配置保育士数を算出する場合には、年齢区分ごとに各月初日の児童数を市基準児童数で除した数値を、0～2歳児にあつてはそれぞれ小数第2位を切り捨てた数値の計を小数第1位で四捨五入し、3～5歳児にあつてはそれぞれ小数第1位を切り上げし、その合計とする。	左記の運営費（人件費、管理費及び事業費）
整備費	・独立行政法人福祉医療機構（旧名称 社会福祉・医療事業団）からの借入金及び愛知県民間社会福祉施設振興資金の借入金で別に定める私立保育園運営補助金〔整備費（返済金）〕交付要領による。 ・小規模整備等については別に定める私立保育園運営補助金〔整備費（小規模整備費等）〕交付要領による。 ・独立行政法人福祉医療機構（旧名称 社会福祉・医療事業団）からの借入金及び愛知県民間社会福祉施設振興資金の借入金で別に定める私立保育園運営補助金〔整備費（耐震化分）〕交付要領による。	左記の借入金の返済 小規模整備に必要な経費 左記の借入金の返済
耐震化促進事業費	・耐震診断については別に定める私立保育園運営補助金〔耐震化促進事業費（耐震診断・補強設計分）〕交付要領による。 ・耐震改修については別に定める私立保育園運営補助金〔耐震化促進事業費（耐震改修分）〕交付要領による。	耐震診断及び補強設計に必要な経費（耐震診断及び補強設計に必要な業務委託費） 耐震改修に必要な経費（耐震化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用で旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料））

ウ 補助金額及び件数の推移

過去３年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表３－５－７のとおりである。

【図表３－５－７】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度
補助金額（予算）	4,125,000	4,125,000	13,633,000
補助金額（決算）	4,125,000	3,781,000	11,686,000
補助件数	2	2	4

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見となる事項は発見されなかった。

(８) 小規模保育改修費等支援事業補助金

ア 補助金の概要

補助金名	小規模保育改修費等支援事業補助金
所管課	保育課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市小規模保育等改修費等支援事業補助金交付要綱
補助金の目的	市内において増加する３歳未満児を中心とした保育需要に対応するため、賃貸物件により新たに小規模保育事業所又は保育所を設置するための改修等に要する経費を予算の範囲内において補助することにより、待機児童の発生防止を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うこと
交付対象者	子ども・子育て支援法第４３条に基づき地域型保育給付費（小規模保育に限る。）の支給に係る事業を市内で行う者として、市の確認を受けた事業者又は確認を受けることが予定されている事業者が、厚生労働省発出「保育所等改修費等支援事業実施要綱」（以下、国実施要綱という。）に基づいて行う「小規模保育改修費等」に該当するもの及び法第３１条に基づき施設型給付費の支給に係る施設として、市の確認を受けた教育・保育施設又は確認を受けることが予定されている教育・保育施設が、国実施要綱に基づいて行う「賃貸物件による保育所等改修費等」に該当するもの

開始年度	平成 27 年度
前払いの有無	有り
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金額の算定方法は、別表 1 のとおりとする。

(出所：一宮市小規模保育等改修費等支援事業補助金交付要綱 第 3 条)

別表 1

区分	補助基本額	補助対象 経費	補助率	補助金額
「新子育て安心プラン」の実施方針に基づく「新子育て安心プラン実施計画」により実施する事業	1 事業所当たり 2,200 万円	小規模保育事業所を設置するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費、負担金、補助及び交付金のうち市長が認めたもの	3/4 内訳： 国 2/3 市 1/12	補助基本額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じて得た額。ただし、当該事業に係る国の保育対策総合支援事業費補助金の額に 8 分の 1 を上乗せした額を上限とする。補助対象経費が補助基本額を上回る場合、賃借料を優先して補助対象経費として算定する。
上記以外の場合			3/4 内訳： 国 1/2 市 1/4	補助基本額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じて得た額。ただし、当該事業に係る国の保育対策総合支援事業費補助金の額に 2 分の 1 を上乗せした額を上限とする。補助対象経費が補助基

				本額を上回る場合、賃借料を優先して補助対象経費として算定する。
--	--	--	--	---------------------------------

別表 2

区分	補助基本額	補助対象経費	補助率	補助金額
「新子育て安心プラン」の実施方針に基づく「新子育て安心プラン実施計画」により実施する事業	本園で新設又は定員拡大の場合 利用（増加）定員 19 名以下 1 施設当たり 1,500 万円 利用（増加）定員 20 名以上 59 名以下 1 施設当たり 2,700 万円 利用（増加）定員 60 名以上 1 施設当たり 5,500 万円	賃貸物件による保育所を設置するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品	3/4 内訳： 国 2/3 市 1/12	補助基本額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じて得た額。ただし、当該事業に係る国の保育対策総合支援事業費補助金の額に 8 分の 1 を上乗せした額を上限とする。補助対象経費が補助基本額を上回る場合、賃借料を優先して補助対象経費として算定する。
上記以外の場合		購入費、負担金、補助及び交付金のうち市長が認めたもの	3/4 内訳： 国 1/2 市 1/4	補助基本額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じて得た額。ただし、当該事業に係る国の保育対策総合支援事業費補助金の額に 2 分の 1 を上乗せした額を上限とする。補助対象経費が補助基本額を上回る場合、賃借料を優先して補助対象経費として算定する。

ウ 補助金額及び件数の推移

過去３年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表３－５－８のとおりである。

【図表３－５－８】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度
補助金額（予算）	49,498,000	16,500,000	16,500,000
補助金額（決算）	38,354,625	16,499,250	14,968,125
補助件数	3	1	1

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 補助対象となる経費に含まれない費用の明記について【意見 33】

(現状)

砂場は補助対象となる経費に含まれない費用とする理由について所管課へ質問したところ、過去に愛知県へ問い合わせた結果の判断であり、砂場は外構工事であり、過年度から継続して補助対象外経費としているとの回答を得た。

(意見)

外構工事に要する費用は対象経費とならないことが明らかであれば、別表１に記載の敷金のように、対象から除かれることを明記することが望まれる。

(９) 小規模保育事業運営補助金

ア 補助金の概要

補助金名	小規模保育事業運営補助金
所管課	保育課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市小規模保育事業運営補助交付要綱
補助金の目的	市内において増加する３歳未満児を中心とした保育需要に対応するため、賃貸物件により小規模保育事業所（市が指定する地域に限る。）又は賃貸物件により保育所を運営する事業者に対し、当該運営に要する経費を予算の範囲内において補助することにより、待機児童の発生防止を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うこと

交付対象者	子ども・子育て支援法第 43 条に基づき地域型保育給付費（小規模保育に限る。）の支給に係る事業を市内で行う者として、市の確認を受けた事業者又は確認を受けることが予定されている事業者、及び、同法第 31 条に基づき施設型給付費の支給に係る施設として、市の確認を受けた教育・保育施設又は確認を受けることが予定されている教育・保育施設で、一宮市小規模保育等改修費等支援事業補助金交付要綱に基づき補助を受けた者又は受ける者
開始年度	平成 28 年度
前払いの有無	－
精算の有無	有り

（出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成）

イ 補助金額

賃貸物件により小規模保育事業所を運営する事業者に係る補助金額の算定方法は、別表 1 のとおりとし、市が指定する地域は別表 2 のとおりとする。

賃貸物件により保育所を運営する事業者に係る補助金額の算定方法は、別表 3 のとおりとする。

（出所：一宮市小規模保育事業等運営補助金交付要綱 第 3 条）

別表 1

区分	補助対象経費	補助率または補助基準額	補助金額
一宮市小規模保育等改修費等支援事業補助金交付要綱に基づく補助を受けた年度	別表 2 に掲げる地域に小規模保育事業所を設置するための賃借料（礼金を含み、敷金を除く。開所までに発生するものに限る。）として市長が認めたもの	10 分の 10	補助対象経費から、一宮市小規模保育等改修費等支援事業補助金の賃借料（建物とは別に契約する駐車場等に係る賃借料を除く。）補助額を除いた額に、補助率を乗じて得た額
	別表 2 に掲げる地域に小規模保育事業所を運営するための賃借料（開所以降に発生するものに限る。）として市長が認めたもの	1 か所当たり月額 10 万円	補助対象経費から、当該期間にかかる法第 29 条の規定に基づく地域型保育給付における賃借料加算の加算相当額を除いた額と、補助基準額を比較して、いずれか少ない方の額

別表 2

市が指定する地域	
妙興寺駅周辺の右に掲げる地域	牛野通1～4丁目、観音寺1丁目、下川田町1～5丁目、八町通1～2丁目、花池2～4丁目、宮地1～2丁目、妙興寺1～2丁目、大和町宮地花池、大和町妙興寺
今伊勢・石刀駅周辺の右に掲げる地域	今伊勢町
木曽川町	

別表 3

区分	補助対象経費	補助率または補助基準額	補助金額
一宮市小規模保育等改修費等支援事業補助金交付要綱に基づく補助を受けた年度	賃貸物件による保育所を設置するための賃借料（礼金を含み、敷金を除く。開所までに発生するものに限る。）として市長が認めたもの	10 分の 10	補助対象経費から、小規模保育等改修費等支援事業補助金の賃借料（建物とは別に契約する駐車場等に係る賃借料を除く。）補助額を除いた額に、補助率を乗じて得た額

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-5-9のとおりである。

【図表 3-5-9】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	7,205,000	1,400,000	1,400,000
補助金額（決算）	4,935,152	1,400,000	660,566
補助件数	6	1	1

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見となる事項は発見されなかった。

(10) 地域青少年育成会活動補助金

ア 補助金の概要

補助金名	地域青少年育成会活動補助金
所管課	青少年課
補助金の区分	団体運営費補助金
要綱名	地域青少年育成会活動補助金交付要綱
補助金の目的	青少年の健全な育成及び非行防止を推進するため、市内の各中学校区青少年健全育成会が行う青少年健全育成事業の実施に要する経費に対し予算の範囲内において交付する地域青少年育成会活動補助金について必要な事項を定めること
交付対象者	市内の各中学校区青少年健全育成会
開始年度	昭和 58 年度
前払いの有無	有り
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助対象経費及び補助額は別表のとおりとする。なお、補助金の対象となる事業内容はおおむね次のとおりとする。

(1)パトロール活動の実施 (2)広報・啓発活動の実施 (3)環境浄化活動 (4)家庭教育の振興 ○「家庭の日」の推進 ○家庭教育講演会 (5)地域・親子等のふれあい活動 (6)その他青少年の健全育成に関する必要な事業
--

(出所：一宮市地域青少年育成会活動補助金交付要綱 第2条)

別表

補助事業の内容	補助の条件	交付の対象	対象経費	補助額
青少年の健全な心身を育成するための諸活動及び非行防止を推進す	1. 育成会の主催事業又はこれに準ずる事業であること。 2. 二つ以上の対象事業が実施されること。 3. 事業はおおむね年間を通	育成会	報償費 旅費 需用費 役務費 使用料	対象経費の2分の1以内で予算の範囲内によ

るための諸活動を行う。	じて実施されること。 4. 地域内の実情に応じ地域内の全域又は一地域を指定して実施することとし、その地区の住民全体を対象とした活動を展開すること。		及び賃借料	り補助する。
-------------	--	--	-------	--------

ウ 補助金額及び件数の推移

過去３年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表３－５－１０のとおりである。

【図表３－５－１０】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度
補助金額（予算）	1,805,000	1,710,000	1,710,000
補助金額（決算）	1,805,000	1,670,298	1,646,750
補助件数	19	19	19

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 補助限度額の要綱への記載について【意見 34】

(現状)

補助金の額は「対象経費の２分の１以内で予算の範囲内により補助する」と要綱において規定されているが、補助金申請書には90,000円が限度額と記載されている。しかし要綱で、限度額に関する記載はない。また、過年度からの繰越金については、対象経費から控除して補助金の限度額を計算しているが、繰越金の扱いについて明記されているものがない。

(意見)

当補助金は、補助先が市内の各中学校区青少年健全育成会であり、毎年補助先の変動が基本的にはない。したがって、要綱に記載がなくとも、繰越金の扱いや、限度額については周知されている状況ではある。しかし、今後限度額が変更されることも考えられ、補助限度額は、交付する補助金の金額に大きな影響を与えるものであることから、要綱に記載すべき事項である。今後は、要綱において、補助限度額や繰越金の扱いに関する記述を追加することが望まれる。

い. 事業完了日の確認について【意見 35】

(現状)

提出される実績報告書には、提出日の記入はあるものの、事業完了日が明確に確認できる欄がない。事業実施状況について記載させる箇所があるが、1つの団体については、事業実施状況について最終の記載が「2月下旬」となっていた。また、当団体において実績報告書の提出日3月31日であった。これは、要綱に記載されている「事業完了後30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出」に該当しているか否かが客観的に確認できない。

(意見)

要綱においては実績報告書を提出は以下のとおり規定されている。

(事業の実績報告)
第6条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに次の書類を添えて市長に提出するものとする。
事業実績報告書(様式第4号)
収支決算書(様式第5号)
その他参考資料

要綱のとおり、事業実績報告書が提出しているかどうかを確認するためには、事業実施状況において、〇〇月下旬などの曖昧な記載ではなく、何月何日に事業が完了したのか、明確に記載させることが望まれる。

(11) 結婚新生活支援補助金

ア 補助金の概要

補助金名	結婚新生活支援補助金
所管課	青少年課
補助金の区分	奨励的補助金
要綱名	結婚新生活支援補助金交付要綱
補助金の目的	経済的理由で結婚に踏み切れない世帯を対象に、婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策の推進に資すること
交付対象者	次の各号のいずれにも該当する世帯 (1) 対象となる住宅が市内にあること。 (2) 対象となる住宅に夫婦共に住民票があり、かつ申請日より2年以上継続して市内に居住する意思があること。 (3) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。 (4) 世帯の所得(所得証明書をもとに、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間の夫婦の所得を合算した額)

	が 400 万円未満であること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれに記載する計算方法により算出した額とする。 ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合、離職した者については、所得なしとして、夫婦の合計所得金額を算出する。 イ 夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合、夫婦の合計所得金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。 (5) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成 23 年 9 月 26 日条例第 24 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。 (6) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 (7) 過去にこの補助金（他の地方公共団体における同様の補助金を含む。）を受けたことがないこと。 (8) 市税を滞納していないこと。
開始年度	令和 3 年度のみ
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

（出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成）

イ 補助金の額

補助金の額は、住居費と引越費用を合算した金額とし、1 世帯当たり 20 万円を限度とする。補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（出所：一宮市結婚新生活支援補助金交付要綱 第 4 条）

ウ 補助金額及び件数の推移

過去 3 年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表 3-5-11 のとおりである。

【図表 3-5-11】 補助金額及び補助件数

（単位：円、件）

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金額（予算）	—	—	20,000,000
補助金額（決算）	—	—	11,341,000
補助件数	—	—	58

（出所：市から提供）

エ 監査の結果

あ. 要件に該当するか否かの判断基準について【意見 36】

(現状)

申請の要件としては「婚姻を機に市内で物件を購入し」となっているが、申請書のうち1件については、婚姻の2年前である令和元年度に施工・完成している住宅に関する申請であった。

(参考) 結婚新生活支援補助金交付要綱

第2条 (定義)

(2) 住居費 婚姻を機に市内で物件を購入し、又は賃借する際に要した費用のうち、令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間（以下「対象期間」という。）に支払った物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。

(意見)

申請内容について、婚姻の2年前に施工・完成した物件が「婚姻を機に市内で物件を購入」に該当するか判断が難しい。これについて、担当者に確認したところ、結婚を前提にした同居も考えられることから、2年前の購入であっても申請者へのヒアリングで結婚を前提とした購入であるとの確認が行われた場合は、受付をおこなったとのことであった。ただし、今回の場合、2年前から同居していた事実等は確認しておらず、婚姻から2年も前の購入が、要綱に記載されている条件に合致しているかどうか、申請者へのヒアリングのみでは不確実であるといえる。補助金の財源は市税であり、補助金は要綱に記載された要件に一致することが明確である者に対して交付されることが望しい。結婚新生活支援補助金は令和3年度単年の補助金であり、令和4年度以降同様の補助金はないが、今後同様の補助金を新設する場合には「購入・賃借については婚姻の事実が生じた●年前まで」など明確な線引きをすることが望まれる。

6 監査の結果（市民健康部）

（１） 医療保健関係事業補助金

ア 補助金の概要

補助金名	医療保健関係事業補助金
所管課	保健総務課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	保健業務事業費等補助金交付要綱 障害者施設等歯科健診事業費補助金交付要綱
補助金の目的	○保健業務事業費等補助金 一宮市における地域保健の推進を図るため、保健業務協力団体が自主的に行う有意義な事業に対し、予算の範囲内において補助するに必要な事項を定めること ○障害者施設等歯科健診事業費補助金 障害者の歯科疾患の予防及び早期発見により、健康維持を推進すること
交付対象者	○保健業務事業費等補助金 一宮市の地域保健に寄与していると認められ、実績を有する次に掲げるもの ・一般社団法人一宮市歯科医師会 ・一般社団法人一宮市薬剤師会 ・その他、市長が認めるもの ○障害者施設等歯科健診事業費補助金 ・一般社団法人一宮市歯科医師会
開始年度	○保健業務事業費等補助金 令和２年度 ○障害者施設等歯科健診事業費補助金 令和３年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

（出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成）

イ 補助金の額

・保健業務事業費等補助金

補助対象経費は、講師料、会場費、印刷製本費、通信運搬費、器具賃借料、保険料及びその他市長が地域保健の推進を図るため必要と認める経費とする。

補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内（ただし、補助対象経費から入場料、協賛金、助成金、補助金等の収入を控除した額の範囲内）とし、予算の範囲内において交付する。

・ 障害者施設等歯科健診事業費補助金

補助対象経費は、別表に定めるものとする。

補助金の額は、補助対象経費のうち報償費については、次の各号に掲げる派遣者の区分に応じ、当該各号に定める金額に当該者を補助対象事業として補助対象施設に派遣した日数を乗じて得た額とし、需用費については経費として算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。

(1) 歯科医師 1 人につき 24,000 円

(2) 歯科衛生士 1 人につき 9,000 円

同一の補助対象施設に係る歯科医師及び歯科衛生士の人数は、次に掲げる補助対象施設の区分に応じ当該各号に定める人数を限度とする。

① 歯科健診実施人数が 30 人以下の補助対象施設

歯科医師 1 人及び歯科衛生士 1 人

② 歯科健診実施人数が 31 人以上 60 人以下の補助対象施設

歯科医師 2 人及び歯科衛生士 2 人

③ 歯科健診実施人数が 61 人以上 90 人以下の補助対象施設

歯科医師 3 人及び歯科衛生士 3 人

④ 歯科健診実施人数が 91 人以上の補助対象施設

歯科医師 4 人及び歯科衛生士 4 人

(出所：障害者施設等歯科健診事業費補助金交付要綱 第 4 条、5 条)

別表

補助対象経費	細分類	内容
報償費	活動謝礼	事業の実施に対する報償
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する経費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	医薬材料	事業で使用する医薬材料に要する経費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）

ウ 補助金額及び件数の推移

過去 3 年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表 3-6-1 のとおりである。

【図表 3-6-1】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	—	832,000	4,292,000
補助金額（決算）	—	710,196	3,894,495
補助件数	—	(保) 3 (障) —	(保) 2 (障) 1

※（保）保健業務事業費等補助金、（障）障害者施設等歯科健診事業費補助金

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 補助対象経費の判定について【指摘9】

・ 障害者施設等歯科健診事業費補助金

(現状)

交付要綱にて補助対象としているものは報償費、消耗品費及び医薬材料としているにもかかわらず、交付要綱にて補助対象としていない通信交通費及び雑費について、補助対象として補助金を交付していた。

交付要綱に含まれなかった理由は、本補助金は、従前障害者歯科健診・休日急病歯科診療を実施している口腔衛生センターの指定管理の中で実施していたものを令和3年度から切り分ける際に、歯科医師会と調整の上、要綱を定めたものの、本来障害者施設等利用者の歯科健診に要する経費として認められるものが要綱に含まれていなかったためである。

しかし、歯科医師会と協議した際に、通信交通費及び雑費については従来認めていたものとして交付要綱に含まれていないにもかかわらず補助対象とした。

(指摘)

交付要綱にて補助対象としていない経費には、補助金を交付すべきではない。

また、当初定めた要綱上の補助対象とすべき経費と実態が整合していないのであれば、交付要綱の見直しが必要である。

(2) 不妊治療費補助金

ア 補助金の概要

補助金名	不妊治療費補助金
所管課	保健総務課
補助金の区分	奨励的補助金
要綱名	一宮市不妊治療費補助金交付要綱
補助金の目的	不妊に悩む夫婦に対し不妊治療に要する費用の一部を補助することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって、少子化対策の充実を図ること
交付対象者	一般不妊治療費補助金 法律上の夫婦等であって、次の要件を満たすものとする ・申請日において、夫又は妻のいずれか一方又は両方が一宮市に住所を有する者であること。 ・人工授精の治療開始日において、妻の年齢が43歳未満の夫婦等であること。 ・産科、婦人科又は産婦人科あるいは泌尿器科又は皮膚泌尿器科を標榜する医療機関において不妊症と診断され、人工授精の治療を受けた者であること。 特定不妊治療費補助金 法律上の夫婦等であって、次の要件を満たすものとする ・申請日において、夫又は妻のいずれか一方又は両方が一宮市に住所を有する者であること。 ・体外受精及び顕微授精の治療開始日において、妻の年齢が43歳未満の夫婦等であること。 ・特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと指定医療機関の医師に診断され、指定医療機関で治療を受けた者であること。
開始年度	平成19年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金の額は、図表3-6-2のとおりである。

【図表3-6-2】補助金の額

補助区分	補助金額
一般不妊治療費補助金	人工授精を受けた日の属する年度ごとに治療に係る本人負担額の2分の1（限度額4万5千円）以内の額
特定不妊治療費補助金	1回の治療につき、本人負担額として支払った額の

	合計と、別表１のＡ、Ｂ、Ｄ、又はＥに掲げる治療内容等にあつては３０万円、別表１のＣ又はＦに掲げる治療内容等にあつては１０万円とのいずれか少ない方の額。 初めて補助を受ける治療の場合、本人負担額として支払った額の合計と別表１のＡ、Ｂ、Ｄ又はＥに掲げる治療内容等にあつては４０万円、別表１のＣ又はＦに掲げる治療内容等にあつては２０万円とのいずれか少ない方の額
--	---

（出所：一宮市不妊治療費補助金交付要綱 第６条）

【図表３－６－３】治療内容等（別表１）

区分	治療内容等
A	新鮮胚移植を実施
B	凍結胚移植を実施
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
D	（採卵後）体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
E	受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

（出所：一宮市不妊治療費補助金交付要綱）

ウ 補助金額及び件数の推移

過去３年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表３－６－４のとおりである。

【図表３－６－４】補助金額及び補助件数

（単位：円、件）

項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度
補助金額（予算）	24,900,000	20,748,000	195,524,000
補助金額（決算）	24,559,806	20,355,930	183,768,818
補助件数	362	390	1,037

（出所：市から提供）

特定不妊治療については、令和２年度までは県が実施する国事業に対して上乗せ補助（市単独事業）のみを行い、令和３年度からは市が国事業を実施し、合わせて上乗せ補助も行った。

エ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見となる事項は発見されなかった。

(3) 公衆浴場確保対策補助金

ア 補助金の概要

補助金名	公衆浴場確保対策補助金
所管課	保健予防課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	公衆浴場確保対策補助金交付要綱
補助金の目的	市民の公衆衛生の維持向上に必要な公衆浴場を確保すること
交付対象者	愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合一宮支部に加入する公衆浴場
開始年度	昭和 50 年度
前払いの有無	無し
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

別表の区分により算出した額に 100 分の 60 を乗じて得た額を補助額とする。

算出した補助額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。

(出所：公衆浴場確保対策補助金交付要綱 第3条)

別表

浴槽に係る水道料金相当額	浴槽容積の 1 杯分に係る水道料金相当額×329 日
施設修繕基準額	洗い場及び脱衣場の面積 1 m ² につき 1,100 円
施設均等補助額	1 施設につき月額 10,000 円

ウ 補助金額及び件数の推移

過去 3 年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表 3-6-5 のとおりである。

【図表 3-6-5】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	2,970,000	2,435,000	1,391,000
補助金額（決算）	2,882,000	2,425,000	1,391,000
補助件数	1	1	1

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 補助金継続の検討について【意見 37】

(現状)

当該補助金は、市民の公衆衛生の維持向上に必要な公衆浴場を確保する目的で交付されるもので、一宮市では昭和50年より開始している。一方で全国的にも各住居に風呂がない状況は減り続けており、浴室保有率は平成20年の総務省統計局調査において95.5%と高水準である（この調査は、高普及率（9割程度）が継続していることなどにより、平成20年で廃止）。

また、現実には、一宮市の当該補助金を受給する団体の利用者の状況も減少傾向にあり、令和2年度から令和3年度にかけて、公衆浴場4件が廃業するなど、供給者側の減少もみられる。

市では、予算に際し当該補助金の継続を検討しているが、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による需要者の減少もあり、判断を見送っており、具体的な利用人数の減少の把握や、補助金廃止にかかる判断基準の設定などまでは検討されていない。

(意見)

当該状況を踏まえた場合、一宮市における当該補助金の目的は一定程度達成され、補助金の見直しを行っていく必要性が発生しているものと考えられる。現在の社会情勢より、ただちに検討を行うことは困難ではあるが、当該補助金について、指標やスケジュールなどの具体的な検討の基準設定を進めていくことが望まれる。

7 監査の結果（環境部）

（1） 住宅用地球温暖化対策設備設置補助金

ア 補助金の概要

補助金名	住宅用地球温暖化対策設備設置補助金
所管課	環境政策課
補助金の区分	奨励的補助金
要綱名	一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付要綱
補助金の目的	住宅用地球温暖化対策設備を購入し、住宅に設置する者に対し、その経費の一部を補助することにより、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与すること
交付対象者	次に掲げる要件のいずれかを満たす者 ・自ら居住し、又は居住予定である市内の住宅に補助対象設備を新たに設置する者であること ・市内において自ら居住するため、建売住宅供給者から補助対象設備付き新築住宅を購入しようとする者であること
開始年度	平成 19 年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

（出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成）

イ 補助金の額

補助金の額及び補助金の交付対象となる経費は、別表のとおりとする。

（出所：一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金 第 5 条）

別表

設備	補助金の額 （当該額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）	補助対象経費 （消費税及び地方消費税を除く。）
住宅用太陽光発電システム	補助対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kW表示で小数点以下2桁未満を四捨五入した値（その値が4 kWを超える場合にあっては、4 kW）とする。）に18,000円を乗じて得た額とする。	太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、モニター、配線・配線器具の購入・据付、設置工事に関する費用
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	定額60,000円とする。	燃料電池ユニット、貯

設備	補助金の額 (当該額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く。)
ジェネレーションシステム		湯ユニット、付属品他（リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用）、配線・配線器具の購入・据付、配管・配管器具の購入・据付、設置工事に関する費用
定置用リチウムイオン蓄電システム	定額50,000円とする。	リチウムイオン蓄電池と電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）で構成される設備の設置工事に関する費用
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	定額10,000円とする。	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測装置、配線・配線器具の購入・据付、設置工事に関する費用
電気自動車等充給電設備（V2H）	定額50,000円とする。	当該補助対象設備の購入、据付け、設置工事に関する費用

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-7-1のとおりである。

【図表 3-7-1】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	31,609,000	26,330,000	26,330,000
補助金額（決算）	24,990,000	25,522,000	25,207,000
補助件数 住宅用太陽光発電システム ※〔蓄電池と HEMS〕又は〔HEMS とV2H〕のいずれかと 同時設置である ことが要件	85	82	101
家庭用燃料電池 コージェネレー ションシステム	87	79	56
定置用リチウムイ オン蓄電システム	247	265	260
家庭用エネルギー 管理システム（H EMS）	148	149	158
電気自動車等充給 電設備（V2H）	4	7	6

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 継続的な使用状況の確認について【意見 38】

(現状)

一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付要綱第12条では、補助金の交付を受けて取得した財産について、耐用年数を経過するまでは、市の承認を受けずに処分等を行うことを禁止している。この点、どのように管理しているか所管課に確認したところ、過去のデータと新たに申請があった内容を照らし、必要に応じて申請者に問い合わせを行っているとのことであった。

(意見)

所管課の回答によれば、取得した財産について取り換えた場合は確認できるものの、処分だけのものについては、申請者からの処分承認申請が提出されない限り、積極的に確認することができない。今後は、例えば法定耐用年数の半分の期間を過ぎたところで、使用状況のアンケートをとるなどし、使用状況の

確認を行うことが望まれる。

い．補助金の予算残額の開示について【意見 39】

（現状）

当補助金は市内の住宅に地球温暖化の対策設備を設置する者に対して、その経費の一部を予算の範囲内で補助するものとしている。そのため、各年度予算に達した場合、受付を終了する。一宮市のウェブサイトでは、予算残額について電話で直接問い合わせるように記載している。

【図表 3-7-2】一宮市のウェブサイト

補助金の概要と目的

市内の住宅に地球温暖化の対策設備を設置する方に対して、その経費の一部を**予算の範囲内で補助**します。

この補助金は、温室効果ガスの排出を抑制すること、地球温暖化防止に寄与することを目的とします。

補助金名：住宅用地球温暖化対策設備設置補助金

※申請額が予算に達しますと受付を終了いたします。予算残額はお電話で直接お問い合わせください。
電話：0586-45-9953 （令和4年度当初予算額 2,711万円）

（出所：一宮市ウェブサイト（令和4年10月19日時点））

（意見）

現在のウェブサイトの記載方法も問い合わせ先の電話番号が記載されており、申請者にわかりやすいものとなっているが、例えば月に一度、その時点の予算残額を開示すると、申請者にとって手間が省け、有用な情報になるといえる。岡崎市では、定期的に予算残額を公表しており、一宮市でも定期的に予算残額を公表、より詳細に知りたい場合は電話での問い合わせとすることを検討されたい。

【図表 3-7-3】岡崎市のウェブサイト

令和4年度住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金

最終更新日令和4年10月4日 | ページID 034805 印刷

補助金の残額は13,229,000円です。(10月3日現在)

（出所：岡崎市ウェブサイト（令和4年10月19日時点））

(2) 浄化槽設置補助金

ア 補助金の概要

補助金名	浄化槽設置補助金
所管課	廃棄物対策課
補助金の区分	奨励的補助金
要綱名	一宮市浄化槽設置補助金交付要綱
補助金の目的	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図ること
交付対象者	補助対象区域内の専用住宅に、処理対象人員 50 人以下の環境配慮型浄化槽を転換設置しようとする者（個人に限る）
開始年度	平成元年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

（出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成）

イ 補助金の額

補助金の額は、転換設置に要する費用を補助額とし、別表第 2 の人槽区分欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の補助限度額欄に定める額を限度額とする。

ただし、設置しようとする人槽が「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」による人槽の算定基準を上回る場合は、同算定基準により算定された人槽区分欄の額を限度額とする。

なお、既存単独処理浄化槽を撤去処分する場合は、撤去処分費を限度額とし、上記の補助金の額に 90,000 円を加算する。

（出所：一宮市浄化槽設置補助金交付要綱 第 5 条）

別表第 2

人槽区分	補助限度額
5 人槽	332,000 円
6 ～ 7 人槽	414,000 円
8 ～ 50 人槽	548,000 円

ウ 補助金額及び件数の推移

過去 3 年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表 3-7-4 のとおりである。

【図表 3-7-4】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	12,840,000	13,556,000	23,516,000
補助金額（決算）	10,086,000	11,870,000	22,228,000
補助件数	25	29	56

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見となる事項は発見されなかった。

8 監査の結果（活力創造部）

（１） 水田農業構造改革対策促進事業補助金

ア 補助金の概要

補助金名	水田農業構造改革対策促進事業補助金
所管課	農業振興課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市水稻ブランド化促進補助金交付要綱
補助金の目的	水田農業構造改革対策促進事業の一環として、一宮市の主要農作物である水稻のブランド化と土地の集積を促進し、農業者の所得向上を図ること
交付対象者	(1) 農業協同組合法により設立された団体 (2) 任意により設立された営農団体 ただし次の要件を備えるものとする。 (ア) 3戸以上の市内認定農業者が所属していること (イ) 代表者又は役員の定めのあること (ウ) 定款又はこれに準ずるものが定められていること
開始年度	平成 15 年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

（出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成）

イ 補助金の額

補助対象となる事業に要する経費に対する補助金の補助率は図表 3-8-1 のとおりである。

（出所：一宮市水稻ブランド化促進補助金交付要綱 第 4 条）

【図表 3-8-1】 補助対象経費と補助率

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率
特別栽培米生産促進事業	・ 特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき特別栽培米の生産を農業者 1 戸当たり各 1 団で 30a 以上行い特別栽培米の生産量の増加を図る事業	促進費	1 / 2 （上限 10a 当たり 6,000 円）
特別栽培米生産団地化促進事業	特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき特別栽培米の生産を農業者 1 戸当たり各 1 団で 1 ha 以上	促進費	1 / 2 （上限 10a 当たり 3,000 円）

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率
	行い特別栽培米の生産量の増加を図る事業		
新規作物導入事業	一宮市6次産業化・地産地消推進計画に基づき、一宮市の新たな特産品の育成を目指す農業者の新規作物の導入を推進する事業	促進費	1/2 (上限 10 万円)

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-8-2のとおりである。

【図表3-8-2】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	3,103,000	3,240,000	2,890,000
補助金額（決算）	3,011,002	3,239,455	2,889,670
補助件数	1	1	1

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見となる事項は発見されなかった。

(2) 移住促進支援補助金

ア 補助金の概要

補助金名	移住促進支援補助金
所管課	産業振興課
補助金の区分	奨励的補助金
要綱名	一宮市移住支援金交付要綱 愛知県首都圏人材確保支援事業費補助金交付要綱 愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領
補助金の目的	愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、一宮市への移住・定住の促進及び中小企業等において東京圏から一宮市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は企業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において一宮市移住促進支援補助金を交付する

	こと
交付対象者	移住等に関する要件を満たし、就業・テレワーク・起業・世帯に関する要件のいずれかを満たした者
開始年度	令和元年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金の交付額は、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身の場合にあつては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき30万円を加算する。

(出所：一宮市移住促進支援補助金交付要綱 第7条)

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-8-3のとおりである。

【図表3-8-3】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	—	—	1,000,000
補助金額（決算）	—	—	1,000,000
補助件数	—	—	1

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 補助金の更なる周知について【意見40】

(現状)

当補助金は、国主導の補助金であり、市が独自に行っている補助金ではない。開始から3年が経過しているが、申請・交付は3年間で1件のみである。

(意見)

国主導の補助金であることから、当補助金の必要性・継続について市で検討することは不可能である。このような補助金制度がある以上、対象者に対して広く周知することが重要であるといえる。担当者に確認したところ、問い合わせ

せはあるが、要件に一致する者が少ないとのことであった。

住民票を転入登録時に、東京 23 区からの転入者に対しては、補助金のチラシを配布するなど、より補助金の周知を行うことが望まれる。

(3) 商工団体等事業補助金

ア 補助金の概要

補助金名	商工団体等事業補助金
所管課	産業振興課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	商工団体等事業費補助金交付要綱
補助金の目的	市内の中小商業、サービス業及び工業の振興を図るため、商工団体等が実施する事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助すること
交付対象者	商業団体、商工業団体、若手経営者団体、NPO 団体
開始年度	平成 10 年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

事業に要する経費に対する補助金の額は、それぞれの事業に対する補助率及び補助限度額により算出された額に 100 分の 90 を乗じて得た額（愛知県が行うげんき商店街推進事業に採択された事業については、それぞれの事業に対する補助率及び補助限度額に 100 分の 90 を乗じて算出された額に 2 を乗じて得た額）とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

補助事業者の自己負担額が補助対象経費の 100 分の 10 に満たない場合は、補助対象経費から国等の補助金額及び補助対象経費の 100 分の 10 に相当する額を引いた金額を補助金額とする。

算出された補助金額に、1,000 円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額を補助金額とする。

(出所：一宮市商工団体等事業費補助金交付要綱 第 4 条)

ウ 補助金額及び件数の推移

過去 3 年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表 3-8-4 のとおりである。

【図表 3-8-4】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	22,548,000	9,638,000	19,913,000
補助金額（決算）	22,548,000	6,737,000	18,835,000
補助件数	50	29	43

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見となる事項は発見されなかった。

(4) 商工会運営費補助金

ア 補助金の概要

補助金名	商工会運営費補助金
所管課	産業振興課
補助金の区分	団体運営費補助金
要綱名	尾西商工会事業費補助金交付要綱 木曽川商工会事業費補助金交付要綱
補助金の目的	商工会が運営又は技術の改善及び向上を目的として実施する事業に必要な経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、小規模事業者の振興と安定に資すること
交付対象者	尾西商工会 木曽川商工会
開始年度	平成17年度
前払いの有無	有り
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金の額については、尾西商工会に対するものと木曽川商工会に対して、それぞれの要綱で定められている。

尾西商工会	木曽川商工会
(補助金交付の対象) 商工会が県交付要綱に従い市内小規模事業者の振興と安定を目的として実施する経営改善普及事業とする (補助金の交付額) 商工会の当該年度決算額のうち、上記の補助金交付対象の事業に係る経費から県交付要綱に従い、愛知県から交付を受けた補助金の額を差し引いた残額の40パーセント以内とする。	(補助金交付の対象) 次に掲げるもののうち、市長が適當かつ必要と認めるものとする。 (1) 地域総合振興事業費 (2) 経営改善普及事業指導職員人件費 (3) 経営改善普及事業指導事業費 (4) 管理費 (補助金の交付額) 上記の対象経費の2分の1以内とする。

(出所：尾西商工会事業費補助金交付要綱及び木曽川商工会事業費補助金交付要綱 第3条、第4条)

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-8-5のとおりである。

【図表3-8-5】 補助金額及び補助件数

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	25,878,000	25,878,000	25,878,000
補助金額（決算）	25,878,000	25,878,000	25,878,000
補助件数	2	2	2

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 尾西商工会と木曽川商工会の補助対象の相違について【指摘10】

(現状)

商工会運営費補助金として、尾西商工会事業費補助金交付要綱と木曽川商工会事業費補助金交付要綱の2つの要綱が存在している。それぞれの要綱について、主な相違点は図表3-8-6、図表3-8-7のとおりである。

【図表3-8-6】 2つの要綱の補助対象の相違点

対象事業費	尾西商工会	木曽川商工会
地域総合振興事業費	補助対象ではない	補助対象
経営改善普及事業指導職員人件費	補助対象	補助対象

対象事業費	尾西商工会	木曽川商工会
経営改善普及事業指導事業費	補助対象	補助対象
管理費	補助対象ではない	補助対象

(出所：各要綱より監査人が作成)

【図表 3-8-7】 2つの要綱の補助金交付額の相違点

対象事業費	尾西商工会	木曽川商工会
地域総合振興事業費		1 / 2 以内
経営改善普及事業指導職員人件費	(合計額-県からの 補助金収入) × 40%	(全額-県からの 補助金)
経営改善普及事業指導事業費		(全額-県からの 補助金)
管理費		1 / 2 以内
補助金上限額	10, 830, 000	15, 048, 000

(出所：各要綱より監査人が作成)

(指摘)

2つの要綱が存在しているのは、平成17年の合併時（一宮市・尾西市・木曽川町）にそれぞれの補助金が統合されることなく、現在までそのままとなっているものである。合併当初であれば、このような状況があることも理解できるが、合併から20年近く経っている現在においても、行う事業に大きな違いはない交付先に対して、補助対象範囲が異なることは問題といえる。

ただちに要綱を統一することは、交付先の運営を考えると困難であると推測される。そのため、まず以下2点から要綱統一に向けて検討されることを提言する。

1つ目に、木曽川商工会の補助対象経費について、内容を確認したところ、補助対象である管理費の中には、旅費や負担金、基金の拠出金や租税公課など市が補助すべきものかどうか不明瞭なものがあり、本来は補助対象から除くべき項目であるといえる。そもそも尾西商工会では管理費は補助対象ではないことも踏まえて、木曽川商工会においても管理費を補助対象から除外することを検討されたい。

2つ目に、補助金上限額である。木曽川商工会は補助上限額が15,048,000円であるのに対して尾西商工会は10,830,000円である。同様の事業を行っているにもかかわらず上限額が異なるのは問題である。差が約4,000,000円あるため、こちらもすぐに同額にすることは難しいことも想定されるが、段階的に調整することを検討されたい。

このように、それぞれの事業の内容の精査、今後段階的に調整することも含めて、早急に要綱・補助内容の検討を行い、最終的には要綱が統一されるべき

である。

い．決算書の正確性の検討について【意見 41】

（現状）

完了報告の際は、決算書のみ提出されている。

（意見）

経費に関する補助金であり、その決算書の金額は補助金額の算定の基礎となるものである。決算書の裏付けとなる全ての領収書・請求書を確認することは、その効果と効率性の比較の観点から求められるものではないが、決算書提出時に毎年費目を変えて、サンプルで請求書や領収書を提出させるなどし、決算書の数字の正確性・妥当性について検討することが望まれる。

（５） 新産業技術開発支援補助金

ア 補助金の概要

補助金名	新産業技術開発支援補助金
所管課	産業振興課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	新産業技術開発支援補助金交付要綱
補助金の目的	愛知県内の公的試験機関が行う依頼試験等を利用する中小企業者に対し、利用の要する費用の一部を補助することにより、中小企業者の新たな製品や技術の開発を促進し、事業の発展に資すること
交付対象者	次の１号か２号のいずれかで、かつ３号及び４号に該当するもの (1) 法人の場合、一宮市内に本店所在地として登記しており、かつ一宮市に事業所を有している中小事業者。個人の場合、一宮市に住民登録があり、かつ一宮市内に事業所を有している中小企業者 (2) 登記上の本店所在地が一宮市外の法人、一宮市外の住民登録である個人については、市内に事業所があり、依頼試験等をその事業所における自らの事業の用に供するため利用する中小企業者 (3) 市税に滞納がないこと (4) 暴力団等でない者及び暴力団等と緊密な関係を有しない者
開始年度	令和２年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助対象経費は、補助金の交付を受けようとする年度に納入した依頼試験等の利用に要する手数料及び利用料とし、補助金の額は、手数料等に3分の2を乗じて得た額とする。この場合において、算定した額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。ただし、補助金の交付は、同一の補助対象事業者について1年度につき50万円を限度とする。

(出所：一宮市新産業技術開発支援補助金交付要綱第4条、第5条)

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-8-8のとおりである。

【図表3-8-8】補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	—	1,600,000	1,100,000
補助金額（決算）	—	665,860	926,465
補助件数	—	22	9

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 終期が決まっている場合の要綱の記載について【意見42】

(現状)

当補助金は、令和2年度に新型コロナウイルスによる影響で中止となった七夕まつりに関連する補助金を財源として新設された補助金である。そのため、予算の都合上、令和5年度を目途に終了する予定である。

(意見)

すでに終了が予定されている補助金については、要綱において終期を規定することが、補助金交付対象者に対して、有用な情報になると考えられる。

い. 補助金の効果測定について【意見 43】

(現状)

当補助金は、令和 2 年度に新型コロナウイルスによる影響で中止となった七夕まつりに関連する補助金を財源として新設された補助金である。そのため、このような“代替的補助金”については、より詳細に補助金の目的を明確にし、この補助金による成果について、効果測定を行うべきである。現状は、完了報告書を記載する際に、一言定型的なコメントが記載されている程度である。

(意見)

新産業技術開発支援補助金の目的は「中小企業者の新たな製品や技術の開発を促進し、事業の発展に資すること」である。現状は完了報告書に一言記載されているだけであるが、目的に照らして何が補助金のゴールであるのか、補助金によってどのような効果がもたらされているのか、それぞれの交付先に対して適切に効果測定を行うことが望まれる。

(6) 空き店舗解消リフォーム補助金

ア 補助金の概要

補助金名	空き店舗解消リフォーム補助金
所管課	産業振興課
補助金の区分	奨励的補助金
要綱名	空き店舗解消リフォーム費用補助金交付要綱
補助金の目的	商店街の空き店舗や空き家をリフォームして事業を行うものに、リフォーム費用の一部を補助することにより、市内の商店街における空き店舗等の遊休ストックの利活用の促進と地域経済の活性化に資すること
交付対象者	次の号全てに該当するもの (1) 市内の商店街の空き店舗等をリフォームし開業する事業者 (2) 暴力団員でない者及び暴力団員等と緊密な関係を有しない者 (3) 市税に滞納が無い者
開始年度	令和 2 年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金の額は、補助対象者によって、図表 3-8-9 のとおり定められている。

【図表 3-8-9】 補助金の額

補助対象者	補助金の額
中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者（特定非営利活動法人、医療法人等を含む）	補助対象経費の 2 分の 1（1,000 円未満切り捨て）又は 100 万円のいずれか低い方の額を限度とする
上記以外	補助対象経費の 3 分の 1（1,000 円未満切り捨て）又は 100 万円のいずれか低い方の額を限度とする。

（出所：一宮市空き店舗解消リフォーム費用補助金交付要綱 第 5 条）

ウ 補助金額及び件数の推移

過去 3 年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表 3-8-10 のとおりである。

【図表 3-8-10】 補助金額及び補助件数

（単位：円、件）

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金額（予算）	—	1,000,000	1,000,000
補助金額（決算）	—	—	1,000,000
補助件数	—	—	1

（出所：市から提供）

エ 監査の結果

あ. 補助金申請先の開業後の現況確認について【指摘 11】

（現状）

補助金を交付し、開業した後の現地確認については、特に行わなければならない規定はなく、令和 3 年度に交付した先について現地視察したことがわかる資料は残っていなかった。

ただし、所管課によると、令和 3 年度に申請のあった 2 件については、市役所近辺の商店街での開業であったこともあり、確認を行った際の記録は残っていないものの、市の職員が現地に行っているとのことであった。それにより、2 件のうち 1 件については、要件の 1 つである「昼間の営業」を確認できなかったことから、最終的に交付されていない。

(指摘)

補助金の交付要件については、「昼間の営業」が必須であり、実際に行われているかどうかは、現地視察を行わないと確認できない。令和3年度に実際交付されなかった例もあり、今後、市役所周辺以外の商店街での開業も考えられることから、今後の申請においては、全て現地視察を行うべきである。

い．宣誓書に記載の事項について【意見 44】

(現状)

申請時に宣誓書を提出させており、その中には「店舗のトイレを一般開放します。またそれを周知する対応（看板等の設置）をします。」との一文がある。これについても、令和3年度に交付した対象先について、開業後に確認しているかどうかの記録は残っていなかった。当該文言は、商店街からの要望により追加したものであり、あくまでも商店街利用者の利便性を高めるためのものであることから、補助金交付の要件とはしておらず、その実施状況についても確認していない。

(意見)

補助金の交付要件ではないものの、例えば宣誓時に了承して補助金の交付を受けながら実際にはトイレを開放していない場合と、宣誓時にトイレ開放について了承できず申請を断念した場合、どちらも結果的にはトイレを開放していないにもかかわらず、補助金の交付に差が出るのは不公平である。このようなことが起こらないように、宣誓書にて宣誓した事項について、開業後に実施状況を確認にいき、遵守していない場合には、遵守するように指導することが望まれる。

う．現況確認時のチェックリストの使用について【意見 45】

(現状)

指摘11でも述べたとおり、現況確認を行うルールになっておらず、実際に確認も行われていない。

(意見)

要綱や宣誓書に記載された事項が遵守されているかの実地調査が必要であるが、その際、漏れなく調査できるように、要綱や宣誓書の遵守事項一覧をチェックリスト化するなどし、どの担当者が現地調査を行っても同一の視点・水準で調査されることが望まれる。

(7) 企業立地奨励補助金

ア 補助金の概要

補助金名	企業立地奨励補助金
所管課	産業振興課
補助金の区分	義務的・制度的補助金
条例	一宮市企業の立地の促進に関する条例
補助金の目的	一宮市における企業の立地の促進、産業構造の多角化及び高度化の推進並びに雇用の拡大を図り、一宮市の経済の発展及び市民生活の安定に資すること
交付対象者	要件を満たした事業者
開始年度	平成 14 年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

企業立地奨励補助金には、立地促進奨励金、高度先端産業立地促進奨励金、賃借型立地奨励金、雇用促進奨励金の 4 つの奨励金がある。

それぞれの対象者及び交付金額は図表 3－8-11 のとおりである。

【図表 3－8－11】企業立地奨励補助金の種類及び内容

補助金の種類		対象事業者	交付金額	交付限度額
立地促進奨励金		事業所を一宮市に新設・増設する場合に、適用要件(1)、(2)、(3)すべてに該当する事業者	投下固定資産総額の 5 % に相当する額	1 億 5 千万円
高度先端産業立地促進奨励金	大企業	適用要件(1)の(オ)に該当する事業所を一宮市に新設・増設(自ら所有又は賃借する工場等において事業の用に供する機械及び装置を一新する場合を含む)する場合に、投下固定資産総額が 50 億円以上で、事業所の操業開始に伴い、新たに常用雇用従業員を 20 人以上雇用する事業者	投下固定資産総額(土地に係るものを除く)の 10% 事業所の新設等に係る建物が賃借による場合または自ら所有又は賃借する事業所において事業の用に供する機械及び装置を一新する場合は 5%に相当する額	5 億円 (愛知県と合わせて最大 15 億円)
	中小企業	適用要件(1)の(オ)に該当する事業所を一宮市に新設・増設(自ら所有又は賃借する工場等において事業の用に供する機械及び装置を一新する場合を含む)する場合に、投下固定資産総額が 2 億円以上で、事業		10 億円

補助金の種類		対象事業者	交付金額	交付限度額
		所の操業開始に伴い、新たに常用雇用従業員を5人以上雇用する事業者		
	研究所	適用要件（１）の（オ）に該当する研究所を一宮市に新設・増設（自ら所有又は賃借する工場等において事業の用に供する機械及び装置を一新する場合を含む）する場合に、投下固定資産総が5億円（中小企業者には2億円）以上である事業者	投下固定資産総額（土地に係るものを除く）の20% 事業所の新設等に係る建物が賃借による場合または自ら所有又は賃借する研究所において事業の用に供する機械及び装置を一新する場合は10%に相当する額	5億円（愛知県と合わせて最大15億円）
賃借型立地奨励金		土地および家屋を賃借することにより事業所を一宮市に新設・増設する場合に、適用要件（１）、（３）に該当する事業者	賃借料の10%に相当する額を3年間交付する	120万円/年間
雇用促進奨励金		事業所を一宮市に新設・増設する場合に、適用要件（１）、（２）、（３）すべてに該当する事業者のうち、操業開始に伴い、一宮市内に在住する者を新たに常用雇用従業員として雇用し1年間継続雇用した事業者	該当する従業員1人につき30万円	1,500万円

（出所：一宮市ウェブサイト）

なお、適用要件は、以下のとおりである。

（１）事業所要件

新設・増設する事業所が以下のいずれかの事業の用に供されるものであること

- （ア）物品の製造、加工または修理に係る事業（日本標準産業分類の大分類E「製造業」に属する業種）
- （イ）流通事業（荷受け、保管、流通加工、出荷、道路運送など）（日本標準産業分類の大分類H「運輸業・郵便業」に属する業種）
- （ウ）ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業
- （エ）工業製品に係る基礎研究、応用研究または開発研究に係る事業（主たる業種が日本標準産業分類の大分類E「製造業」に属する業種）
- （オ）市長が規則で定める分野における高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造または研究に係る事業

（２）投下固定資産総額要件

事業所の新設・増設に要した投下固定資産総額が5億円（中小企業者は1億円）以上であること

(3) 雇用要件

新設・増設する事業所（研究所を除く）の操業開始に伴い、新たに常用雇用従業員を10人（中小企業者は5人）以上雇用すること。

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-8-12のとおりである。

【図表3-8-12】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	297,325,000	604,000,000	446,600,000
補助金額（決算）	252,596,000	482,451,000	398,441,000
補助件数	19	25	17

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 申請先の財務状況の確認について【意見46】

(現状)

申請時の提出物の中に、財務状況を確認するものは含まれていない。

(意見)

申請時に、「市税を滞納していないか」については、確認しているものの、決算書の提出など、財務状況が把握できるものについては提出を求めている。補助金は、操業から5年間は事業所の全部又は一部の操業の休止又は廃止の場合、全部若しくは一部の返還を命じることができる規定となっており、当該規則に従い、交付後に倒産した場合に返還を命じたとしても、補助金の回収が不能となることも考えられる。申請書などに、会社の決算状況や今後の売上・利益予測についての記載欄を設けることで、申請時時点での状況について市として把握することが望まれる。

(財務状況を把握している他自治体の例)

※ウェブサイトにおいて申請書が公表されている団体

豊田市：提出する事業計画書に今後5年間の売上予測の記載箇所あり

君津市：過去２年間の売上・経常利益・税引後当期利益の記載箇所あり
宮城県：提出する書類（企業の概要を明らかにする書類）に過去３年分の売上・利益の記載箇所あり

（８） 中小企業振興融資補助金

ア 補助金の概要

補助金名	中小企業振興融資補助金
所管課	産業振興課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市中小企業振興融資助成要綱 一宮市中小企業振興融資臨時助成要綱
補助金の目的	中小企業が愛知県信用保証協会の融資制度を実行した場合に、その信用保証料及び開業資金を予算の範囲内において助成することにより中小企業者の負担の軽減と事業の振興に寄与すること
交付対象者	次に掲げる要件の全てを満たす者 ・ 市内に主たる事業所を有すること ・ 保証料を一括納付していること ・ 市税の滞納がないこと
開始年度	平成 7 年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

（出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成）

イ 補助金の額

【中小企業振興融資助成】

助成金額は、次に掲げる額とする。

(1) 愛知県の小規模企業振興資金のうち通常資金については保証料の 30 パーセント。

(2) 愛知県の小規模企業振興資金のうち小口資金については保証料の 40 パーセント。

(3) 開業資金について融資金額の 2 パーセント

一宮市開業資金融資制度要項第 6 条第 1 号イまたはエによる場合は融資金額の 2.2 パーセントを助成金額とする。

以上の金額と一宮市中小企業振興融資臨時助成要綱により助成する額と合算した額に 100 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

（出所：一宮市中小企業振興融資助成要綱 第 4 条）

【中小企業振興融資臨時助成】

助成金額は、次に掲げる額とする。

(1) 愛知県の小規模企業振興資金のうち通常資金及び小口資金については保証料の 40 パーセント。

(2) 愛知県の小規模企業振興資金のうち災害復旧資金については保証料の 100 パーセント。

(3) 前各号以外の制度については保証料の 50 パーセント。

(4) 前各号に掲げる額と一宮市中小企業振興融資助成要綱により助成する額とを合算した額に 100 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(出所：一宮市中小企業振興融資臨時助成要綱 第 3 条)

ウ 補助金額及び件数の推移

過去 3 年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表 3-8-13 のとおりである。

【図表 3-8-13】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金額（予算）	75,951,600	143,183,000	59,800,000
補助金額（決算）	69,112,800	108,225,100	40,486,400
補助件数	544	300	332

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見となる事項は発見されなかった。

(9) 中小企業振興融資利子補給補助金

ア 補助金の概要

補助金名	中小企業振興融資利子補給補助金
所管課	産業振興課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市中小企業振興融資利子補給補助金交付要綱 一宮市中小企業振興融資臨時利子補給補助金交付要綱

補助金の目的	中小企業者が愛知県信用保証協会又は日本政策金融公庫国民生活事業の融資制度を実行した場合に、その返済に係る利子の一部を予算の範囲内において助成することにより中小企業者の負担の軽減と事業の振興に寄与すること
交付対象者	次に掲げる要件の全てを満たす者 ・市内に主たる事業所を有すること ・補助率相当額の利子の支払いが遅滞なく済んでいること ・市税の滞納が無い事
開始年度	平成 7 年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

【一宮市中小企業振興融資利子補給補助金】

補助の対象となる融資制度は、期間 3 年以上（1 月に満たない日数は 1 月とみなす。）で金額 1,000 万円以下の公庫一般貸付及び生活衛生貸付とする。

補助金の額は、融資期間内における当初 1 年間に係る利子の 30 パーセント。

(出所：一宮市中小企業振興融資利子補給補助金交付要綱 第 3 条、第 5 条)

ただし、①補助対象融資実行後、6 か月以内に同一資金で再度融資を実行した者、②融資実行後、1 年以内に繰上償還した者については、補助対象から除外される。

(一宮市中小企業振興融資利子補給補助金交付要綱 第 4 条)

【一宮市中小企業振興融資臨時利子補給補助金】

補助の対象となる融資制度は、融資期間 3 年以上（1 月に満たない日数は 1 月とみなす。）次のいずれかの融資制度とする。

・融資金額 1,500 万円以下の次に掲げる制度

- (1) 愛知県の小規模企業等振興資金のうち災害復旧資金（以下「災害復旧資金」という。）」
- (2) 公庫経営改善貸付及び生活衛生改善貸付（以下「マル経」という。）制度
- (3) 公庫特別貸付のうち新企業育成貸付、企業活力強化貸付、新企業育成・事業安定等貸付、食品貸付（以下「創業関連」という。）制度

・公庫特別貸付のうち融資金額 4,800 万円以下のセーフティネット貸付（以下「安定」という。）制度

(出所：一宮市中小企業振興融資臨時利子補給補助金交付要綱 第 2 条)

なお、補助金の額は次のとおりとする。

(1) マル経、安定及び創業関連については、当初1年間に係る利子の30パーセント。

(2) 災害復旧資金については当初1年間に係る利子の100パーセント。

上記について、100円未満の端数がある場合は、これを切捨てるものとする。

(出所：一宮市中小企業振興融資臨時利子補給補助金交付要綱 第4条)

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-8-14のとおりである。

【図表3-8-14】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額(予算)	2,982,400	45,146,000	75,055,000
補助金額(決算)	2,982,400	45,137,300	71,759,700
補助件数	114	324	274

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見となる事項は発見されなかった。

(10) 中小企業相談所補助金

ア 補助金の概要

補助金名	中小企業相談所補助金
所管課	産業振興課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	中小企業相談所補助金交付要綱
補助金の目的	中小企業相談所が実施する中小企業者育成及び経営指導等事業に要する経費、ビジネス支援センター運営並びに SOHO インキュベータオフィス入居者への経営指導等に関する事業に要する経費の一部を補助することにより、中小企業の振興、活性化に寄与すること
交付対象者	一宮商工会議所内の中小企業相談所
開始年度	平成9年度

前払いの有無	有り
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助対象事業の定めによる団体活動に要する事業費及び経費について、予算の範囲内において補助するとされている。なお、補助対象事業は、4月1日から翌年3月31日までに行われる事業であり、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者の育成及び経営指導等の運営に関する事業
- (2) ビジネス支援センターの運営に関する事業
- (3) SOHO インキュベータオフィス入居者への経営指導等に関する事業

(出所：一宮市中小企業相談所補助金交付要綱 第3条、第4条)

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-8-15のとおりである。

【図表3-8-15】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	8,254,000	8,254,000	8,254,000
補助金額（決算）	8,254,000	8,254,000	8,254,000
補助件数	1	1	1

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 決算書の正確性の検討について【意見47】

(現状)

決算書のみを提出させており、補助対象経費となっているそれぞれの経費の金額の妥当性について確認していない。この点、所管課では、関係書類を5年間保存するように求めており、必要があれば監査することがあるとし、疑義が生じた場合などは関係帳簿の確認を行うこととしているとのことであった。

(関係書類の整理)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は補助事業完了後、5年間保存しておかなければな

らない。

(検査等)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(意見)

所管課では、疑義が生じた場合に関係帳簿の確認を行う消極的確認によっている。しかし、補助金額に影響する以上、補助対象経費全ての金額を裏付ける証憑を確認することまでは求められなくとも、少なくともサンプルでの請求書・領収書の提出を確認することが望まれる。これにより、補助対象者に対して適切ではない金額での決算書の提出に対して、牽制を行う効果もあると考えられる。

い. 例外的処理である前払処理の必要性の検討について【意見 48】

(現状)

所管課では、事業運営費補助であるとして、前払いを行っている。しかし、要綱においては、確定後の支払いを原則とし、市長が特別の理由があると認める場合には例外的に前払いとする旨の規定となっている。決裁時の書類において、例外的処理を行うことについて明確な理由の記載がなく、根拠資料の添付もなかった。

(参考) 中小企業相談所補助金交付要綱

(補助金の交付)

第9条 補助金等の交付は、補助事業の完了を確認した後、交付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

(意見)

前払処理は例外的なものであることから、前払処理をする必要性について、慎重な検討を行うべきである。申請に対して、収支計画の検討を行う中で、繰越金の残高の確認も含め、例外的な処理を行う必要があるか否か慎重な検討を行う必要がある。その結果を客観的に確認できる形で明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。なお、他の補助金でも確認されたため、共通する意見として意見⑥に記載している。

(11) 一宮市国際交流協会補助金

ア 補助金の概要

補助金名	一宮市国際交流協会補助金
所管課	観光交流課
補助金の区分	団体運営費補助金
要綱名	一宮市国際交流協会補助金交付要綱
補助金の目的	一宮市における国際交流活動を促進するため、一宮市国際交流協会に対し、協会が実施する国際交流を促進する事業に要する経費について、補助すること
交付対象者	一宮市国際交流協会
開始年度	平成2年度
前払いの有無	有り
精算の有無	無し

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金額は第3条に要する経費の合計額とする。ただし、補助金は、予算の定める範囲内において交付する。

(出所：一宮市国際交流協会補助金交付要綱 第4条)

補助金交付の対象経費は、第2条の事業の実施に直接かかる経費とする。
ただし、他から補助金等（繰越金、預金利子、講座受講料等を除く。）の収入がある場合は、原則としてその補助金等相当額を補助金対象経費から控除する。

(出所：一宮市国際交流協会補助金交付要綱 第3条)

補助の対象は、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 市民と地域在住外国人との交流事業
 - (2) 市民の国際理解推進のための研修事業
 - (3) 地域住民の国際交流活動を促進するための啓発・普及事業
 - (4) 協会の運営事務事業
 - (5) その他、一宮市における国際交流活動を促進に寄与すると認められる事業
- 上記の定めに関わらず、次のいずれかに該当するものは補助の対象としない。
- (1) 営利を目的にする事業
 - (2) 特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれのあると認められる事業
 - (3) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると認められる事業

- (4) 本補助金以外に他から全額補助金等の収入がある事業
 (5) その他、一宮市における国際交流活動を促進に寄与すると認められない事業

(出所：一宮市国際交流協会補助金交付要綱 第2条)

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-8-16のとおりである。

【図表3-8-16】補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	4,800,000	1,900,000	2,500,000
補助金額（決算）	4,800,000	1,450,000	2,050,000
補助件数	1	1	1

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 職務専念義務免除手続について【指摘12】

(現状)

補助対象団体である一宮市国際交流協会の事務処理に関し、一宮市職員が参画している状況にあるが、この職員について職務専念義務免除の手続きは取られていない。この状況について、市において当該手続を必要とするものであるかの判断がされていない状況にある。

(指摘)

補助対象団体に対し、一宮市職員が参画している場合、この参画について市の本来の職務といえるもの、いえないものの判断が必要である。そして、本来職務といえる場合は当該業務を市の職務として書面により定義される必要があり、市の職務としていえない場合、職員の専念義務免除手続が必要である。

い. 例外的処理である前払処理の必要性の検討について【意見49】

(現状)

所管課では、事業運営費補助であるとして、前払いを行っている。しかし、要綱においては、確定後の支払いを原則とし、市長が補助金の交付目的を達成するために必要と認める場合には例外的に前払いとする旨の規定となっている。

決裁時の書類において、例外的処理を行うことについて明確な理由の記載がなく、根拠資料の添付もなかった。

(参考) 一宮市国際交流協会補助金交付要綱

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条に規定する補助事業等完了報告書を受けたときは、所要の審査を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が補助金の交付目的を達成するために必要と認めたときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を前渡（概算払又は前金払）することができる。

(意見)

前払処理は例外的なものであることから、前払処理をする必要性について、慎重な検討を行うべきである。申請に対して、収支計画の検討を行う中で、繰越金の残高の確認も含め、例外的な処理を行う必要があるか否か慎重な検討を行う必要がある。その結果を客観的に確認できる形で明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。なお、他の補助金でも確認されたため、共通する意見として意見⑥に記載している。

(12) 東京2020米国ホストタウン運営補助金

ア 補助金の概要

補助金名	東京2020米国ホストタウン運営補助金
所管課	スポーツ課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	東京2020米国ホストタウン事業運営補助金交付要綱
補助金の目的	東京2020米国ホストタウン事業運営に要する経費の一部を補助金すること
交付対象者	東京2020米国ホストタウン一宮市実行委員会
開始年度	令和3年度のみ
前払いの有無	有り
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金額は、予算の範囲内で第2条に規定する補助金交付の対象となる経費（１）と（２）を合計した金額とする。

補助金交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

（１）2021年3月24日付で締結した覚書に基づく、東京2020パラリンピックアメリカ合衆国女子シッティングバレーボール代表チーム事前キャンプ及び交流事業の履行に必要な経費

（２）その他、ホストタウン登録したアメリカ合衆国との文化的交流事業に必要な補助対象とすることが適当と認められる経費

（出所：東京2020米国ホストタウン事業運営補助金交付要綱 第2条）

（出所：東京2020米国ホストタウン事業運営補助金交付要綱 第3条）

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-8-17のとおりである。

【図表3-8-17】 補助金額及び補助件数

（単位：円、件）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	—	—	21,728,000
補助金額（決算）	—	—	21,648,612
補助件数	—	—	1

（出所：市から提供）

エ 監査の結果

あ. 補助団体へ出向がある場合の承認について【指摘13】

（現状）

補助対象団体である東京2020米国ホストタウン一宮実行委員会の会長に、一宮市担当部の部長が就任している。このため、当該補助金の申請は補助団体会長によりなされ、市側でこれらの承認行為に同一人物である部長の承認が残る状況にある。

（指摘）

補助金交付を受ける団体の長や構成員と、当該補助金の交付を決定する市の決裁担当が同一人物である場合、当該補助金交付にかかる決定や、完了確認、

交付などの各事務において、利害関係がある者が承認している状況となる。

当該状況にある場合、市での承認等においては該当する職員の承認を行わず、代理承認が行われる必要がある。

当該案件の最終決裁者は副市長となっており、今回の補助金を無効とするものではない。しかし、承認者の中にこのように補助対象団体との兼務者がいる場合、当該承認者以下の承認者の確認が、補助対象者に対して有利な判断となる、またはそのような誤解を受ける可能性がある。この点から、当該状況にある場合、代理承認等を検討するべきである。

9 監査の結果（建設部）

（１） 土地改良事業補助金

ア 補助金の概要

補助金名	土地改良事業補助金
所管課	治水課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市土地改良団体事業費補助金交付要綱
補助金の目的	農業生産の基盤整備、農地の集団化及び農村の環境改善により農家の所得の増大、地位の向上を図ること
交付対象者	次に掲げる要件を備える団体 ・営利を目的としない ・代表者又は役員の定めのあること ・定款又はこれに準ずるものが定められていること ・収支の経理が明確にされていること 市長が特に認めた場合はこの限りではない。
開始年度	昭和 62 年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

（出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成）

イ 補助金の額

補助の対象となる事業に要する経費に対する補助金の補助率は、市長が適当と認める経費に対して別表に掲げる補助率以内とする。

（出所：一宮市土地改良団体事業費補助金交付要綱 第４条）

別表

事業区分	基準	補助率
１．調査設計事業	土地改良事業の設立準備調査で受益面積がおおむね 20ha 以上	国県認証事業 15/100 以内
２．ほ場整備事業	農業につき行う区画整備事業で受益面積がおおむね 5 ha 以上	国県認証事業 15/100 以内
３．２．以外の土地改良事業	土地改良施設の機能保持等に資するため、土地改良区が行う施設の整備、補修、維持管理事業で受益面積がおおむね 5 ha 以上で事業費が 30 万円以上のもの	国県認証事業 15/100 以内

ウ 補助金額及び件数の推移

過去３年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表３－９－１のとおりである。

【図表３－９－１】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度
補助金額（予算）	49,975,790	14,604,000	16,191,000
補助金額（決算）	49,902,483	12,998,895	6,476,720
補助件数	5	2	4

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 完了報告遅れの対応について【指摘 14】

(現状)

補助事業完了報告書が施行事業完了後、１か月以内に提出されていない案件が発見された。当該事案は、令和３年１２月２０日での完了に対し、令和４年２月３日において完了報告を受けている状況にあった。

当該事例について所管課に質問を行ったところ、交付請求をもって交付事業の完了ととらえるため、上記は、令和４年２月３日が完了日となる認識とのことであった。

(指摘)

完了報告書については、補助金等交付決定通知書の様式において、完了後１か月以内での提出が求められている。

今後は、補助事業完了報告書について、交付事業完了後１か月以内に提出されていることを確認し、これを超える場合、理由書等の提出を求め、これらを含め完了報告の確認を行うべきである。

(２) 農業農村多面的機能支払事業（農地維持及び資源向上）補助金

ア 補助金の概要

補助金名	農業農村多面的機能支払事業（農地維持及び資源向上）補助金
所管課	治水課

補助金の区分	事業費補助金
要綱名	一宮市多面的機能支払交付金交付要綱
補助金の目的	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図ること
交付対象者	農林水産省の発出する「多面的機能支払交付金実施要綱」に定める活動組織又は広域活動組織
開始年度	平成 27 年度
前払いの有無	有り
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

交付の対象及び交付額は別表 1 に掲げるとおりとし、活動組織等の事業計画が認定された年度の 4 月 1 日以降に実施した活動について支援の対象とする。

(出所：一宮市多面的機能支払交付金交付要綱 第 3 条)

別表 1-①

交付の対象	地目	10 アール当たりの交付単価
農地維持活動	田	3,000 円
	畑	2,000 円
	草地	250 円
資源向上活動（共同）(*1) (*2)	田	2,400 円 (1,800 円)
	畑	1,440 円 (1,080 円)
	草地	240 円 (180 円)
資源向上活動（長寿命化）	田	4,400 円
	畑	2,000 円
	草地	400 円

(*1) 農地・水保全管理支払の共同活動又は資源向上活動（共同）を 5 年間以上実施した対象農用地又は資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、交付単価に 0.75 を乗じた（ ）内の単価とする。

(*2) 多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、交付単価に 5/6 を乗じた額とする。

別表 1-②

交付の対象	交付額
地域資源保全プランの策定	50 万円
組織の広域化・体制強化	40 万円

ウ 補助金額及び件数の推移

過去３年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表３－９－２のとおりである。

【図表３－９－２】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度
補助金額（予算）	14,866,000	14,544,000	14,334,000
補助金額（決算）	14,865,200	14,543,000	14,334,000
補助件数	12	14	13

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見となる事項は発見されなかった。

10 監査の結果（まちづくり部）

（1） バス路線維持対策補助金

ア 補助金の概要

補助金名	バス路線維持対策補助金
所管課	地域交通課
補助金の区分	事業費補助金
要綱名	① 路線バス「一宮・イオン木曽川線」維持対策費補助金 交付要綱 ② 138 タワーパーク及び一宮市総合体育館への交通手段 確保のための補助金交付要綱
補助金の目的	① 一宮市公共交通計画に則って地域の公共交通機関として 運行される、補助対象路線（名鉄一宮駅～馬寄～イ オンモール木曽川、イオンモール木曽川～馬寄～名鉄 一宮駅）を維持すること ② 一宮市にとって貴重な観光資源である 138 タワーパー ク及び一宮市総合体育館への唯一の公共交通機関を維 持すること
交付対象者	① 補助対象路線を道路運送法第4条の規定による法第3 条第1号のイ一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得 て運行する事業者 ② 補助対象路線を道路運送法第4条の規定による法第3 条第1号のイ一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得 て運行する事業者である名鉄バス株式会社
開始年度	① 平成25年度 ② 平成17年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

（出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成）

イ 補助金額の額

補助金の額は、補助対象経費の額とする。

各補助金における補助対象経費の額は以下のとおりである。

あ、路線バス「一宮・イオン木曽川線」維持対策費補助金

補助対象経費の額は、補助対象路線に係る運行費用の額から補助対象路線に係る収益を差し引いた額とする。

補助対象経費の額の算定に当たって必要な事項は、別記に定めるとおりとする。

（出所：路線バス「一宮・イオン木曽川線」維持対策費補助金交付要綱 第5、6条）

別記（補助対象経費算定事項）

1 費用の算出方法	運送事業者の経費加算方式による費用を基に事業者・イオンモール木曽川・市で協議
2 収益の算出方法	運送収入＋イオンモール負担金＋国庫補助金 ○運送収入 専属運送収入＋按分収入＋運送雑収 I. 専属運送収入 専属運送収入＝現金収入＋IC カード収入（1 円未満の端数は切り捨て） II. 按分収入 ① 対象収入の額 一宮おでかけバス手形販売額から事務手数料（5%）を控除し実車走行キロ按分した額 ② 按分方法 $\text{販売額} \times 0.95 \times (\text{一宮・イオン木曽川線実車走行キロ} \div \text{対象路線全線実車走行キロ})$（1 円未満の端数は切り捨て） III. 運送雑収 対象期間中の雑収入（乗合事業の広告収入などの付帯収入）を走行キロ配分した額 ○国庫補助 「一宮・イオン木曽川線の運行負担金に関する協議書」第2条の定めによる 「一宮・イオン木曽川線の運行負担金に関する協議書」 第2条 協定書第2条に定める欠損金の金額は、次に定める費用から収入を減じることによって算出するものとする。 （1）費用 別紙による積算費用＋続行運行における費用 （2）収入 別紙による木曽川線専属運送収入＋按分収入＋按分運送雑収＋国庫補助金

（出所：路線バス「一宮・イオン木曽川線」維持対策費補助金交付要綱 別記）

い. 138 タワーパーク及び一宮市総合体育館への交通手段確保のための補助金

補助対象経費の額は、補助対象路線に係る経常費用の額に1.05を乗じた額から補助対象路線に係る経常収益を差し引いた額とする。この場合において、補助対象路線に係る経常費用の額から補助対象路線に係る経常収益を差し引いた額が0円以下になったときは、補助対象経費の額を0円とする。

補助対象経費の額の算定に当たって必要な事項は、別記に定めるとおりとする。

（出所：138 タワーパーク及び一宮市総合体育館への交通手段確保のための補助金交付要綱 第5、6条）

別記（補助対象経費算定基準）

1 経常費用の算出方法	1 キロメートル当たり経常費用（A）＝ 補助対象期間中の名鉄バス株式会社の経常費用÷ 補助対象期間中の名鉄バス株式会社の実車走行距離 （実車走行距離とは、路線バスの営業距離をキロメートル単位で表したものをいう。） 経常費用＝A×補助対象期間中の補助対象路線の実車走行距離
2 経常収益の算出方法	経常収益＝(1) 運送収入＋(2) 運送雑収＋(3) 営業外収入 (1) 運送収入 運送収入＝定期外収入（※1）＋定期収入（※2） (2) 運送雑収 経常収益を算定する場合の運送雑収は、補助対象期間中の全路線に係る運送雑収を各路線の実車走行距離に按分したものである。 (3) 営業外収入 経常収益を算定する場合の営業外収入は、補助対象期間中の全路線に係る営業外収入を各路線の実車走行距離に按分したものである。

（出所：138 タワーパーク及び一宮市総合体育館への交通手段確保のための補助金交付要綱 別記）

※1 定期外収入＝③仮収入×④調整率

① 調査キロ収入	利用実態調査（名鉄バス株式会社において、5月又は6月（ただし、5月又は6月に実施した場合に実態と乖離する特別の事情がある場合は、補助対象期間中の他の月）に日曜日及び土曜日を除く平日において1日間以上行う調査をいう。以下同じ。）により、走行1キロメートル当たりの定期外収入を算出したものをいう。
② 実車走行距離	補助対象期間中の実車走行距離をいう。
③ 仮収入	①調査キロ収入×②実車走行距離
④ 調整率	利用実態調査により算出した定期外収入と補助対象期間中の定期外収入の実績との調整を図るものをいう。 ・利用実態調査における全路線に係る定期外収入を補助対象期間相当に換算したもの（A） ・補助対象期間中の全路線に係る定期外収入の実績（B） 調整率 B÷A

※2 定期収入＝③仮収入×④調整率

① 調査日収入	利用実態調査により、1日当たり定期収入を算出したものをいう。
---------	--------------------------------

② 運行日数	補助対象期間中の総日数から終日にわたり運転を休止した日数を減じたものをいう。
③ 仮収入	①調査日収入×②運行日数
④ 調整率	利用実態調査により算出した定期収入と補助対象期間中の定期収入の実績との調整を図るものをいう。 ・利用実態調査における全路線に係る定期収入を補助対象期間相当に換算したもの（A） ・補助対象期間中の全路線に係る定期収入の実績（B） 調整率 B ÷ A

ウ 補助金額及び件数の推移

過去３年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表３-10-１のとおりである。

【図表３-10-１】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度
補助金額（予算）	12,900,221	23,717,220	31,049,000
補助金額（決算）	12,900,221	23,717,220	30,989,684
補助件数	2	2	2

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 申請書付属書類の正確性・整合性の確認について【意見 50】

(現状)

交付申請書の付属として、補助金対象路線の費用収益の算定書や決算書等が提出されている。これら付属書類の正確性及び整合性について、その裏付けとなる領収書や請求書等の根拠資料の確認は行われていない。

(意見)

補助金対象路線の費用収益の算定書や決算書の金額は補助金額の算定の基礎となるものである。これら付属書類の裏付けとなる全ての領収書・請求書等を確認することは、その効果と効率性の比較の観点から求められるものではないが、毎年費目を変えて、サンプルで請求書や領収書等を提出させるなどし、付属書類の数字の正確性・妥当性について検討することが望まれる。また、整合確認には再計算による確認を行うことも有効であるため、再計算も含めて確認項目を整理し、属人化しない確認方法を整備することが望ましい。

い．付属書類の不備への対応について【指摘 15】

（現状）

補助金対象路線の収益の算定書について、輸送人員が発生しているにもかかわらず当該輸送人員に係る 1 人平均支払額や 1 人平均乗車キロがゼロと入力されていた。当該記載内容を書類上の不備と把握していたかについて所管課に質問したところ、不備と把握していたが、補助金額には影響がない部分であることから、申請者へ再提出の指示を失念していたとの回答が得られた。

（指摘）

不備にあたるのであれば申請者に修正と再提出を求めるべきである。仮に再提出を求めない場合があるとしても、不備に対してどのように対応したかについて記録するべきである。

1 1 監査の結果（建築部）

（1） 民間木造住宅耐震改修補助金

ア 補助金の概要

補助金名	民間木造住宅耐震改修補助金
所管課	住宅政策課
補助金の区分	奨励的補助金
要綱名	一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱
補助金の目的	地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、旧基準木造住宅の耐震改修工事に要する費用について、補助金を交付することにより、震災に強いまちづくりを促進すること
交付対象者	次の各号の全てを満たす者 (1) 旧基準木造住宅を所有する者又は所有する者と同等の権利を有する者として市長が認める者。 (2) 市県民税及び固定資産税を滞納していない者であること。 (3) 同一敷地内において、一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金、一宮市木造住宅解体工事費補助金又は一宮市耐震シェルター等設置補助金を受けていない者であること。 (4) 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものでないこと。
開始年度	平成 15 年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

（出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成）

イ 補助金の額

1 戸当たり（長屋建て又は共同住宅の場合は 1 棟当たり）の補助金額は、別表 2 のとおりとする。

ただし、補助金の額は千円未満の端数を切り捨てるものとする。

（出所：民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱 第 5 条）

別表 2

補助対象経費	一宮市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第 4 条に規定する工事に要する経費
耐震改修工事に対する助成額	次に掲げる額の合計額 ア 簡易耐震改修工事にあつては 30 万円（補助対象経費が 30 万円を下回る場合は、当該経費の額）

	イ 耐震改修工事にあつては (1) 補助の対象は耐震補強工事又は耐震補強工事及びその工事に係る耐震改修設計とし、耐震補強工事費の80%。ただし100万円を限度とする。 (2) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
補助金の交付金額	ア 簡易耐震改修工事にあつては 上欄アの助成額 イ 耐震改修工事にあつては 上欄イの助成額から、(2)の額を差し引いた額

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-11-1のとおりである。

【図表3-11-1】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	22,900,000	21,500,000	11,300,000
補助金額（決算）	20,300,000	5,000,000	11,300,000
補助件数	21	5	12

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見となる事項は発見されなかった。

(2) 民間木造住宅解体補助金

ア 補助金の概要

補助金名	民間木造住宅解体補助金
所管課	住宅政策課
補助金の区分	奨励的補助金
要綱名	一宮市木造住宅解体工事費補助金交付要綱
補助金の目的	地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害を防止すること
交付対象者	(1) 旧基準木造住宅を所有する者又は所有する者と同等の権利を有する者として市長が認める者。 (2) 市県民税及び固定資産税を滞納していない者であること。

	(3) 同一敷地内において、一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金、一宮市耐震シェルター等設置補助金及び一宮市木造住宅解体工事費補助金を受けていない者であること。 (4) 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
開始年度	平成 26 年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金の額は、補助対象工事に要する経費に 23% を乗じた額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)又は 20 万円のいずれか少ない額とする。

(出所：木造住宅解体工事費補助金交付要綱 第 5 条)

ウ 補助金額及び件数の推移

過去 3 年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表 3-11-2 のとおりである。

【図表 3-11-2】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金額 (予算)	36,400,000	37,800,000	40,000,000
補助金額 (決算)	36,400,000	37,800,000	36,112,000
補助件数	182	189	192

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見となる事項は発見されなかった。

(3) 要安全確認計画記載建築物耐震改修費等補助金

ア 補助金の概要

補助金名	要安全確認計画記載建築物耐震改修費等補助金
所管課	住宅政策課
補助金の区分	奨励的補助金

要綱名	一宮市要安全確認計画記載建築物耐震改修等補助金交付要綱
補助金の目的	要安全確認計画記載建築物のうち、沿道建築物の耐震改修等事業を実施する者に対して、建築物の耐震改修の促進を図ること
交付対象者	次の掲げる要件を全て満たす者 (1)補助対象建築物を所有する者。ただし、所有者が複数存在する場合には、申請者が補助金の交付を受けることに関して、次のいずれかの要件を満たすこととする。 ア 区分所有者がいる場合は、すべての区分所有者の同意を得ていること。ただし、管理組合を構成している場合は、合意形成が図られていること。 イ 共有者（相続人が数人あるときを含む。以下同じ。）がいる場合は、すべての共有者の同意を得ていること。 (2)国、地方公共団体又はこれらに準ずる者以外の者であること。 (3)固定資産税及び市県民税を滞納していないこと。 (4)暴力団、暴力団員又はこれらと緊密な関係を有する者でないこと。
開始年度	令和3年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金の交付対象となる経費及び補助金の交付額は、図表3-11-3のとおりとする。

【図表3-11-3】補助対象経費と交付額

区分		補助対象経費	補助金の交付額 (千円未満の端数は切り捨てる)
設計	耐震改修設計	耐震改修設計に要する経費及び耐震改修計画認定に要する経費	補助対象経費の6分の5以内の額。ただし5,000千円を限度とする。
工事	耐震改修又は除却工事	耐震改修工事又は除却工事に要する経費（工事監理に要する経費を除く）。ただし、51,200円/㎡（マンションの場合50,200円/㎡、住宅の場合34,100円/㎡）を限度とする。なお、住宅以外の耐震改修工事で、耐震診断の結果、Is（構造耐震指	補助対象経費の15分の11以内の額（マンションで納税証明書等が全ての戸数に満たない場合は、満たない戸数分の割合に応

区分		補助対象経費	補助金の交付額 (千円未満の端数は 切り捨てる)
		標) の値が 0.3 未満相当である場合は、56,300 円/㎡ (マンションの場合 55,200 円/㎡) を限度とする。	じて減額した額以内の額) を限度額とする。

(出所：一宮市要安全確認計画記載建築物耐震改修等補助金交付要綱第6条)

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-11-4のとおりである。

【図表3-11-4】補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額 (予算)	—	—	13,275,000
補助金額 (決算)	—	—	9,129,000
補助件数	—	—	1

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

監査の結果、指摘・意見となる事項は発見されなかった。

1 2 監査の結果（教育部）

（１） 一宮市学校給食会補助金

ア 補助金の概要

補助金名	一宮市学校給食会補助金
所管課	学校給食課
補助金の区分	団体運営費補助金
要綱名	一般財団法人一宮市学校給食会運営補助金交付要綱
補助金の目的	一宮市内における学校給食の適正及び円滑な実施及び運営を図るため、一般財団法人一宮市学校給食会に対して、学校給食会運営補助金を交付することにより、その経営の安定的発展に寄与すること
交付対象者	一般財団法人一宮市学校給食会
開始年度	昭和 42 年度
前払いの有無	有り
精算の有無	有り

（出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成）

イ 補助金の額

補助金の対象経費は、第 1 条の目的を達成するために行う事業全般とする。

（出所：一般財団法人一宮市学校給食運営補助金交付要綱 第 3 条）

ウ 補助金額及び件数の推移

過去 3 年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表 3-12-1 のとおりである。

【図表 3-12-1】 補助金額及び補助件数

（単位：円、件）

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金額（予算）	32,601,000	32,162,000	48,944,000
補助金額（決算）	32,190,869	31,743,479	48,191,446
補助件数	1	1	1

（出所：市から提供）

エ 監査の結果

あ. 事業全般に関する補助金について【意見 51】

(現状)

当該補助金の対象は、以下のように事業全般にかかるものとされている。

(参考) 一般財団法人一宮市学校給食会運営補助金交付要綱

(補助金の対象)

第3条 この要綱の規定による補助金の対象経費は、第1条の目的を達成するために行う事業全般とする。

当該補助団体の実態として、市内給食にかかる原材料の調達を行うとともに、当該材料費の財源となる給食費の徴収を行っており、これらの管理事務に係る間接費等を補助金で賄う状態にある。このため、補助金のない状況での収支の黒字化は不可能であり、事業に係る不足額を全額補助金で賄うことになっている。

不足分を全額賄う状況は、一般的には補助対象団体にとっても経費削減等のインセンティブが発生せず、管理事務に係る経費抑制がかかりにくい状況にあるともいえ、委託などの運営方法の変更の検討も必要となる。

これについて、市の考え方としては、直営とする場合は業務の機動性が失われ、委託とする場合安定した給食提供に関するリスクを感じるため当該形態をとっており、形態の再検討はあまり行われていないとのことであった。

(意見)

補助金の目的から、運営費の足りない分を全額賄う状況が常態化する状況は一般的に望ましい状況ではなく、上述の管理事務に係る経費抑制がかかりにくくなるリスクも潜在的に存在することになる。このため、補助対象の制約や委託など他の運営方法の余地がないか、地域や業務についての広域化、広範囲化による経費節減の可能性がないかなど、中長期的な検討が行われることが望ましい。

い. 職務専念義務免除手続について【指摘 16】

(現状)

補助対象団体である一宮市学校給食会に対し、一宮市職員が参画している状

況にあるが、この職員について職務専念義務免除の手続きは取られていない。
この状況について、市において当該手続を必要とするものであるかの判断が
されていない状況にある。

(指摘)

補助対象団体に対し、一宮市職員が参画している場合、この参画について市の本来の職務といえるもの、いえないものの判断が必要である。そして、本来職務といえる場合は当該業務を市の職務として書面により定義される必要があり、市の職務としていえない場合、職員の専念義務免除手続が必要である。

う. 補助団体へ出向がある場合の承認について【指摘 17】

(現状)

補助対象団体である一宮市学校給食会の理事に、一宮市所管課の課長が就任している。このため、市側で当該補助金に係る承認行為に先方団体理事である課長の承認が残る状況にある。

(指摘)

補助金交付を受ける団体の長や構成員と、当該補助金の交付を決定する市の決裁担当が同一人物である場合、当該補助金交付にかかる決定や、完了確認、交付などの各事務において恣意的に行われる外観を有しているといえる。

当該状況にある場合、市での承認等においては該当する職員の承認を行わず、代理承認が行われる必要がある。

(2) 修学旅行キャンセル料等補助金

ア 補助金の概要

補助金名	修学旅行キャンセル料等補助金
所管課	学校教育課
補助金の区分	団体運営費補助金
要綱名	一宮市修学旅行等中止又は延期に伴うキャンセル料等補助金交付要綱
補助金の目的	新型コロナウイルスの感染拡大の防止に係る対策としての一宮市立小学校及び中学校における令和3年度中の修学旅行等の中止又は延期に伴うキャンセル料等に係る補助金を交付し、保護者の経済的負担及び新型コロナウイルスの感染者等の精神的負担の軽減を図ること
交付対象者	修学旅行等の中止又は延期により旅行事業者等から第一次

	に請求を受ける当該学校の学校長
開始年度	令和2年度
前払いの有無	有り
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の全額とする。

補助対象経費は、新型コロナウイルス感染拡大の防止に係る対策として修学旅行等が中止又は延期されたことにより生じた経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、学校行事（修学旅行、キャンプ等の宿泊学習、遠足及び社会見学）ごと（1つの行事で複数日程が計画されている場合にはその日程ごと）に、1校で当該経費が複数回発生した場合、補助対象とするのは2回分までとする。

- (1) 修学旅行等の中止又は延期に伴うキャンセル料。ただし、出発後の中止においては、出発前の「旅行代金内訳書」等に基づく実際にかかった費用分を除く。
- (2) 修学旅行等の出発後の中止に伴い、行程を変更したことによる交通費の増額分
- (3) 修学旅行等が実施された場合において、児童生徒本人又は本人と住居を同じくするものが新型コロナウイルスの感染者、濃厚接触者もしくは感染の疑いのためPCR検査の受検者となったことにより、修学旅行等に参加できなかった場合のキャンセル料
- (4) その他市長が必要と認める経費

(出所：一宮市修学旅行等中止又は延期に伴うキャンセル料等補助金交付要綱
第4条、第5条)

ウ 補助金の申請

交付申請の際、領収書等の書面について、教職員分が含まれていないことを明らかにして申請しなければならない。

請求書等で、児童生徒分のみであることが明らかな経費を除き、児童生徒分と教職員分が合算されている経費は、すべて人数按分の対象とする。

(出所：一宮市修学旅行等中止又は延期に伴うキャンセル料等補助金交付要綱
補足説明 第7条)

エ 補助金額及び件数の推移

過去３年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表３-12-２のとおりである。

【図表３-12-２】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度
補助金額（予算）	—	—	42,515,000
補助金額（決算）	—	—	36,023,987
補助件数	—	—	21

(出所：市から提供)

オ 監査の結果

あ．提出書類間の整合性の確認について【指摘 18】

申請書類内又は申請書類と実施報告書類の間に整合がとれない事例が２件見受けられた。

	申請書類（請求書）	実施報告書類（領収書）
1	金額：2,006,736 円 宛名：中学校 キャンセル料を生徒と教員で人数按分	金額：2,006,736 円 宛名：中学校 但し書は「修学旅行取消料（生徒様）」
2	申請書類（人数按分の計算表） キャンセル料の対象となった人数： 231 人	申請書類（補助金交付申請書） 補助金交付対象となる人数： 227 人

所管課が申請者へ改めて聞き取り調査を行ったところ、１つ目の事案は領収書の但し書が誤っていたため交付された補助金の額に誤りはなかった。２つ目の事案は人数按分の計算表の人数が誤りであると判明したため、補助金の交付額に誤りが生じていた。

(指摘)

所管課は、申請者の提出書類を漫然と確認するのではなく、整合すべき箇所、特に補助金額の算出に影響するところには留意して確認を行うべきである。

(3) 体育大会等出場経費補助金

ア 補助金の概要

補助金名	体育大会等出場経費補助金
所管課	学校教育課
補助金の区分	団体運営費補助金
要綱名	一宮市体育大会等出場経費補助金交付要綱 体育大会等出場経費補助金取扱要領
補助金の目的	日本中学校体育連盟主催の全国中学校体育大会、東海中学校体育連盟主催の東海中学校総合体育大会、愛知県中小学校体育連盟主催の愛知県中学校総合体育大会及び西尾張中小学校体育連盟主催の西尾張体育大会並びに一宮市外での各種大会に出場する一宮市立の中学校生徒の経費を予算の範囲内で補助することにより、体育等の向上に資すること
補助対象者	全国大会、東海大会、県大会、西尾張大会及び各種大会の要項等に定める中学生の参加者とする。 なお、運動部においては選手、補助及びマネージャーの正規出場者、文化部においては出場者及び補助員
開始年度	昭和 55 年度
前払いの有無	無し
精算の有無	無し

(出所：要綱、要領、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助対象経費		補助率
交通費	公共交通機関を利用し、最も経済的な通常の経路及び方法により算出する。 貸切バスの費用は、高速道路代及び駐車場代を含み、乗車した総人数で割ったものを1人当たりの単価とし、公共交通機関を使用した単価と比較し、低い方とする。これに、補助対象となる人数を乗じた金額が請求金額となる。	10/10 以内
宿泊費	1人1泊につき 5,500 円の範囲内とする。	
参加費	大会参加に要する参加費のみとする。	
その他	補助対象とすることが適当と一宮市長が認める経費。(楽器等の運送費、使用料)	

(出所：一宮市体育大会等出場経費補助金交付要綱 第3条、第4条及び体育大会等出場経費補助金取扱要領)

ウ 補助金額及び件数の推移

過去３年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表３-12-３のとおりである。

【図表３-12-３】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度
補助金額（予算）	5,956,000	420,000	5,956,000
補助金額（決算）	4,984,920	346,820	4,480,147
補助件数	33	8	38

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ．貸し切りバスの単価計算について【指摘 19】

(現状)

貸し切りバスの補助対象経費の額は、貸し切りバス代を乗車人数で除した単価に乗車した生徒数を乗じて算出している。当該単価の算定表を閲覧したところ、生徒のみが乗車していると見受けられる事案が４つの中学校において発生していた。引率教員等の有無について所管課に質問したところ、どの中学校においても引率教員等の乗車が確認できたため、これらの者を考慮して補助金額の再計算を行った結果、１校において補助金の交付額に誤りが生じていたとの回答が得られた。

(指摘)

申請者からの提出書類を漫然と確認するのではなく、中学生の長距離バス移動で引率者がいない点など一般的に考えて不自然な点はないかも含め、特に留意して確認を行うべきである。単価算出時に引率者を含めることを各学校へ改めて周知することが望まれる。なお、この指摘により、該当の中学校に対して18,258円の過大交付分について返還請求を求めた。

い．銀行振込手数料の取扱いについて【意見 52】

(現状)

貸し切りバス代等の銀行振込手数料について、要綱及び取扱要領にはその取扱いが明記されていない。当該費用を補助対象経費として申請している申請者と、補助対象外経費として申請金額に含めていない申請者が見受けられた。

銀行振込手数料は補助対象経費になり得るかについて所管課へ質問したところ、大会に必要な費用として補助対象経費に含めての申請を認めているとの回答が得られた。

(意見)

銀行振込手数料はどの学校でも発生しうる経費であるため、公平性の観点から、当該費用は補助対象経費である旨を通知するか、若しくは取扱要領に明記することが望ましい。

(4) 連区女性団体等活動補助金

ア 補助金の概要

補助金名	連区女性団体等活動補助金
所管課	生涯学習課
補助金の区分	団体運営費補助金
要綱名	一宮市地域女性団体活動奨励補助金交付要綱
補助金の目的	連区を単位とする女性団体（連区単位女性団体）及び連区単位女性団体の連絡調整を図ることを目的とする女性団体（一宮市地域女性団体連絡会）からなる地域女性団体の活動を奨励し、地域の活性化あるいはふれあいを大切にし、老若男女が安心して暮らせる環境づくりに寄与すること
交付対象者	連区単位女性団体及び一宮市地域女性団体連絡会
開始年度	平成 19 年度
前払いの有無	有り
精算の有無	有り

(出所：要綱、アンケート結果より監査人が作成)

イ 補助金の額

補助金の額は、補助対象事業に要する経費（以下補助対象経費という。）以内の額とし、次の額を交付する。

あ. 連区単位女性団体

次の表の加入町内の組織率の欄及び補助対象経費の欄のいずれか上位にない区分に応じた補助金額の欄に掲げる額。ただし、会員数が 500 名未満の場合（組織率が 20%以上 40%未満である団体又は補助対象経費が 114,000 円以上 132,000 円未満である団体を除く。）は、1 区分下位の補助金額の欄に掲げる額。

加入町内の組織率	補助対象経費	補助金額
70%以上	208,000 円以上	104,000 円
60%以上 70%未満	170,000 円以上 208,000 円未満	85,000 円
40%以上 60%未満	132,000 円以上 170,000 円未満	66,000 円
20%以上 40%未満	114,000 円以上 132,000 円未満	57,000 円

い. 一宮市地域女性団体連絡会

226,000 円

(出所：一宮市地域女性団体活動奨励補助金交付要綱 第5条)

ウ 補助金額及び件数の推移

過去3年間の補助金額及び補助件数の推移は、図表3-12-4のとおりである。

【図表3-12-4】 補助金額及び補助件数

(単位：円、件)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額（予算）	1,474,000	1,275,000	1,067,000
補助金額（決算）	1,379,000	289,311	706,759
補助件数	13	3	7

(出所：市から提供)

エ 監査の結果

あ. 補助対象外経費に係る支出の取扱いについて【指摘20】

(現状)

補助対象外である役員記念品について、購入代金の支払いに係る銀行振込手数料を補助対象経費と認める一方で、役員記念品を各役員へ発送する際の送料は補助対象外経費とする場合が見受けられた。

補助対象外経費に係る経費の取扱いについて所管課に質問したところ、補助対象外経費の振込手数料であるため補助対象外経費であるとの回答が得られた。

(指摘)

補助対象外経費に係る支出は、補助対象外の活動に起因して発生するものであるため、所管課の回答どおり補助対象外経費に係る銀行振込手数料も当然に補助対象外経費として取扱うべきである。

い．支払証明書の記載内容について【意見 53】

（現状）

ガソリン代について支払証明書を用いる場合は、目的と行き先を明記することと定められている。申請団体の提出資料を閲覧したところ、目的の記入はあるが行き先を明記せずに使用しているものが1件見受けられた。

また、領収書を紛失したため支払証明書を用いて申請しているものが1件見受けられた。

支払証明書の使用方法について申請団体への指導の有無と紛失した領収書の代替として支払証明書が利用される頻度を所管課に質問したところ、指導はしていないこと、また、代替として支払証明書を用いることは稀にあるが、代替利用が見受けられた際には、支出の内容や事情の聞取りを行っているとの回答が得られた。

（意見）

各連区へ配付している「会計処理について」において、支払証明書は領収書が発行できない場合（交通費や慶弔費等）のみ利用でき、領収書が発行できる場合は必ず入手するよう求められている。

支払証明書を用いてガソリン代を支出する際には、目的と行き先を記入することが求められている。

運用ルールから外れた使用方法が見受けられた際には、適時に申請者を指導することが望まれる。また、領収書が発行できるにもかかわらず支払証明書をその代替として利用することが頻発するようであれば、運用ルールの形骸化を防ぐためにも、原則どおり領収書の添付があるもののみ経費として認めることが望ましい。

う．返金時の会計処理について【意見 54】

（現状）

徴収した参加費を返金した際の支出について、雑費科目を用いて費用として会計処理がされている事例が1件見受けられた。

会計処理の改善に関して申請者への指導の有無について所管課へ質問したところ、申請団体への指導は行っていないとの回答が得られた。

（意見）

各連区へ配付している「会計処理について」において、参加費の返金は収入のマイナスとして会計処理するよう明記されている。

運用ルールから外れた会計処理が見受けられた際には、適時に申請者を指導す

ることが望まれる。

え．クラブ助成費の申請時添付資料について【意見 55】

（現状）

連区によっては有志によるクラブが創設されており、このクラブの活動を支援するための支出は「クラブ助成費」という名称で補助対象経費に認められている。当該クラブ助成費は、実績報告時に使途を明らかにする資料の添付は求められておらず、例えば、「5,000 円のクラブ助成費」という形で連区からクラブへ渡切りで支出されている。

クラブ活動状況の確認方法について所管課へ質問したところ、連区女性団体会長が口頭でクラブ活動状況の確認をし、その内容を口頭により会長が所管課へ報告しているとの回答を得た。

（意見）

渡切りで支給した場合、使途が不明瞭でクラブ活動に必要な経費であるかどうかの判断ができない。また、クラブ活動と称して補助対象外の活動に係る支出が可能になるなど、不正を行うことが可能な環境にあるとも考えられる。

クラブ活動状況の確認は口頭によるものではなく、クラブ活動に関する領収書、若しくは、申請団体の長から承認を受けたクラブの収支報告書の提出を求めることが望ましい。

お．補助金の効果測定の実施について【意見 56】

（現状）

市内には連区と呼ばれる地域別の女性団体が11連区存在している。なお、直近では、1連区が令和元年度に活動を終了、解散している。

終了の理由を所管課へ質問したところ、連区女性団体会員の高齢化が進み、また、若者世代の入会がないため会長が決まらず活動を終了したとの回答であった。解散の事実が、連区女性団体による活動を通さなくても当該補助金の目的を達成できる地域社会が築かれていることを示しているか否かについては明確な回答は得られなかった。

また、当該補助金は終期が設定されていない。加えて、補助金交付による効果測定にあたっての評価基準が設けられていない。これらのことは、補助金の慣例的な交付につながりかねない。

（意見）

慣例的な交付とならないために、補助金の効果測定を行うための評価基準を定

めることが望まれる。補助金の交付決定→補助金の支出→事業報告→評価→次年度の補助金の必要性を検討、という各ステップを踏んで補助金が交付される体制を構築することが望ましい。

一定の基準に基づいて補助金の効果を評価することで、補助金交付目的の達成状況を確認しやすくなり、また、次年度も補助金を交付するか否かの判断材料となると考えられる。

か．例外的処理である前払処理の必要性の検討について【意見 57】

（現状）

所管課では、活動する補助金であり前払いでないと事業が実施できないとして、前払いを行っている。しかし、この点要綱に明示なく、一宮市補助金等交付規則の定めによるものとしている。これは、確定後の支払いを原則とし、市長が特に必要と認める場合には例外的に前払いとする旨の規定となっている。決裁時の書類において、例外的処理を行うことについて一切の記載がなく、根拠資料の添付もなかった。

（参考）一宮市補助金等交付規則

（交付時期）

第 13 条 補助金等の交付は、前条の規定により補助金等の交付金額が確定した後これをを行うものとする。

2 補助事業者等の助成金等の交付目的を達成するため、市長において特に必要と認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を前渡（概算払又は前金払）することができる。

3 補助事業者等は、前 2 項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたものについては、別に定める請求書によることができる

（意見）

前払処理は例外的なものであることから、前払処理をする必要性について、慎重な検討を行うべきである。申請に対して、収支計画の検討を行う中で、繰越金の残高の確認も含め、例外的な処理を行う必要があるか否か慎重な検討を行う必要がある。その結果を客観的に確認できる形で明確にした上で、決裁を行うことが望まれる。なお、他の補助金でも確認されたため、共通する意見として意見⑥に記載している。

参考

指摘意見まとめ一覧

監査の結果、全体及び個別の補助金に対して、指摘 20 件、意見 57 件にかかる事項が発見された。

N0	対象補助金	区分	指摘意見
1	全体	意見 1	補助金を一元的に管理する部署について
2	全体	意見 2	補助金に関する情報の公開について
3	全体	意見 3	補助金に関する定期的な見直しについて
4	全体	意見 4	適切な予算の策定と事業評価について
5	全体	意見 5	補助金の対象先の関与について
6	全体	意見 6	例外的処理である前払処理の可否について
7	全体	意見 7	提出される資料の確認について
8	全体	指摘 1	暴力団構成員かどうかの確認について
9	全体	意見 8	終期設定について
10	地域集会施設建設補助金	指摘 2	相見積もりの必要性について
11	防犯灯補助金	指摘 3	事業完了報告書の記載漏れについて
12	防犯カメラ補助金	意見 9	維持費補助金の申請時の提出書類について
13	市民活動補助金	意見 10	提出された領収書の妥当性について
14	市民チャレンジ事業補助金	指摘 4	申請書類の不備について
15	市民チャレンジ事業補助金	意見 11	交付申請事業の完了期限を超過した際の対応について
16	市民チャレンジ事業補助金	意見 12	実施報告書の添付資料の添付方法について
17	社会福祉協議会補助金	指摘 5	補助対象経費の範囲について①
18	社会福祉協議会補助金	意見 13	補助対象経費の範囲について②
19	社会福祉協議会補助金	意見 14	例外的処理である前払処理の必要性の検討について
20	共同生活援助支援事業補助金	意見 15	事務進捗を記録する書類について
21	社会福祉施設整備事業補助金	意見 16	入札記録の入手について
22	グループホームいずみ運営費補助金	意見 17	例外的処理である前払処理の必要性の検討について
23	軽費老人ホーム利用料補助金	指摘 6	申請書の記入漏れについて
24	軽費老人ホーム利用料補助金	指摘 7	補助対象経費の漏れについて
25	軽費老人ホーム利用料補助金	意見 18	補助金の交付時期について
26	シルバー人材センター補助金	意見 19	決算書の正確性の検討について
27	シルバー人材センター補助金	意見 20	例外的処理である前払処理の必要性の検討について
28	老人クラブ事業補助金	意見 21	食糧費の使途について
29	老人クラブ事業補助金	意見 22	各費用の詳細な内容について
30	老人クラブ事業補助金	意見 23	例外的処理である前払処理の必要性の検討について
31	老人クラブ連合会補助金	意見 24	決算書の正確性の検討について
32	老人クラブ連合会補助金	意見 25	例外的処理である前払処理の必要性の検討について
33	介護サービス提供体制確保事業補助金	指摘 8	補助対象経費に対する証憑書類について
34	介護サービス提供体制確保事業補助金	意見 26	申請書類の保管状況について
35	私立保育園運営補助金	意見 27	例外的処理である前払処理の必要性の検討について

NO	対象補助金	区分	指摘意見
36	私立保育園障害児保育事業補助金	意見 28	例外的処理である前払処理の必要性の検討について
37	私立保育園一時預かり事業補助金	意見 29	補助金の算定の基礎となる人数の確認について
38	私立保育園一時預かり事業補助金	意見 30	例外的処理である前払処理の必要性の検討について
39	テナント型保育所改修費等支援補助金	意見 31	例外的処理である前払処理の必要性の検討について
40	延長保育事業補助金	意見 32	例外的処理である前払処理の必要性の検討について
41	小規模保育改修費等支援事業補助金	意見 33	補助対象となる経費に含まれない費用の明記について
42	地域青少年育成会活動補助金	意見 34	補助限度額の要綱への記載について
43	地域青少年育成会活動補助金	意見 35	事業完了日の確認について
44	結婚新生活支援補助金	意見 36	要件に該当するか否かの判断基準について
45	医療保健関係事業補助金	指摘 9	補助対象経費の判定について
46	公衆浴場確保対策補助金	意見 37	補助金継続の検討について
47	住宅用地球温暖化対策設備設置補助金	意見 38	継続的な使用状況の確認について
48	住宅用地球温暖化対策設備設置補助金	意見 39	補助金の予算残額の開示について
49	移住促進支援補助金	意見 40	補助金の更なる周知について
50	商工会運営費補助金	指摘 10	尾西商工会と木曽川商工会の補助対象の相違について
51	商工会運営費補助金	意見 41	決算書の正確性の検討について
52	新産業技術開発支援補助金	意見 42	終期が決まっている場合の要綱の記載について
53	新産業技術開発支援補助金	意見 43	補助金の効果測定について
54	空き店舗解消リフォーム補助金	指摘 11	補助金申請先の開業後の現況確認について
55	空き店舗解消リフォーム補助金	意見 44	宣誓書に記載の事項について
56	空き店舗解消リフォーム補助金	意見 45	現況確認時のチェックリストの使用について
57	企業立地奨励補助金	意見 46	申請先の財務状況の確認について
58	中小企業相談所補助金	意見 47	決算書の正確性の検討について
59	中小企業相談所補助金	意見 48	例外的処理である前払処理の必要性の検討について
60	一宮市国際交流協会補助金	指摘 12	職務専念義務免除手続について
61	一宮市国際交流協会補助金	意見 49	例外的処理である前払処理の必要性の検討について
62	東京 2020 米国ホストタウン運営補助金	指摘 13	補助団体へ出向がある場合の承認について
63	土地改良事業補助金	指摘 14	完了報告遅れの対応について
64	バス路線維持対策補助金	意見 50	申請書付属書類の正確性・整合性の確認について
65	バス路線維持対策補助金	指摘 15	付属書類の不備への対応について
66	一宮市学校給食会補助金	意見 51	事業全般に関する補助金について
67	一宮市学校給食会補助金	指摘 16	職務専念義務免除手続について
68	一宮市学校給食会補助金	指摘 17	補助団体へ出向がある場合の承認について
69	修学旅行キャンセル料等補助金	指摘 18	提出書類間の整合性の確認について
70	体育大会等出場経費補助金	指摘 19	貸し切りバスの単価計算について
71	体育大会等出場経費補助金	意見 52	銀行振込手数料の取扱いについて
72	連区女性団体等活動補助金	指摘 20	補助対象外経費に係る支出の取扱いについて
73	連区女性団体等活動補助金	意見 53	支払証明書の記載内容について
74	連区女性団体等活動補助金	意見 54	返金時の会計処理について
75	連区女性団体等活動補助金	意見 55	クラブ助成費の申請時添付資料について
76	連区女性団体等活動補助金	意見 56	補助金の効果測定の実施について
77	連区女性団体等活動補助金	意見 57	例外的処理である前払処理の必要性の検討について